合　計　一五、九九五、五三一

以上が國防法の概要と之に伴ふ豫算である。之が實施及兵器整備の充實に就てはその成果を數年又は十數年後に俟たねばならぬ。之に關し前米國陸軍參謀總長で現に比律賓軍名譽元帥の稱號を受けて國防顧問たるダグラス・マツカーサー將軍は一九三六年六月十九日左の如き國防案を發表すると共に之が効力に就て「現在比律賓に於て組織されつゝある國防計畫完成の曉には世界の最も强力な國家の軍隊の侵入をも阻止し得べく、又如何なる國も敢て比島を攻擊することはなからうと確信する」と豪語して居る。

マツカーサー將軍の比島國防計畫

(一)　陸軍　將校九百三十人、兵六千五百人の正規軍隊の外に學校及軍隊訓練所に於て義務軍事教練を受けた豫備軍隊を毎年四萬人の割合で養成するならば十年後には四十萬人、三十年後には百二十萬人の豫備軍を常備し得る。

(二)　海軍　海岸防備用としては十年間に快速水雷艇五十隻乃至百隻を建造すること。

(三)　空軍　これ亦十年間に二百五十臺の軍用飛行機を擁する空軍を確立すること。

(四)　軍費　右の國防計畫に要する經費は一ケ年千六百萬比の豫定で、三十年後には比島は完全に軍事上難攻不落の國となり、やがては太平洋並に世界平和維持に不可缺な重要因子となるであらう。

マツカーサー將軍の豫言と理想が實現するや否やは吾人の批評する所ではないが、比律賓コンモンウエルス政府が現行國防法の如き立法をなせる英斷と決意とは壯とするに足るであらう。斯かる曉には比島に駐屯する米軍は全く不必要となならうが現在尙ほ比島には米國陸軍正規兵は司令官ルシアス・アール・ホールブルツク少將の下に將校下士兵を合せ一

〇、九三二名が左の七兵營に分駐して居る。

サンチアゴ兵營 Fort Santiago（マニラ）比律賓駐屯米國軍司令部 Department Headquarters

ジョン・ヘー兵營 Camp John Hay（山岳州バギオ）マニラより七十一哩

ストツツエンバーグ兵營 Fort Stotsenburg（呂宋島パンパンガ）マニラより五十七哩

ミルス兵營 Fort Mills（コレギドル島）マニラ及スビツク灣港灣防備、マニラより三十哩

ウイリヤム・マツキンレー兵營 Fort Wm. Mckinley（呂宋島リサール）マニラより九哩、比律賓師團司令部 Philippine Division Headquarters

プテイツト兵營 Petit Barracks（ミンダナオ島サンボアンガ）マニラより五百十二哩

マニラ兵營 Port of Manila（マニラ灣）

尙ほマニラ灣岸にはドラム（Drum）、ヒユーズ（Hughes）、フランク（Frank）の三要塞がある。

現在比律賓にある海軍根據地はマニラより二十哩の南方、マニラ灣の關門を扼するカヴイテ軍港と、それより海上五十哩の西北方スビツク灣に臨むオロンガポ要港である。後者に就ては從來も米國海軍專門家によつて幾度か防備無用論や要港放棄論が唱へられたが、最後の土壇場になつて反對が出ては廢止を免れ來たものである。米國亞細亞艦隊は重巡洋艦オーガスタ號（一九三〇年進水、排水量九、〇五〇噸、速力三二・七節、乘員六八〇人）を旗艦として總數四十隻であるが其中南支那海偵察艇隊旗艦（ミンダナオ號）及揚子江偵察隊（旗艦ルソン號）に屬する河用砲艦約八隻は其名稱の示す通り主として支那沿海及長江方面にあり、比律賓近海にあるものは亞細亞艦隊驅逐戰隊に屬する左の三十二隻である。而して此の三十二隻も毎年十一月から翌年三月までの寒冷期には熱帶海洋の比島方面にあつて春暖期に入つて、

北上して中部支那沿海から北支那方面に出動すること蛇の冬籠りに似た感がある。

米國亞細亞艦隊

旗艦オーガスタ號（重巡洋艦）司令長官エッチ・イー・ヤーネル海軍大將乘艦	一隻
輕巡洋艦（イサベル號）	一隻
砲艦（サクラメント號、アッシヴイル號、タルサ號）	三隻

第五驅逐艦隊

旗艦（驅逐母艦）ブラック・ホーク號（七〇九一噸、一三節）	一隻
（揚陸艦）ポール・ジョーンズ號（二三〇號）	

第十三驅逐艦隊

驅逐艦 アルデン號（二一一號）、バーカー號（二一三號）、ジョン・デイ・エトワーヅ號	四隻
（二一六號）、ホイツプル號（二一七號、旗艦）	

第十四驅逐艦隊

驅逐艦 パロット號（二一八號）、エドサル號（二一九號）、バルワー（二二二號）、ス	四隻
チュアート（二二四號、旗艦）	

第十五驅逐艦隊

驅逐艦 ポープ（二二五號）、ペアリー號（二二六號旗艦）、ビルスベリー號（二二七號）、	四隻
ジョン・デイ・フオード號（二二八號）	

第五潜水艦隊及第十潜水艦支隊

旗艦兼潜水母艦 キヤノパス號	一隻
潜水艦 S三六號、S三七號（旗艦）、S三八號、S三九號、S四〇號、S四一號	六隻
工作船 ビジョン號	一隻
補助艦 ビーコス號	一隻

第三水雷艇隊

水雷艇 ピターン號（三六號）、フインチ號（九號）	二隻
航空母艦 ヘロン號	一隻

第十六海軍區軍港（カヴイテ）

潜水艦基地 カヴイテ（目下使用せず）所屬

潜水艦 ゼネシー號、ヴオガ號	二隻

以上の外グワムの海軍根據地にあるゴールド・スター號外二隻の軍艦及海兵々營及支那にある海兵分隊、第四海兵分隊も亞細亞艦隊に屬す。

尙ほ比島に於ける米國陸軍航空隊は第四混成航空隊で、陸軍飛行場及其組織を略述すれば左の如し。

一、ニコルス飛行場（マニラより六哩の郊外）　此の飛行場は一九一三年六月十二日モロ族討伐の際ホロ島に戰死したニコルス航空大尉の名に因んで命名されたもので、第二航空偵察隊、第二十八爆撃隊、第六十六特務隊、第六撮影隊及比律賓航空本部は共にニコルス飛行場にある、所屬將校定員四十五名、下士兵六百五十名である。

二、クラーク飛行場（マニラ外五十七哩）　此の飛行場には第三追撃隊がある。所屬將校定員十五名、下士兵百五十名

ある。

卽ち第四混成隊の兵數定員は將校六十名、下士兵八百名であるが、此の外航空補充部の定員將校五十名、下士六百五十名を合計すれば總計將校百十名、下士兵千四百五十名である。

尙ほ最近は左の六飛行場が新設又は再擴充されて居るが所屬兵員數は不明である。

飛行場名	所在地	マニラからの距離
キンドレー Kindley	ミルス兵營	三〇哩
バーンサイド Burnside	イロイロ	三四〇哩
メクワイヤ Mequire	ラナオ	
サンボーン Sanborn	レガスピー	
ウルフ Wolfe	サンボアンガ	
セッテル Zeitel	ホロ島	五一二哩

以上はコンモンウエルス政府成立後の比島國防の現狀であるが、今後比島が完全な獨立を獲得するまでの準備期間中、又獨立後米國の陸海軍が撤回された場合の國防を如何するか？獨立國となる場合タ・マ法第十一條による比島の永世局外中立條約が締結されたならば國防は無用か？又此の國防費を比島人は如何にして負擔し捻出するか？此等の質問に對しては先づ此の際米國人又は比島人自身の言說を借りて答へよう。

比島が米國族の下にある間は國防の責任の一部と云ふよりは寧ろその大部分を米國が負ふ以上比島政府當局としても、比島民としても此の問題に關しては比較的枕を高うして居られる譯であるが、獨立後の國防問題は比島民ばかりでなく米國政府にとつても重大關心ある問題で、日支事變の勃發等を契機として一層將來への懸念を昂めて居る。米國の一軍事專門家は比島內の秩序と治安を完全に維持するには最少限度に見積つても五萬の常備軍は必要で其費用は四千八百萬比を要すると言明して居る。斯うなると比島の財政では殆ど全歲入を陸軍費に投じなければならぬ勘定で、此の外に海軍費も負擔するやうなことになれば陸軍費以上の巨額を必要とする。海軍專門家の調査によれば比島政府が米國の海軍に賴らずして自力で海岸防備をなすことゝなれば少くとも左の費用は必要であると計算されて居る。

將來の比島海軍力と經費の豫想（單位比）

艦種	隻數	建造費	維持費	合計
巡洋艦	四隻	四〇、〇〇〇、〇〇〇	八、一六〇、〇〇〇	四八、一六〇、〇〇〇
驅逐艦	二〇隻	三〇、〇〇〇、〇〇〇	八、七二〇、〇〇〇	三八、七二〇、〇〇〇
潛水艦	二〇隻	五〇、〇〇〇、〇〇〇	六、二〇〇、〇〇〇	五六、二〇〇、〇〇〇
補助艦	二五隻	二〇、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	二四、〇〇〇、〇〇〇
合計	六九隻	一四〇、〇〇〇、〇〇〇	二七、〇八〇、〇〇〇	一六七、〇八〇、〇〇〇

右は最低限度の計算であつて若し更に安全を期するならば大小七千八十三の島嶼と延長二萬二百六十哩の海岸線（日本の海岸線の約一・三倍）を有する比律賓としては、前記に二倍する海軍力を持たねばならぬと云ふ。然る時は海軍の建造費だけで既に二億七千萬比を要し、到底現在の此島の財政を以てしては負擔に堪へぬ所で將來とても困難と豫想される。玆に於て比島有力者や米人間にも「亞細亞人の亞細亞とは日本人の亞細亞と解釋すべきである。若し米國が比島に無關心な態度を續けるならば比島の實業家は比島を英國族の下に英國の領土たらんことを求めるに至るであらう」

（註3）と云つた議論や、ヘ・ホ・カ法案の運命が風前の燈となつた時之を回生せんとして「比律賓問題」（一九三三年）の著者ペドロ・エム・ブランコ氏によつて提出された妥協案たる「若し比島が米國から手放されたら乾度日本が入つて來て吾々の高遠な理想を妨害するに違ひない。之が豫防法は何か？それは米國の自治領となつて米國の名と費用で海軍と陸軍の庇護を受けつゝ自由と永久の安全を享有することである。其實例は英國の自治領たる加奈陀、濠洲及新西蘭にある（註4）と云ふやうな意見さへ出て來る譯である。

要するに比律賓としては相當大英斷と思はれる國防法すら實施されつゝあるが、比島民には未だ獨立後の國防を單獨で維持し得る完全な自信のないことは前記の如くで（註5）、米國は又比島に對する未練と共に事情と經費さへ許すならば、將來とても永く比島の國防を米國の國防政策の一部に利用せんとする傾向がある、此の傾向は米國の陸海軍中に特に著しい。米國の陸軍當局が比島軍をゲリラ戰術と敏速且つ隱密的行動の達成に訓練すると共にミンダナオ、ルソン兩大島に完全且つ精密な軍道路網の建設を計畫し、海軍當局としては作戰部長W・D・リー大將が比島完全獨立後も比律賓に米國海軍根據地を設けて、太平洋策戰と飛行機給油の基地とするの絕對必要を强調し居ること等は右の傾向を立證するものである。

三　比島獨立論

所謂獨立法タイディングス・マクダフイ法によつて曲りなりにも比島の獨立が一九四六年に布告される旨の約束がなされたことは事實である。然らば此の過渡期とも準備期間とも云ふべきコンモンウエルス政府樹立後十年を經過した後には比島民がよく獨立を維持し得るか否かは、比島の將來に延ては東洋永遠の平和に重大な關係ある問題で、比島の國防も結局は比島が何等かの形態で獨立を維持し得た場合のことで、若し獨立維持が困難又は不可能となつた場合は國防は他國に賴ることとなつて比島の國防はその意義を異にして來る。先づ之を檢討する前に過去に於ける比島獨立論賛否と內容に一瞥を與へよう。

從來米比人によつて主張された獨立論の賛否は之を大別して左の五つに分け得ると思ふ。

一、卽時絕對無條件獨立論
二、條件附獨立論
三、局外永世中立國としての獨立論
四　他の强國との同盟締結による獨立維持論
五、獨立反對論附米國保護領論

第一の卽時、絕對、無條件獨立論は一九〇六年頃のインデペンデイスタ黨及一九〇八年最初の比律賓議會が成立した頃のナショナリスタ黨によつて主張され、當時はケソン氏一派も斯かる主張に賛意を表して居たが、其後漸次現實論に軟化し遂にはタイディングス・マクダフイ法で滿足するに至つた。今では卽時、絕對、無條件獨立を主張する者は反米派とサクダリスタ黨とあるのみ。後者は其主義綱領中にも「無條件卽時完全獨立獲得」を重要項目として揭げ、一時は此の運動の爲め流血の慘事を惹起したこともあつたが、其力は未だ全國的では無く、黨發祥の地たるラグナ州を中心としてブラカン、カヴイテ、タヤバス、ヌエヴア・エシハの諸州に漸く地盤を扶植しつゝある程度に過ぎない。但し議論

としての即時無條件完全獨立に贊成する者は意外に多數で、「東洋の挑戰」の著者シャーウッド・エディ氏の如きは「比島の識者の大部分は無條件即時獨立の主張者である」とまで斷言してゐる。

無條件即時完全獨立論は比律賓人だけではなく米國人中にも相當にある。米國第二十六代の大統領セオドア・ルーズヴエルト氏の如きもその一人であつた。氏は曰く、

『予は米國が比律賓を維持する事に特殊の利害關係を有つとは信じない。比律賓と米國との現時の關係を將來も繼續するが得策か否かは、比律賓人自身決定する時が來よう。その時吾々の採るべき考は二つある。それは同群島の完全な支配を米國が持ち續けるか、或は同群島に對する總ての責任を全く解除するか何れかである。中途半端な策は愚且つ危險である。吾人は比律賓人自身の利益の爲めに同群島を支配し來り、又現に支配しつゝあるのであつて、適當の時機に於て比律賓人が米國の支配を好まずと決心した時、米國は潔く比島より手を引くべきである。その時は決して比島に保護國制を設定したり、中立の保障を與へたりしてはならぬ。要するに吾人は絶對的に其責任より脫すべきである』（一九一三年版ルーズヴエルト自敍傳五四四―五四五頁）

尙ほ同氏は大統領退職後の一九一五年一月米國上院に於て、比島に獨立を許すべきか否かの問題が論議された時も、反對論者に對し左の如き警告を與へて居る。

『軍事上より觀て比律賓は米國にとつて寧ろ邪魔物であり弱點である。現政府（ウイルソン政府を指す）は既に比島放棄の言質を與へて居る。此の言質に忠實ならん爲めには可及的速な機會に於て比島に獨立を許すべきである。それには如何なる保障も條件も伴つてはならぬ。』

軍略上から見て比律賓が米國の脆弱點たる事は米國は勿論各國の軍事專門家が之を認めて居る。英國海軍通の第一人者ヘクター・バイウオター氏は其名著「太平洋制海權」及「海軍と國家」に於て左の如く論じて居る。

『日米開戰の曉、比律賓は米國の最近接海軍根據地との距離遠く、忽ちにして日本海軍の襲撃占據する所となるは火を覩るよりも明かである。從つて比島の海軍根據地は却つて敵に利用さるゝ處れが多い』

比島の軍事的價値否な無價値に關する識者の意見は二十餘年前も今も一致して居る。前米國上院議員ハリー・ビー・ホース氏も「比律賓不安」（一九三三年の）中に「軍事上から見て比律賓は恐らく米國の軍備の最弱點であらう。コレギドールはマニラ灣を要し首府マニラに至る海軍航路を保護するが、陸上からのマニラ攻撃に對しては防備は困難である」と述べて居る。然るにタイディングス・マクダフイ法は不幸にして永世局外中立保障條約による比島の保障や、海軍根據地、燃料補給地保持の條項を規定して比島の無條件放棄を妨げて居る。

此の外米人中殊に民主黨の有力者に比島無條件放棄論者は尠くなかつた。此等の米人の間には今より二十餘年前の一九一六年頃からして、機會さへあれば比島を他に賣却若くは放棄して「白人の負擔」（註6）を除けと云ふ聲もあつた。米國第九代の比島總督ハリソン氏の如きも適當の時機に總督の職を比律賓人に讓つて米國として比島から完全に手を引く計畫を抱いて居たとさへ言はれて居る。

第二の條件附獨立論者としては現比島政府當事者は勿論、所謂タ・マ法贊成者及其前身たるヘーヤ・ホーズ・カツティング法案の贊成者は何れもこの範疇に屬し、此の外恐らく獨立の何たるかを解する比島人の大部分は條件附獨立論者と云へよう。併し彼等とても米國が即時、無條件、完全獨立を許與するならば即座に鞍替する連中である。換言すれば方

便としての條件附獨立論者である。例へば現大統領ケソン氏の如きも曾ては卽時絕對無條件獨立を標榜し「吾々は外國人によつて天國の政治を施さるゝよりは、比律賓人による地獄の政治の行はるゝを欲する」と絕叫して當時の若い比島民の血を熱せしめたものであつた。又同じ條件附の中にも獨立準備期間を十年で滿足する者（主として現政府派）もあれば、出來得る限り短期間、例へば五ヶ年更に可能ならば三ケ年に短縮せよと主張する者（アギナルド將軍派）もあり、陸軍根據地だけでなく海軍根據地も獨立と共に撤廢せよと唱道する者（主として比島人側）と、海軍根據だけは比島將來の安全の爲め保有する必要ありと論ずる者（主として米國人）とがある。何れにしても此の類項の獨立論者は卽時絕對無條件獨立が出來ないならば、せめて漸進主義で一步一步とゴールへの前進を企圖する所謂穩健派であり、或意味に於ける米國依存派である。

第三の局外永世中立國としての獨立論は學者的理想論者から出て居る議論で、殊にタイディングス・マクダフイ法第十一條に比島獨立の曉大統領は可及的速に比島の永世中立に關する條約締結の爲め諸外國と交涉開始すべしとの要求が明瞭に規定されてある以上今後の比島の國家形態を決定する上には重要な因子で、次に述べるアベリヤ博士の講演中にもある如く獨立論中最も實現可能性の多いものである。

第四の他の強國との同盟締結による獨立維持論には今まで二つの相對立的同盟論が共に比島の有力な學者によつて公表されて居る。一は日本を盟主とする獨立維持論であり、他の一は米、英、佛、蘭の四國との防守同盟による比島の獨立維持論である。前者の主張は比律賓人は東洋人である。その東洋人が歐米人の支配下にあることは人種的矜持が之を許さない。故に若し比律賓人の自力で獨立維持が困難ならば此の際歐米人の羈絆から脫して同じ東洋人たる日本人の指導援助の下に獨立を維持するが勝しであると云ふにある。本論の急先鋒とも云ふべきは官立比律賓大學法科（商法擔任）教授で辯護士を業とするピオ・デュラン氏で、其主張の要領は次の如きものである。

『現在東洋に於て二大對立勢力が衝突しつゝある實情は何人も見逃し得ない。一方には全東洋民族中の最强國たる日本が世界に向つて極東の盟主として「對支不干涉政策」と「極東モンロー主義」を叫び「亞細亞人の亞細亞」を高調し、他方には拜金主義で貪慾で陰謀的な西洋諸國が對支門戶開放と機會均等とを主張してゐる。凡ての者に均等なる機會なる語は抽象な原則としてはいゝ、然しながら斯かる言葉が白人の唇より東洋人に向つて發せられる時は旣にその魅力を失つて了ふ（中略）。比島人の中には西洋の反日宣傳を丸呑にして日本人に接近せず從つて日本を知らぬ者が多數ある。此等の人々の心中には恐日の思想が培養されて居るが今や獨立の期も日一日と近づきつゝある時、比律賓政府も此等の根據なき日本に對する偏見一掃に適當の手段を講ずるであらうが、比島人としては此の際北方の友邦日本と同盟提携して亞細亞人の亞細亞の擁護に協力する外に道はない。比島を外國の侵略から防護し得る國は世界に唯だ日本あるのみである。米國の企圖する中立條約により得らるゝ保護の如きは實質的の保護ではない。故に吾人は日本を盟主として日比同盟の締結を主張する』（デュラン氏著「比島獨立と極東問題」一二二―一六三頁及同氏著小册子「比律賓は何故米國よりも日本を選ばねばならぬか？」）。

デュラン氏の此の主張は現在の比律賓の政情から見れば餘りに突飛と見られ、殊に米國依存派たる現政府の人々から見れば異端者の論として白眼視せられ居るは事實で、此の議論の爲めデュラン氏は一時比律賓大學教授の職も辭するやう勸告され、日本行旅券下附まで妨害されんとしたが、デュラン氏は大學に於ける學問研究の自由を盾にとつて抗辯し

た結果氏の正論が遂に勝利を得て依然同大學に商法を講じて居る。氏の說の支持者は少數だが、將來彼等が眞に日本を了解し日本の實力を認識した時に於てデュラン氏の傘下に集まる者は尠くあるまいと見られて居る。

デュラン氏の意見と對立的立場をとるものに比島憲法制定會議議員の一人マヌエル・アベリヤ博士の英、米、佛、蘭四國を調印國とする比島との同盟論がある。これは博士が憲法制定會議に出席する以前からの持論であるが最近では一九三七年十一月十二日米國ロスアンゼルスの加州大學に於ける講演に於ても之を强調して居る。今其の大要を左に拔摘する。

『比島の軍略上の地位を考慮する時比島問題の最も合理的解決は、米國から完全に解放された後瑞西の如き永世局外中立國の形態を採るか、米、佛、英、蘭の四國を調印國とする此等諸國との防守同盟を締結するかである。右の中寧ろ實現可能性ある方法は獨立法にも規定されてある通り前者の中立國の形態であるが、中立條約なるものが明白に無價値な今日權威者の意見は防守同盟說に傾いて居る』

アベリヤ博士は此の說を敷衍して、比島民はユートピア的空想に耽る國民ではなく、寧ろ實際的國民であるから必ずや此の實際的効力ある防守同盟論に贊成するであらうと言つて居る。

最後に紹介するものは獨立反對論で之が代表的なものとしては今は故人となつた前駐米委員ベドロ・ゲヴアラ氏の「比島を米國保護領とすべしとの論」がある。氏は一九三四年十月賜暇歸國の期滿ちて再渡米の直前マニラで「吾々は餘りにナショナリスチツクになつてはならぬ。モツト現實に物を考へるべきである。出來るならば比島は更に二十五年米國の支配下にある方が利益であり、安全でもある」と演說して市民は勿論政府當局をすら驚かして置いて、次で渡米するや翌年一月早々米國議會に於て左の如き演說をして今度は米國人を驚かした。

『今後日本がどの程度まで比律賓に對し領土的侵略の手を延すかは唯だ神のみぞ知るである。獨立後は商業の不振混亂と重稅に經濟的破產を來すのみ。我が獨立政府は遂に工業事業を停止し學校を閉鎖し、國民は不幸不安に陷るであらう。斯の如き狀態は結局社會上、政治上の混亂を招來し延ては國家の存立を根柢から覆す事とならう。それよりは寧ろ米國の星條旗の下に永久のコンモンウエルスか保護領たるが最も好ましき事で、永世中立國比律賓たるよりも遙にましである。諸君は國家の爲め自己を犧牲にせよと云ふかも知れぬが、自己を犧牲にしただけでは足りない。それよりはそんな危險で而かも無駄な犧牲などはせぬ方がよい。世界は未だ小弱國が存在し得る程安全になつて居ない。例へばダヴアオにおける日本人の廣汎な所有地、其他比島內に於ける日本人が比島獨立の脅威となるか如何かは比島人自ら決すべきだ。比島人は日本人の御機嫌に叶へば滿洲國の如き獨立が得られる、若し然らざる場合、如何なる結果になるかは比島人は知つてる筈だ』

此の脫線的演說には當時彼の同僚であつた駐米委員（下院代表）フランシスコ・デルカド氏すら驚いてゲヴアラ氏の演說を反駁した聲明書を發表し、ケソン氏も亦マニラで「ゲヴアラ氏の演說は彼一個の私見に過ぎぬ」と否定的聲明をせねばならなかつた程不評判極まるものであつた。併し比島を米國に合併して一州とせよとか或は自治領とせよと云つた議論は比島が米領となつた當初からある。米國政府の御用黨と見られたフェデラル黨の一九〇〇年頃の綱領の中にも「米國は比島を併合して永久に合衆國の一州とすべし」と云ふ一項を挿入して運動し一九〇七年の總選擧にも此の旗印を揭げて臨んだが、米國政府は之を喜ばず比島民衆も亦寧ろ之に反對の意向であることを知るや、俄に看板を塗り替へ

て獨立論へと轉向した。

獨立反對論の理由又は根據とする所は多く比島が米國から手放されたら屹度日本が代つて手を延して來る。そして之を防禦するには米國の陸海軍の保護による外ないと云ふに一致して居る。而かも此等獨立反對論者は米比人共に全く自己の利害關係から主張して居るものである。就中比島人中には資本關係等によつて米國人と結び自己一身上の安寧幸福よりして、永遠に米國の星條旗の下に存立することを希望する者が富豪階級に多い。併し彼等も比律賓人としての立場上公然此の希望を表現し得ず、暗々裡に策動してゐる傾向がある。米國人中での比島獨立反對論者は陸海軍人側に多く、其代表的なものは今は故人である米國第十七代の比島總督レナード・ウツド將軍やカーミ・エー・トムソン大佐等がある。又文人としては「米國の制覇」の著者ジョージ・クリツチフイルド氏や「比律賓—寶庫と問題としての」の著者ニコラス・ルーズヴエルト氏等がある。

トムソン大佐は一九二六年六月時の大統領（共和黨）クーリツヂ氏の特命を受け、同氏の「見る眼嗅ぐ鼻」として比島に出張、約四ケ月を費して十一月歸米したが、其時の報告中「比律賓の獨立」と題する項下に左の如き意見を開陳して居る。

「比律賓の政治問題は目下二つの局面に逢着して居る。一つは即時、絶對、完全獨立を要求する廣汎且つ執拗な運動であり、他の一つは總督と立法府との間の葛藤である。比島の完全獨立は現在は勿論遠き將來まで不可能である。理由左の如し

一、比島は獨立政府を維持するに必要な財源に缺乏す、一九二五年の稅收入は僅に八、八五〇七、〇〇〇比（米貨四四、二五三、五〇〇弗）であつた。此の程度の國庫收入では今はないが將來必要な陸海軍、外交其他の費用を收辨し得るか如何か甚だ疑問である加之比律賓政府の擔保付公債の殆ど全部が米國市民の所有にかゝるものである。

二、比島民には共通の國語なく又其他の理由からして强力な民主國家に缺くべからざる同國民意識を缺除して居る。

三、民主々義の支持に必要な指導的輿論がない、新聞の力が普及して居ない。

四、極東に於ける米國の商業上の利害得失を考慮する時米國としては未だ比島の支配を手放すべき時ではない。

五、今比島を放棄する事は東洋に於ける國際關係を益々錯綜させる虞がある。

六、完全、即時獨立を今比律賓に許す事は米比間の自由貿易關係を終止し、延ては比島に經濟的災害を招來する事とならう。砂糖工業は玖馬其他米大陸に近き諸國と到底競爭し得ざるべく、椰子油、煙草其他の產業も同樣の影響を受けるであらう。米國との自由貿易の御蔭で西班牙領時代に勝る高き生活標準の利益に浴して居た比島人は、獨立後は彼等よりも生活標準の低い他の東洋人と競爭せざるを得なくなり、其結果は比島の政治、經濟其他の狀態に惡い影響を及ぼすに相違ない。

比島の政情に通ぜぬ人々は獨立の宣傳に欺むかれて比律賓人は完全獨立を得なければ決して滿足するものでないと云ふ印象を受けるかも知れない。併し予が比島滯在中會見した比律賓の政治家、實業家の偽らざる意見は、近き將來獨立を豫期してる者は一人もなかつた。予は極めて小數の急進主義者を除き、總ての比律賓人が內政だけは完全な自治を得て、外交問題は米國が指導し支配する事を條件として、米比間の問題解決を希望して居る事を知つた」

トムソン大佐は其後更に二回の渡比によつて、獨立は比島人多數の要望である事だけは認識したが、其獨立反對論は遂に棄てなかつた。然らば何故彼は第一回の報告に於て斯かる認識不足の觀察をしたかと云ふに、それは言葉の關係上彼の接觸した比律賓人は多く英語を話し、米國に迎合的意見を有する者であつたからであると云はれてゐる。

ジョージ・クリツチフイルド氏の獨立反對論に至つては時代（一九〇八年）が時代であつただけに、可なり奇怪なもので獨立論者を全く疫病神扱して居る、曰く

『比律賓の場合に於ては獨立を云々し怒號して居る連中は殺人的、革命的、匪賊的犯罪人と山師と浪人の集團に過ぎない。責任あり眞面目な文明人士は獨立を疫病神以上に恐れて居る。蓋し比島の獨立は掠奪と無政府と恐怖の政治であることを知つて居るからである。中には相當の人物で比島の獨立を主張して居る者はあるが、それは全く比島の實情を知らぬ人々である』（「米國の制覇」五六五頁）

ニコラス・ルーズヴエルト氏の意見も可なり斷定的である。爲めに彼の著書は獨立運動への血祭としてマニラ市の廣場に於て約四千の群衆を前にして焚書の刑に處せられた。今同書の要點を摘譯する。

『自治政治は獲得すべきものであつて與へらるべきものではない。比律賓人は未だ應用民主政治を行ふ準備も熱意もない。米國が若し比島から手を引いたら比島だけでなく印度、蘭領東印度、交趾支那等に於ける革命黨の勢は水閘を決せられた水の如き力を以て邁進するであらう。英國、和蘭、佛蘭西の恐れる處は之である。併し彼等は吾々と同じく比律賓人には自ら治める能力なき事を熟知して居る。侵略的な國家も米國の太平洋艦隊が比島に根據を置く間は比島を攻撃する事を躊躇するに違ひない。ハリソン總督の時代ですら約五十名の日本人がダヴアオで土地法問題で殺された事がある。若し比島獨立後こんな事があつたら如何か？外國政府は之を默つて居るか？……斯う觀察して來ると今日比律賓人に獨立を與ふる事は、米國程に比律賓に好意を持たぬ何處かの他國によつて併合される處あるばかりでなく、戰爭への危險すらある』（「比律賓―寶庫と問題としての」一九二六年）。

右の如き反對論を尻目にかけて比島は兎も角コンモンウエルスにまで漕ぎつくるや、ニコラス・ルーズヴエルト氏は一九三五年七月の米誌「外交事情」（第十三卷第四號）に「白人の責務を放棄して」と題する論文の冒頭に於ては

『ホーズ・カッティング法案可決前は比律賓人に完全卽時絶對獨立を許與することに極力反對した多數の米人が、今度は之に贊意を表して完全絶對な獨立を一日も早く比律賓人に許與すべしと主張するやうになつたら、之とは反對に比律賓の政治家連は獨立に反對の策動をしてゐる』

との異說を立て其結論に於ては同名の先輩（セオドア・ルーズヴエルト氏）の十數年前の遺見をそのまゝ借用して

『比島の獨立に就て半端な方法を採る事は却つて將來禍を招くばかりである。米國が比島を占領した當時の原方針通り比島民の後見人として同群島を有效に保有し支配するか、然らすんば一切合切をあげて之を放棄すべきである。前者の政策が不可能となつた今日、最早採るべき策は最短期間に完全、卽時、絶對の獨立を比島民に與ふべきである』

と前說とは急角度の轉向振りを示して居る。

ニコラス・ルーズヴエルト氏の如き人にして尙ほ前述の如き約變をなして居るのである。米國人の比島獨立論も反對論も、又比島人の贊否說も要するに歸する所は自己の利害關係である。故に例のヘーア・ホーズ・カッティング法案提出者の一人にして今はケソン大統領の個人的在米代表者たる元米國上院議員ハリー・ビー・ホーズ氏は「比律賓の不安」（一九三三年）中に左の如く批評して居る。

『一九三〇年米國上院の屬領島嶼委員會に於ける比島獨立自治案討議に際し、比律賓人は獨立を欲せずとか獨立要求は一部少數者の小聲に過ぎずとか、同群島には毫も熱心な斷乎たる眞の獨立要望はないと云ふ聲明が幾度かなされた。併し予は此の聲明を事實と信じ得ず、遂に自ら比島に渡つて直接比島人に接して其眞相を調査檢討するの必要を感じ、其結果生れたものが本書である（序文）……比律賓問題は純然たる私的の且つ利己的性質によつて非常に複雜

化されぼやかされて居る。併し批評なしに吾々は獨立に對する賛否の動機によつて之を利己的利害關係の二つのグループに大別し得る。而してその賛否は何れも多く特別の動機によつて刺戟影響されたものである。卽ち獨立賛成派には（一）全國農家利益增進組合、全國農業組合及全農民組合の三團體と其各州支部、（二）ミルク業者協同組合及全國製酪業同盟並に各州支部、（三）米國勞働總同盟及同支部、（四）オハヨー州外十八州の甜菜糖栽培業組合及南カロライナ州外七州の甘蔗糖栽培業組合、（五）日本人及支那人排斥と同理由の下に比律賓人排斥に賛成する勞働團體、（六）玖馬糖業に投資する米國資本國、（七）組織された團體ではないが比律賓人の自由入國は黑人勞働者と競爭の地位に立つものとして之が排斥を主張する一派等がある。之に對して反對派のグループとしては（一）マニラ在住米人の一團、（二）獨立によつて失業又は政府事業の縮小を恐れる官僚連、（三）比島市場に自己の生產品の自由輸入で利益を得て居る米人製造家の一團、（四）比律賓生產品輸入業者で米比自由貿易の御蔭で利益を得て居る連中、（五）比島に投資し居る米國人等がある。因に一九三〇年の調査によれば米人の比島投資總額一億六千六百二十四萬五千弗と計算されて居る。而して此の投資は十年乃至二十五年間に放下されたものである』

以上の獨立賛否論者は互に入り亂れて自說の辯明合理化に努めて居るが、之を理論づける爲めに常に引合に出されるものは日本である。昔は比島人に自治能力なしとか或は獨立後は結局匪賊の餌食になるであらう等云ふやうな理由で反對論が揚つち上げられて居たが、今は日本の所謂侵略政策の犧牲にされるだらうと云ふのが重なる理由にされて居る。併し之が反駁は比律賓人自身によつてなされて居る。卽ち前揭駐米委員ゲヴアラ氏の米保護領擁護說に關連して、前比島上院議員にしてデモクラク黨總裁たりしフアン・スムロング氏は左の如く論じて居る（一九三五年十月二日）。

『今一部で唱道されてゐる米國保護領の思想所謂日本の脅威から比島を救ふを目的とする虛妄の說に對し私は無條件に賛成する事は出來ない。吾々の根强い獨立に對する渴仰を迷はす爲めに、彼等の全部でない迄も尠くとも其多くが都合のいゝ道具として日本侵略の古い妖怪談を持出したと信ずる充分の理由がある。斯の如き脅威は全然不可能で想像的のものであると斷言する權能は私にはないが、併し同樣に斯の如き侵略が不可避であり、而かも事態急迫して居ると說く彼等にもそれだけの權能はないのである』

卽ち歷史的行がゝりと米國の傳統的政策、殊に民主黨多年の政綱と聲明に束縛され更に近くは資本主義的行詰に直面した米國內部の經濟的情勢に餘儀なくされて、比島を名義だけなりと手放さねばならなくなつた米國が、今日に至つて尙多くの未練を殘して居る事實は爭ふべくもない。之に附隨して出來たものがタイディングス・マクダフイ法第十條、第十一條に具現された海軍根據地、燃料補給地保有の規定であり、永世中立條約締結の保障規定である。タ・マ法の經濟條項が比律賓側にとつて極めて不利な片務的なものであるが、それにも勝して利己的なものは此の第十條、第十一條の規定である。同時に此等の規定は米國が比島の獨立を許すと約束しながら、尙ほ極東に於ける米國の地位を保持せん爲めと、一旦緩急あつた場合に米國海軍による比島占據の足溜とせんとする魂膽としか見られない。ビオ・デユラン氏は「比律賓獨立と極東問題」に於て、此の不合理を攻擊しつゝ比律賓人はタ・マ法に規定された如き不純な中立條約を斷然拒否すべきであると强調して居る。

永世中立國と云ふ意義から云へば之を保障する國は總て平等の條件の下に立たねばならぬ筈である。然るにタ・マ法によると米國政府は比島に海軍保有地及燃料補給地を維持して置いて、列國と比律賓中立の保障條約を結ばんとするの

であるから永世中立國設置の精神にも反する。曾てルクサンブルク大公國が一八六七年倫敦條約によつて永世中立國として保障される時に、普魯西によつてルクサンブルグ市に築造されて居た要塞に對し佛國側から抗議が出て破壞された例もある位で、永世中立國内にあつては之が保障國は總て平等の權利と特權を享有すべきは國際法上の原則である。然るに米國だけが特別の權利――それも强力な海軍根據地と燃料補給地と云ふが如き重大な特權――を保有しつゝ、關係列國と比島の中立保障條約を結ばんとするが如きは全く出來ぬ相談を持ちかけるものである。然るに一部の比律賓人は曾て原敬内閣の時、議會に於て同首相が「米國が比律賓に自由を許すならば、日本政府は列國に率先して其中立條約に調印する用意がある」と言明した事を引用して、日本は比島の永世中立化に無條件贊意を表したものゝ如く解釋して居るが、原首相の聲明は、比島が絶對無條件で獨立した場合を豫期しての事であつて、今日問題となつて居る如き海軍根據地を保持しての場合は全く別である。であるが故に曩に前大統領フーヴアー氏がヘーア・ホーズ・カッテイング案を拒否した時にも次の如く言つて居る。

『本法案は外部からの壓迫に對し比島の獨立を維持するに就て、永世中立條約に關する米國の約束以外何等有効な規定はない。而して吾々は陸海軍根據地を維持繼續するに就ての選擇權を有つて居る。併し若し米國が斯の如き根據地を引續き保有しようとするならば他國は恐らく永世中立條約に參加しないであらう。その永世中立條約も米國が保障しなければ、比島獨立の如何なる場合と雖も極めて薄弱な保障であらう。そして結局米國は再び比島の爲めに永久的約束をする事となる』

右に對しては同案提出者の一人上院議員ブロンソン・カツテイング氏も左の如く辯明して居る。

『大統領が永世中立條約の交涉をなす事と陸海軍根據地を維持する事とを選擇し得るやうに規定してる事は矛盾ではない。若し何時でも米國が比島中立に關し永世中立條約を締結する場合、その條件の一つは當然米國の陸海軍根據地の撤廢であるべきである』

而して米國の有力議員連の其後の言明に徵するに、タ・マ法中に此の矛盾と見ゆる二條項を挿入した事は、實は第十一條の永世中立條約締結に際し出來得る限り米國に有利な條件で比島の中立を保障する爲めの、外交手段の武器として第十條に「海軍保有地及燃料補給地」云々の條項を設けたもので、所謂懸引的條項である。故に比律賓大學國際法教授にして現政府政策の熱心な支持者であるロベルト・レガラ教授がその著「永世中立と比律賓」（一九三五年）に於て左の如き說明をして居る事は、問ふに落ちず語るに落ちた感がある。

『現下の世界の情勢に於て比律賓を永世局外中立國となす事はその安全を保障する最善の方法であらう。永世局外中立國制度にも多少の缺點や不便はあるが、之によつて保障國及其他の國の間に永世中立國の領土保全に對する尊重の念を起させる事は到底他の條約では不可能な所であらう。但し米國がタ・マ法第十條による海軍根據地を中立條約締結後も維持する事となれば、日本は勿論、英國も佛蘭西もソ聯も和蘭も支那も比島の永世局外中立保障條約に恐らく參加若くは調印しないであらう。そこで此の條項があつては該條約の締結は不可能となれば米國は別の方法で比島の安全保障協定をなす事ならうが、よく〳〵タ・マ法を研究する必要ある事は永世中立條約締結の交涉を何時開始すべきかと云ふ期限がない事で、之は米國としては永世局外中立條約を結んでから後に海軍根據地に關する總ての問題を整理、解決し得る事を暗々裡に示して居るものと見るべく、中立條約の締結が成功すれば直ぐにも海軍根據地撤廢

をなす事とならう。卽ち第十條は第十一條に對する牽制的條項である」

尤も比律賓の永世中立論は決して最近の案ではない。一九〇六年一月の米國議會に下院議員サミユール・マツコール氏によつて合同決議案として提出され、否決されたが二年後の一九〇八年二月にも同樣の決議が下院議員ジョージ・パーヂエス氏によつて提出された。當時比島を永世中立國となさんとする理由は「比島が他國の掌中に落つる事を欲せざるが故に」と云ふにあつた。一九一六年には又ジョーンズ法修正原案としてクラーク議員によつて「比律賓の主權と獨立を承認し尊重する相互保障條約」を米國その他の列國との間に締結すべき事が提唱されたが實現するには至らなかつた。その時のクラーク修正案は今日のタ・マ法以上に自由なもので、若し列國が「比律賓共和國」の共同保障に參加を拒む時は、米國一國だけなりと之をなす權能を大統領に賦與すると云つた程度のものであつた。

以上は主として國際的立場より見た比島の獨立問題であるが、之を國內情勢より觀察しても決して樂觀を許さぬものがある。國內に於ける舊革命黨首領アギナルド將軍一派の反對急進獨立黨サクダリスタ黨の反抗、又ミンダナオ島ホロ島方面に蟠居する非基督教ヒロ族の人種的反逆等はコンモンウエルスとなつてからは勿論、獨立後と雖も輕視出來ぬ情勢にある。現に一九三八年四月に入つてからも大統領ケソン氏の强制軍事教練に反對してラナオ州の諸族は各地に暴動を起し、巡警隊との衝突に比島政府に不安の念を與へて居る。

以上は政治的方面からの觀察であるが、タ・マ法の實施と獨立後の比島の將來に就て最も大きな關心の持たれるのはその經濟的方面である。同時にタ・マ法は實施後一年漸くにして既に其不備缺陷は暴露され同法修正の聲は各方面からあげられて居る。

比律賓側では第一に同法獲得の當面の責任者たるケソン大統領自身が、一九三五年七月二十日聯立派の大統領候補に推され、其指名を受諾した時の演說に於て左の如く述べて居る。

『獨立法（タイディングス・マクダフィ法を指す）の經濟條項は比律賓にとつて全部が全部公平なものとは考へられない。米國議會が比島から米國への無稅輸入品に重大な制限を加へ、米國で販賣さるゝ比島生產品の或物に法外な課稅をする法律を可決した事は、實に差別的であるのみならず米比兩國間の神聖な盟約を侵犯するものである。吾人は通商取扱を米國と比律賓政府との間に締結する事に努力せんとするものである。吾人は米國人側にもタ・マ法反對者若くは修正贊成者は尠くない。同法發案者の一人である米國上院比島實情調查委員長たるミラード・タイディングス氏自身がそれで、氏は一九三五年一月比律賓から歐羅巴經由歸米の途巴里に於て左の如き聲明書を發表して世人を驚かした。

『比律賓人の獨立要求は錯誤であつたと信ずる。予の意見では米國議會がタ・マ獨立法を現在の形式のまゝで可決した事にも誤りがあつたと信ずる。比島は其完全獨立前及後に於て經濟的不安期を經驗する事は免れ難いであらう。比島市場の喪失は米國としては著しい打擊ではないが、米國市場を失ふ事は比島にとつては血液を奪はれるやうなものである。故に同法の經濟的條項が適當に修正されるならば獨立準備期間の十年は變更されても差支なからう』

此の外タ・マ法經濟條項の修正を主張する識者は決して尠くない。米國上院多數黨（民主黨）院內總務ジョゼフ・ロビンソン氏、前揭ウィスコンシン大學教授カーク博士、シンシナティ大學國際法及政治學教授ハロルド・エム・ヴィナック

博士の如きはその錚々たるもので、就中ヴィナツク博士は『極東近代史』（増訂一九三七年版）の一章中「獨立は維持出來るか」と題する項中左の如き主張を開陳してゐることは比島獨立の前途に悲觀的材料を投げるものである。

『米國は十年の獨立準備期間の終りまでに國際條約を基礎に比島に永世中立國の狀態を設定する義務がある。從つてコンモンウエルスの樹立は米國の責任の地位からの撤退であると結論するのは早計である。然しながら比島は現行法によつて企圖された通り、步一步米國の關稅障壁外に動き出すと共に比島民は其主要生產物たる砂糖、コプラ、椰子油、綱索、麻に對する新市場を發見する必要がある。それにはその生產物の再調整をするか種類の多邊化を計らねばならぬ。而かも再調整より生ずる經濟的困難に直面することは必然である。その結果政府は收入減と共に經費の增大を痛感するであらう。斯くて比島に關する米國の經濟政策の影響は比島の經濟的退化を招來し、政府の問題を紛糾させ遂には秩序を紊し干涉の招致を餘儀なくするに至るであらう（中略）比島の獨立によつて米國の問題は解決するであらう。併しながらこの解決は既に極東に存在する重大な國際關係問題に更に重大な問題を追加することである』

政治的に觀察して獨立の前途に上述の如き重大な恐怖を持ち、經濟的に見て多くの不安を感ずる比律賓が今後八年を餘す獨立準備期間に豫定のコースを何等の支障も變化もなしに進み得るかは疑問である。併し個人にも生みの惱みがある如く國家には更に大きな生みの惱みのあるは當然のことで、之を突破して始めて生長へのスタートを切り得る譯である。此の意味に於てヘーア・ホーズ・カツテイング法案が採決さるゝ際、前米國上院外交委員長ウィリヤム・ボラー氏が贊成演說の中に述べた左の一節は意義深いものと思ふ。

『獨立が許與される時に危險の伴ふべきは止むを得まい、比律賓人の前途にも時に躓き時に倒れる事はあらう。併し自ら救ふ力のある事を否定せんとするものではない』

比島前大審院長ジョージ・エー・マルコルム博士は更にボラー氏の意見に附言して曰く

『ボラー氏の言ふ所は米國人の立場としては公平な聲明であらう。運否天賦一か八か比律賓人にやらして見るがよからう。そして沈むも浮ぶも彼等の運と力が之を決するであらう』

要之彼等が徒らに日本の比島侵略を恐れるのは前述したデユラン氏の說にある如く、又ウイリヤム・シー・リヴアース少將（註7）が『比律賓の將來』に於て述べて居る如く日本の東洋に於ける實際的力と地位、又その眞意を解せざるが爲めであつて、此の點一般比島人は勿論比島に關心を持つ米國人は日本に關するモツト正しき認識を把握すべきである。ケソン大統領が一九三八年夏日本訪問の旅から歸來後比島民に向つて比島完全獨立後と雖も日本に比島併呑の野心なきことを說き、日本武士道精神を比島民に鼓吹したことは日比兩國の將來の爲め又比島獨立完成の上に極めて良好な影響を與ふるものであらう。

【註1】比島コンモンウエルス樹立後國際聯盟加入の希望は大統領ケソン氏によつても既に表示され、比島有識者間にも問題となつて居るが、比律賓に於ける公法學の大家フアン・サバレス氏は一九三六年一月十一日の比律賓ヘラルド紙上に「比島は國際聯盟に加入の資格なし」と題して、比律賓が完全獨立した曉は別だがコンモンウエルスとして、猶ほ主權が米國にあり、宣戰布告講和、攻守同盟締結等に關する機能が比律賓政府になく、且つ米國が國際聯盟加盟國でない今日、比律賓政府は國際聯盟加入の資格なしと斷論して居る。

【註2】正規軍に編入される直前の比律賓巡警隊の兵數は中隊百二十七、兵舍百五十六、將校六五九名、隊員七、五〇四名で、

之に代つて國防の任に當ることとなつた比律賓軍は一九三七年一月現在將校四四四名、現役に服する豫備將校四六二名兵七、〇一二名である。

【註3】之は一九三五年十二月十日米國スクリップス・ハワード系新聞社長ロイ・ハワード氏が米國の同系新聞二十四紙に同時に寄せたマニラからの排日論の一節だが、之は前述した如く在比米人と一部比島資本家の利己的小數代表意見で、之に對する比律賓人側の囂々たる反對の聲と反駁意見には流石のハワード氏をして二の句をつげさせなかつた。同氏の意見に贊成を言明したものは僅に例の親米主義者ペドロ・ゲヴアラ氏（一九三八年段）位であつた。

【註4】一九三八年春マニラから米國に賜暇歸朝中であつた駐比最高委員ポール・マクナット氏が、三月十四日華盛頓からの全國放送で比島に於ける米國の主權を無期限に繼續すべき旨の演說をしたのに對し、ケソン大統領が同月十六日マニラの大統領、公官邸で「予は獨立の無期延期には同意出來ぬがマクナット氏の主張する地方的自治の問題には同意で通貨、財政債、關稅等の問題で比島の地位が自治的であること、即ち比島を英帝國に於ける加奈陀自治領の如き狀態に置くことには贊成である」と發表した意見は、ブランコ氏の意見と本質的に同類項に入るものである。

【註5】無論比島人中にも自力による比島の獨立可能を確信して居る者は相當ある。歐洲大戰生殘りの勇士サルンブリテス氏の如きも其一人で同氏の國防策は比島が外國よりの侵略、國內に起る危險に對する防禦方法に就て詳細に論じたもので、其大要は本書の原版とも見るべき東亞經濟調査局刊「最近の比律賓」に約四頁（三一七―三二〇頁）に亘つて紹介したが、現行比律賓國防法は同氏の國防策を骨子としたものであり、且つ比律賓國防法は全文を本書の附錄として掲載して置いたので茲には省略した。

【註6】彼等歐米人は自ら白人と稱し無知未開の人種民族を啓發するを以て所謂「白人の義務」Whiteman's burden と豪語し、後には此の burden の意味を負擔（厄介物）の意にすら解して而かも利己的搾取の對照物として來た。

【註7】リヴアス陸軍少將（退役）は今より約四十年前最初の米軍參謀として渡比し、後比島巡警隊教官となつた人で、一九三七年四月三日紐育外交政策協會の午餐會席上、日本に對する種々な誹謗は日本を知らず、又絕東の眞の情勢を認識せぬ人の空論であると云ひ、米國は滿洲國を承認すると共に、日本の北支に於ける軍事行動を是認すべきであると演說してゐる。

第十一社會教育

I 沿革

西班牙の植民政策が基督教（ジエスイト派）の普及と之に伴ふ加特力的信仰への改宗にあつた如く、西班牙領時代の比律賓人教育は僧侶による基督教義布教と西班牙語による宗教的教育であつたことは一六三四年三月廿一日發布のフィリップ四世の勅令の中にも記されて居る。而して此の教育方針は一八九六年の反西班牙革命及一八九八年米國の比律賓占有に至るまで續き、教育組織、行政共に加特力教會によつて管掌され、僧侶は教育の樞軸を握つて州、市、町、村の學務官視學官に至るまでその勢力下に入り、教師の任免、教授課目の種類、範圍、方法までも僧侶若くは僧侶團の指揮監督するところとなつた。加之イサベラ二世の時代（一八五〇年代）には教育は全く特權階級の子弟の獨占する所であつた。故に西班牙人によつて比律賓に建てられた最初の教育機關は初等教育でなくして高等教育を目的としたサンノーゼ大學であつた。同大學は後一六一一年に建設されたサント・トマス大學（正式開校は一六一九年）に併合されたが、學校の歴史は一六〇一年より始まり、米國最古の大學たるハーヴアド大學の創立に先つこと實に三十五年である。無論學生は西班牙人と上流階級比律賓人の子弟で、後年比律賓の知識階級を構成した分子の養成所でこれが比律賓の文化の上

に及ぼした影響も大であつたが、今日所謂メスティソと云はれヘンテ・イルストラダ（知識階級）と稱せらるゝ階級と一般土人民衆との間の隔たりを作つたのも此の影響が與つて力あつた。その後一八六三年十二月二十日の勅令によつて比律賓に於ける公立學校制度なるものが布告され普通教育の基礎も施かれたが教育の宗教化は依然たるものがあつた。右の勅令の趣旨は左の如きものであつた。

(一) 比律賓に公立學校制度を確立し少くも一町村に一公立學校を建て、西班牙の文化、國語及宗教を教授すること

(二) 教師はジエスイト教派の師範學校に於て一定の課程を修むること

此の頃（一八六六年）比律賓に於ける小學校數千六百七十四校と報告されて居るが、實際小學校として校舍のあつたものは六百四十一校で、生徒數は男子十三萬五千人、女子一萬二千二百六十人で、男女生徒數の甚だしい懸隔は當時の比島の教育狀態の幼稚を意味する。

尙ほ中等及高等教育は一八九八年まで僧侶及ジエスイット派教團の手に支配されて居た。斯かる宗教化された比律賓の教育制度も米國領となつて以來根本的改革が行はれた。一九〇〇年九月一日米國軍司令官が民政長官として種々の施設をなすに至つた時、先づ教育總監にフレド・W・アトキンソン博士を据ゑ、米國式教育制度を採用し、翌年六月には第一回教員團として六百五十名の教員が米國からマニラに派遣された。當時米國が比律賓に對し行つた教育方針が如何なるものであつたかは一九〇三年九月時の教育總監デーヴイツト・ピー・バローズ博士が發表した報告書と、一九二六年八月コロンビヤ大學教育學教授ポール・モンロー博士を委員長とする合同教育委員會によつて米國議會に提出された報告書中に明瞭にされて居る。

パローズ博士の報告書に曰く

『米國政府は公然且つ公平に決定的成功の期待を以て公立學校を通じて比律賓人に初歩ではあるが全然近代的な教育を授け、其結果として自治參與並に東洋生活に含まれるあらゆる活動に適應せしめ、且教育の基調並に通信、社交の手段として英語を移入することによつて西班牙語に代らしめんとするものである』

モンロー委員長の報告書は又比律賓に於ける米國の目的を明確にして居る。曰く

『比律賓に於ける米國の公然たる目的は同國をして代表的民主主義政體に發展せしむるにある。比律賓の公立學校制度は此の目的達成の爲めの最も有効なる機關である』

前記の方針の下に教育部の下に教育局を置き、學校區（全國で五十四）の設置、教員恩給法の制定、教科書委員會の任命等に着々教育の普及發展を計つた。その結果一九〇三年九月には全島で公私立小學校の數二千八百五十八校、在學生徒數三十四萬一千九百三十八人であつたものが、五年後の一九〇八年には小學校數三千七百一校、在學生徒數四十六萬七千二百五十三人に增加し、一九三六年九月現在では校數七千九百三十八校、在學生徒數百二十六萬二千三百五十三人の多數に上つた。

II　教育の現狀

比律賓の教育の現狀を語る前に吾人は先づ憲法附屬法令第一條第八項に

比律賓コンモンウエルス政府ハ主トシテ英語ニ依リ授業セラルヘク、適當ナル公立學校制度ヲ施設シ維持スヘシ

と規定しあるを注意するを要する。卽ち比律賓の國語が後節に於て述べる如くタガログ語に決定しても英語が將來も主要なる言語たることは義務教育的制度の上から當然のこととなる譯である。一方公立學校に於て宗教、教會の教義を教ふることを禁じて居ることは西班牙領時代の教育方針と全く異なる所である。

學制は尋常小學校（四年）、高等小學校（三年）、中等學校（四年）及大學の四段階に分れ、小學校は更に普通科、家政科、商業科及農工科に分れ、中等學校（男女共學）は普通科の外に師範科、家事科、商業科、工業科、農業科、航海科及測量科に分れて居る。

大學は College と University の兩種あることは米國と同じく、大學專門學校と稱すべきものは全群島で三十餘に及んで居る。併しながら小學校在學生徒と學齡兒童との比率を見る時に比島全體に教育が普及したとは云へぬことは左の統計によつても明白である。

	一九一三年	一九三五年
小學校在學兒童數	二二九、七五六人	一、二二四、七四〇人
學齡兒童數に對する在學兒童數百分率	二六%	三五・五三%

之を中等學校生徒數に就て見れば、一九一三年には四千七百五十三人であつたものが、一九三五年には五萬八百七人に增加した。卽ち普通教育に於ては二十二年間に五倍強の增加を見たに過ぎないが、中等學校生徒の數は十二倍以上の增加を示して居る。併し全人口に就て尙ほ五割の無教育者を有する事は、他の文明國に比して誇り得ない現狀である。而かも教育費の點よりすれば比律賓の公立學校の費用は決して相對的小額ではない。今一九三四年度に於ける比律賓の

公立學校費をコンモンウエルス政府、州政府及市政府につき百分率すれば左の如し(單位比)。

負擔官廳別	費用	總額との百分率
群島政府	一四、二一五、九〇五・三五	六一・九二
州政府	四、〇九四、〇〇九・七〇	一七・八四
市政府	四、六四八、〇〇四・八〇	二〇・二四
合計	二三、九五七、九一九・八五	一〇〇・〇〇

更に之を學童一人當り及人口一人當りに付き各國との比較を見れば左の如し。

國又は地域別	學童一人當り	人口一人當り
米國(本國)	一五二・四四比	二七・〇八比
布哇	一三二・四八	二四・二八
加奈陀	一〇六・八二	二二・一四
プエルト・リコ	四五・〇六	五・八六
日本	三六・一二	六・〇六
比律賓	一九・一三	一・七八

高等教育の發達に就ては比島の最高學府にして我が東京帝國大學に當る國立比律賓大學の卒業生と、毎年比律賓議會によつて協賛された同大學の經費を比較することが最も簡單明瞭である。卽ち一九〇八年同大學が創設されてから四年後の第一回卒業生は僅か八名であつたが、一九三七年三月には實に六百十名の新卒業生を出し、大學の經費も三十年間に

左の如く著しい膨張をなした。

比律賓大學各年度經費

年度	經費(單位比)
1909	2,258.55
1910	50,384.40
1911	158,313.96
1912	475,005.40
1913	613,039.46
1914	586,283.17
1915	658.825.71
1916	718.141.77
1917	797,336.42
1918	860,642.41
1919	1,199,871.25
1920	1 511,853.15
1921	1,759 340.18
1922	1.502,852.16
1923	1,637,887.53
1924	1.637,687.56
1925	1,820 308.66
1926	1.923,148.67
1927	1,910,110.00
1928	1,783,326.62
1929	2,132,117.91
1930	2,082 015.00
1931	2 172,607.00
1932	2,281.515.00
1933	2,009,996.00
1934	1,804,158.41
1935	1,604,380.69
1936	1,635 393.25
1937	1,734 835.77
1938	2,352,065.35

比律賓に於ける教育の現狀を述べるに當つて言及せざるを得ないものは、私立學校の制度と之が比島教育界に及ぼせる感化と貢獻である。孰れも個人若くは法人の所有管理に屬し、大多數は西班牙領時代から存するもので宗教團體によつて管理されてゐるが、中等學校はその性質上非宗教的のものが多い。此等の私立學校は凡て教育部長官に直屬する私學督學官の管轄下にあり、その數も相當多く就中高等學府に有力なるものがある。前述のサント・トマス大學もその一つで、此の外ナショナル大學、マニラ大學、極東大學(以上何れも男女共學)、比律賓女子大學、サンタ・イサベラ大學、サンタ・テレザ大學、ホーリー・ゴースト大學(以上女子大學)等がある。

此等の私立大學中ナショナル、マニラ、極東及比律賓女子の四大學は一九三五年十一日(一)教育の進歩(二)

比律賓人が所有し監督し管理する學堂及同窓會を一層認識せしむる爲め努力すること（三）私立大學の標準の向上（四）市民の智的教育と民主主義指導者たる訓練の爲め他の機關と協力すること等を目的として比律賓私立大學協會 Association of Filipino Private Universities（略稱AFPU）なるものを組織したが、其後間もなくマブア工科大學が加盟したので協會の名稱は Association of Filipino Private Universities and Colleges（略稱 AFPUC）と改稱された。斯く比島の私立大學は國立大學に對抗して愈々名聲と實力維持に努めて居る。

今日比島の政界に活躍する要人、名士の大部分は私學出身者でケソン、オスメニアの正副大統領を初め、大審院長アヴアンセニア、前内務長官シソン、勞働長官トレスの諸氏は何れもサン・トマス大學に笈を負うた人々である。私立大學が比島の教育界に貢献しつゝある處は曾に西班牙領時代からある歴史ある大學ばかりではなく、近代科學を教授するものにもマブア工科大學、アダムソン化學工藝學校、極東飛行學校、ヴアレリアノ航空學校等がある。

今最近二ヶ年間の比律賓に於ける公立及私立學校別在學生數を表示すれば左の如し。

	私立學校		公立學校	
	一九三五―三六年	一九三六―三七年	一九三五―三六年	一九三六―三七年
小學校	三六、〇二三	三六、四三三	九七九、六九三	九九九、七六九
高等小學校	一五、五八八	一五、九三六	一九三、八九四	二〇一、九〇五
中等學校	二八、五三二	二九、七六八	五五、六五五	六〇、六七九
專門學校	一二、四四〇	一三、七〇三		
大學	三、三六六	二、八八一		

合計	九六、二七九	九九、〇六七

要するに比島の教育制度は一九〇一年千名の米國人教師が渡比して以來今日に至るまで徹底した米國式教育で、現在大學專門學校に於ける教授、助教授の大部分は米國大學の出身者か、少くも比島に於ける米國系大學の卒業生である。從つて學生の秘密結社制までが米國の組織と同様なものがその支部とも云ふべきものである。例へば米國大學の社會科學優等生の結社たる Pi Gamma Mu 及び商業科學生の名譽結社 Pan-Xenia の支部さへが比島の各大學中に設けられて居る。

男女共學制度も米國の模倣である。女子教育の機關としては既に十七世紀の昔に創設されたサンタ・イサベラ大學（一六三二年）、サンタ・カタリナ大學（一六九六年）等の西班牙系の古い歴史を持つ女子大學はあつたが女子教育の發達は寧ろ遲々たる狀態であつた。米領となつて男女共學が行はれるやうになつてから著しい進歩を示してゐる。それだけ米國の感化が女子教育の上に及ぼした影響は大なるものがある。此の意味に於て小學校は勿論のこと中等教育以上の學校で男女共學を實行したことは比律賓に於ては成功であつた。同時に社會上經濟上男女平等の思想が普及し、一九三七年四月比律賓憲法第五章第一條の規定によつて行はれた女子に選擧權を賦與すべきや否やを決定する一般投票に於ては、必要な資格を有する女子三十萬人の法定數を超過すること十萬人即ち四十萬人以上の女子が贊成投票をして、比律賓は政治的にも男女平等の國となつた。男女共學と言ふも中等學校に於ける諸種の學科課程中男女により區別して居ることは勿論で、例へば女子生徒のみに課する家政科、男子生徒にのみ課する木工科、農場經營科の如きはこれである。

以上が比律賓の教育の現狀であるが、一九三八年四月廿八日ケソン大統領を議長として開かれた閣議に於て、教育方針の根本的改革に關し左の四點が決定された。

(一) 小學校を地方政府又はその他の政府機關の所屬から離脫して中央集權的統制の下に置くこと
(二) 高等小學校及中等學校は中央政府よりの補助なくして地方自治體の自營とすること
(三) 中央政府は小學校を維持する外職業學校をも經營することを得
(四) 地方又は市政府も若し希望するならば職業學校を設置することを得

二　國語問題

西班牙領時代に於ける西班牙政廳の比島統治方針は Divide and rule で出來得る限り島民の統一糾合を避け、言語の如きも土語の一を以てするは勿論西班牙語を以て統一することすら危險として土民に共通の國語を持たせなかつた。それが米領となつてから方針が代り假令叛亂と戰爭の虞れがあつても統一した國語を持たすべきであるとの理論の下に先づ、英語の普及を計り、本國から多數の英語教師を招聘した。その當時の比律賓人が如何に無學であつたかに就ては比島に米西戰爭媾和會議隨員として來り、歸米後は新聞記者として侃々諤々の論をなしたニコラス・ルーズヴエルトがその著『寶庫と問題としての比律賓』(一七九頁)中に左の如く述べて居る。

『一九〇一年米國から最初の千人の學校教師がマニラに來た當時比律賓人の八五%は無知無學であつた』

斯くて米國政府當局は比島人の教育と同時に之が仲介たるべき國語としての英語の普及に努めた結果、一九二五年には全人口の一劃即ち約百二十萬人の比律賓人が英語を話すに至り、比律賓人の英語教師も二萬五千人に達した。その後間もなく西班牙語と英語が公用語となつたが、西牙班領時代に政府が植民政策の一として土人同志の言語を殊更不統一ならしめた禍は容易に改たまらず、今日尙ほ異島民間に共通の國語なくして意思の疏通を缺くこと屢々ある。現に全島で話される地方々言の數を或る論者は二百から三百に上ると云ふが明白に異なるものは八十七と云はれ、之を人種上の種族別にするも四十三種の多數に上り、更に概括的に區別するもタガログ、ヴイサイア、イロカノ、ビコラノ、パンパンガン、パンガシナン、カガヤン、サンバランの八種族によつて話される八語となる。此等の言語の相違に就て『恐怖の島』の著者カザリーン・メーヨ女史はその著書(二四六頁)中に左の如く述べて居る。

『(比律賓に於ける)此等異なる地方語の相違は或ものは獨逸語と英語程違ひ、他の大部分は佛蘭西語と伊太利語の相違の程度に異なる』

此等主要地方語中之を話す人口の數から言へば「第二―住民」の項に述べた如くヴイサヤン族が第一位で、タガログ族が第二位であるが、政治的勢力と地の理から云へば現大統領ケソン氏の代表するタガログ族が第一で、之に次では副大統領オスメニア氏の代表するヴイサヤン族が第二である。

從つて國語問題は比律賓が米國領となつて以來の重要問題で、一九〇八年ジエームス・エフ・スミス將軍を委員長とする第二回比律賓調査委員の報告にも比律賓國語解決の方法としては

(一) 一語を選定して他の語を凡て壓迫すること

(二)　凡ての地方語を融合してその中より採長補短して最良のものを維持すること

の二案が提出されたが、その時も委員の報告は第一案に望を囑し結局はタガログ語が比律賓の國語とならうと結論した。その理由としてはタガログ語は政治の中心たるマニラを中心とする各州に於て話されることと、言語學上殊にマラヨ・ポリネシア系語の中では最も豐富な且つ最も完全な言語であると獨逸の言語學者ヴィルヘルム・フォン・フンボルト博士が折紙をつけたことを擧げて居る。爾來各種族間に此の國語問題を繞つて相當激烈な爭論が行はれ、一九三五年三月二十三日米國大統領の裁可を經て比律賓憲法第十三章第三條にも左の如き規定が設けられた。

第三條　國民議會ハ現行內地語ノ一ヲ基礎トスル共通國語ノ發達採用ノ爲メ適當ノ手段ヲ講ズベシ、法律ニヨリ別段ノ規定設ケラルヽ迄ハ英語及西班牙語ハ依然公用語タルベシ

斯くて國語問題は國民議會の內外に於ける討議の題目となり、共通國語たるべき候補語としてはタガログ、ヴィサヤン、イロカノ、パンパンガ、ピコラノ語等があげられたが、大勢はタガログ語に有利となり、遂に一九三七年十二月三十日革命の志士ホセ・リサール紀念日に於けるケソン大統領の「タガログ語を基礎とする國語の選定」の宣言によつて決定的となつた。尤も之が効力は二箇年後に發生することになつて居る。右布告直後ケソン大統領は國語調査會に對しタガログ語を眞の國語として普及發達せしむべく、先づ第一着手としてタガログ語辭典の編纂方を命じたが、同調査會長ジエーム・C・デヴェイラは大要左の如き談話を發表した。

『今回タガログ語が國語の基礎として採用されることを吾人は期待して居た。國語調査會としてはタガログ語では表現出來ない言葉は他の比律賓方言、希臘語、羅甸語、西班牙語、英語及梵語から借りねばならぬ。近代の官廳用語、思想語及發明技術等の用語はタガログ語には無い。又ヴイサヤン、イロカノ、ビコール其他主要な比律賓方言もタガログ語に無い言葉の補足に充分利用し得る。尙ほ公立學校に於てタガログ語の教授が開始されゝば爾後は比島全體に普及されるであらう。然し英語、西班牙語と雖も社交場用乃至文化的研究の爲め教授されることは勿論である』

ケソン大統領がタガログ語を將來の比律賓の國語の基礎として選んだには同氏がタガログ族出身と云つた個人的なものばかりでなく他に多くの理由がある。先づその理由とさるゝ所を列擧すれば左の如し。

(一)　タガログ語は首府にして且つ學術、商業、社會、勞働等各方面の活動の中心たるマニラを中心にして話されつゝあること

(二)　タガログ語は北方は勿論南方にも廣く了解されること

(三)　同地方文學作品の大部分はタガログ語で書かれて居ること

(四)　タガログ語は國語として今や殆ど完全なものとなつたこと

(五)　之を學習するに極めて彈力性に富み、名詞からでも、或は助動詞からでも、自由に始めて而かも文法上正確に且つ流暢に文章を完成し得ること

(六)　タガログ語はヘブライ語の神秘と深遠さを有し、羅甸語の豐富さと優美さを有ち、希臘語の冠詞と正確さを有し西班牙語の上品さを有すること

勿論これ等の理由にも拘はらずタガログ語を國語とするに反對する數派がある。それはヴイサイアン語を話すヴイサ

イアン族と英語を以て將來の國語とせよとする親米青年派の一部であつて、その代表的な意見は一九三八年一月二日の紐育ヘラルド・トリビューン紙、及一月十二日のマニラ・ブレティン紙（米人經營）の社論となつて現はれた。玆に於て比律賓政府當局もヴアルガス秘書長の談話の形式で左の如き意見を發表した。

『タガログ語は一九三九年十二月末までは比律賓國語としない。又英語は國民議會で何分の規定あるまでは公用語として一般に使用を認められる。但し西班牙語も一九四〇年一月一日迄は同樣現行法通り裁判所及裁判判決文等に於て使用されるものである』

今後タガログ語を完全に統一された國語となすまでには若干の紆餘曲折はあらうが、大統領の布告によつてまで宣言された以上最早論議の餘地はないものと思惟される。

三　勞働問題

附　サクダリスタ運動

比島民が西班牙三百餘年の壓政に常に不平と反抗の爭鬪を續けて來た事は既述の通りであるが、其爭鬪の歷史は表面政治的性質を帶びたもので、殊に西班牙統治の末期に近い十八世紀の末葉から十九世紀にかけては、英國流の立憲政治の思想、佛のモンテスキューの『法の精神』、ルソーの『民約論』の感化、影響を受け、比島民の一部に政治的自由への憧憬を持たせたが、それは全く一部上層知識階級の間に限られて居た。一般下層民の思想は幼稚で、元來が農業を主とする比島人は當時未だ斯かる思想運動又は社會主義的運動に共鳴するには至らなかつた。從つて幾度が繰返された叛亂なるものも多くは宗教上の迫害に對する反抗であつた。然るに米國の比律賓君臨に次で二十世紀の新思想輸入は比律賓勞働者に階級意識の自覺と資本家に對する反抗意識を植付けた。一九〇二年二月二日マニラ市に設立された比律賓民主勞働組合 Union Obrera Democratica Filipina は恐らく比島に於ける勞働組合の濫觴であらう。其目的とする所は勞働階級の經濟的、社會的及び知的向上にあつた。政府も一九〇八年には農商部内に勞働局を創設して勞働問題の調査、調停に資する處あつた。爾來勞働組合の組織は熱し易い比島民の趣向に投じ、破竹の勢で群島各地に蔓延し歐洲大戰後は組合運動主義は其絶頂に達した。併し其組織は米國勞働組合聯合會に倣つた職業別組合が優勢で、一九一三年には比律賓議會によつて歐米の例に倣つて五月一日を勞働祭と定め、その第一回勞働者大會をマニラ東洋劇場に開き全群島の各勞働組合、共濟組合、互助會等の代表者數百名出席し勞働協議會 Congreso Obrero を組織し左の決議を可決した。

一、八時間勞働制の確立

二、婦人及年少勞働者保護法の制定要求

三、雇主の義務設定法律制定の要求

勞働協議會は組織後三年にして政策問題から分裂を來し、勞働評議會 Asamblea Obrera 新に生れたが翌一九一七年五月一日には後者は再組織されて比律賓勞働聯合會 Federacion del Trabajo de Filipinas となつた。併し未だ全國的に統一された勞働組合結成に至らぬ中に、歐洲大戰後の好景氣時代も去つて漸く不況時代に入るや、職業別組合主義の機能の不備を暴露し產業組合組織へと發展する機會を作つた。斯くて一九二四年六月十八日には支那國民黨孫文治下の廣

東に開かれた被壓迫民族國際勞働會議に初めて比島から勞働組合代表を送り、次で莫斯科の第三インタナショナル勞働會議にも代表を派遣し、比島内の勞働組合は明かに左右の對立を見るに至つた。卽ち一は前述の比律賓民主勞働組合を前身とする比律賓勞働聯合會で、他の一つは更に之より分裂した比律賓プロレクリア協會 Katipunan Anak-Pawis Filipinas（略稱 KAP）である。前者が職業別組合主義の範内に立籠つて合法的勞働組合運動を續けたのに反し、後者は判然と共產主義的立場を採り專に資本家との階級鬪爭に終始したばかりでなく政府當局者とも果敢な抗爭を繼續した。其具體化したものがヌエヴア・エシハ州を中心にした借家及借地人組合を續る對地主との鬪爭であつた。而して此の運動は組合内の左右對立の激化が分裂の因をなし、借家借地人組合は再び元の合法的組合運動に其方針を還元した。同時に群島内の勞働組合運動も一時は共產主義的分子を清算して合法的手段による目的達成に進むこととなつたが、一九三八年春頃から西班牙内亂の影響と共產系分子の潜行運動によつて再び左右兩派を生じ、議會に於てはヴアレンシア政府總領事モレンテの共產主義演說が問題となり、イロイロ州第三區からはヴアレンシア政府の息のかゝつたラファエル・ロンドレスなる者が人民戰線派候補として名乘をあげる等の事態を發生しつゝあるが、未だ對立の激化までには至つてゐないばかりか、組合運動の發達も極めて遲々たる程度で、一九二四年には比島全體で勞働組合の數百零、一組合員數六萬八千七百七十六、更に之に互助、共濟組合五十四の組合員數一萬四千人を加へても九萬に足らぬ小數であり、一九三四年五月一日には政府は勞働部を農商部より獨立した一行政官廳とし、八時間勞働制、勞働者補償法等を制定したが、翌一九三五年に於ても猶ほ勞働組合數百五十、組合員數九萬二千五百餘人で普通就業勞働者總數三百五十萬人に比し三%に足りぬ低率（註1）で、之を更に一九三八年七月卅一日現在勞働者登錄の數字に見れば勞働組合數百二十一、組合員總數二萬八千九百八十人と云ふ小數である。

失業者の數は未だ重大問題となる程ではないが都會には相當あり、一九三八年現在でマニラ市の登錄失業者數一萬六千四百二十七人である。尙ほ比島は總體的に農業國たる關係上季節的失業者の數は尠くない。例へば糖業に於ては繁忙季は一年の中八ヶ月乃至九ヶ月で殘餘の三、四ヶ月は多數糖業關係勞働者は失業狀態である。併し此等季節的失業者も糖業閑散季には米栽培其他に從事するから解決の方法はある。問題は都會を中心とする勞働爭議就中ストライキの增加傾向である。比島勞働長官の發表した數字によれば一九三七年中に五十七のストライキあり、その關係勞働者四千六百六十七人であつたものが、一九三八年には一月より七月に至る七ヶ月間に既にストライキ數五十三その關係勞働者數一萬一千九百六十三人で、その件數に於て前年一年間の九三%に當り之を前年同期間の三十二件に比すれば實に一六六%に當る增加である。之が原因としては

(一) コンモンウエルス政府の樹立により勞働大衆の間に新しき思想的信念を植付けたこと
(二) 過去三ヶ年間に於ける米國及西班牙等舊支配國に於ける勞働爭議と、之による勞働條件の改善に刺戟されたこと殊に西班牙に於ける地主階級に對する反感に關連して煽動された運動が奏功したこと
(三) 新政府が社會正義を基礎に勞働者に有利な立法を行つたこと、例へば借地人保護法の可決の如き事實により一般大衆が增長的氣味となつたこと

等が擧げられる。此の點は比島政府當局も認め勞働長官トーレスの如きも政府が餘りに妥協的態度を以て勞働爭議に臨むことの不可を論じ、場合によつては一層斷乎たる手段に出る必要のあることを强調してゐる。

次に比島に於ける共産黨又は共産主義の運動如何と云ふに、社會主義を公言するものはあつたが公然共産主義を名乘るものはなかつた。唯だ一九三五年三月マニラ郊外の某所で Katipunan Ng Magbubukid が開催された時、全群島から集まつた約一千名の農民の多數が赤服を着赤旗を振つて『赤の會合』たることを示すと共にその會合で決議された左の三項は明かに共産黨的色彩の濃厚なことを暴露した。

(一) グラ幹的比律賓憲法の排撃
(二) 比島に赤色ソヴエート政府を樹立すること
(三) 全國的ゼネストの決行

之に對しては政府は勿論全國の勞働團體が反對運動を起した。近くは一九三八年八月廿八日全比島六十五勞働團體を中心としてマニラに開かれた反共産主義大會がこれで、同大會にはケソン大統領のメツセージ朗讀トーレス勞働長官の演說等あり最後には「共産主義は比島の眞面目な勞働運動を阻害するのみならず、同運動は非國民的であり非比律賓的である」旨の決議をして反共氣勢をあげて居る。

共産主義運動に關しては前比島大審院長（米人）マルコルム博士（註2）は「誰が比島のレーニンたるかは判斷に苦しむが、斷然リーダーの一人たる者はクリサント・エヴアンセリスタである。そして比島に於ける共産黨代表者は確かにソヴエートから資金の融通を受けてゐるものと一般に信ぜられてゐる」と言明し今にして政府が適當な手段によつて之が撲滅を期さないならば將來手遲れとなる危險があると警告してゐる。又マルコルム博士はサクダリスタまでが共産黨であり厄介物だと云つてゐるが、厄介物たることは事實であるがサクダリスタが共産黨とは吾々には考へられない。組合運動から政治運動に急轉直下したものが今日のサクダリスタ運動で、前記の借家借地人組合運動から脫落した左翼分子と連繫したものがサクダリスタの連中である。サクダリスタられた語で「不平」又は「抗議」を意味する。それが今日固有名詞として存在を見るに至つたのは、比律賓上院の一官吏であつたベニグノ・アール・ラモス氏が、一九三〇年マニラの中等學校で起つた米國人女教師の比島人學生侮辱事件に關係し、學生側に應援煽動したことから、時の上院議長ケソン氏の激怒を買ひ解職されたのが動機で、間もなくケソン氏一派に對する憤慨攻撃の發表機關として「サクダール」なる週刊紙をマニラに發行したのが起源で、ラモス氏は同紙上で盛んに政府當局殊にケソン氏攻撃の筆陣を張り、實際運動としては先づ印度のガンディ等の「非協力」主義を唱道し、次で下層階級民の間にセデュラ稅（一種の人頭稅）不納同盟を組織した。最初は議會政治否認の政策を採つて一九三一年の總選擧には下層民衆の間に選擧不參加を煽動したが、當時は未だ祕密結社の形式を採つて居た。其後政策を變更して議會主義に轉じ一九三三年には自ら主張者となつてサクダールの黨即ちサクダリスタ黨を組織した。初代總裁としては元メエヴア・エシハ州知事フエリソ・カフコム氏が推された。次で元ラグナ州知事セレリノ・チオンコ氏が選擧され、更にチオンコ氏が上院議員候補者に故鄕ラグナ州から立つに及んでラモス氏が第三代のサクダール黨總裁に就任したが、其後ラモス氏の渡日後黨幹部の改組を行ひ總裁にはフエリシモ・ラウソン氏、副總裁にはエルピディオ・サントス氏が當選したが一九三八年八月ラモス氏の歸國後黨組織に又も大變動が行はれた。

サクダール黨の根本主張は一八九八年十二月十日巴里に於て締結された比島讓渡に關する米西講和條約の廢棄と、比律賓の即時、無條件、完全獨立にあつたが、一方政治運動と並行して他方經濟運動にも力を注ぎ、前述のセデュラ稅の

不納同盟組織の外、ラグナ湖地方の漁民の不漁とブラカン地方勞働者の賃銀の低廉なのに反比例して、同地方の地代、地租、家賃等の法外に高い事實等を指摘して下層民を使嗾し、爲政者、支配階級に對する反感挑發、助長に努めた結果サクダールの勢力はラグナ州を中心に忽ち其隣州タヤバス、ブラカンに及んだ。殊にラグナ州チオンコ氏が嘗て州知事たりし地盤の關係もあつて、全州を完全に席卷して第一區よりアウレリオ・シー・アルマサン氏を、第二區よりマリアノ・エス・ウンティヴエロ氏を共に下院議員候補者に立てゝ戰つた結果、見事一〇〇パーセントの當選率を得たばかりでなく、比島政界の大立物たる時の上院議員ケソン氏の御膝元たるタヤバス州の第二區からもアントニオ・アルゴシノ氏を當選させて、一擧に三名の議員を議會に送つて新興勢力の強みを示した。當時サクダール黨が聲明した主義綱領は左の如きものであつた。

主義

一、一八九八年の巴里條約を廢棄し、比島の卽時、完全無條件獨立を期す。
二、米國の資本主義を驅逐し、ケソン一派の獨裁政治に反對す。
三、下層階級の利益を擁護し、特權階級の手より下層階級の解放を期す。
四、加特立教を驅逐して比島獨立教會アグリパイ派の普及を期す。

綱領政策

一、西班牙及び米國の統治により衰微せる國家產業及び商業の復活。
二、東洋文明に基礎を置く比島文化の復興。
三、比島精神を萎靡せしめたる不健全なる外國勢力の排擊。
四、政府經費の徹底的節減。
五、民衆を苦しめる惡稅セデユラ稅の撤廢
六、地主及び資本家の橫暴打破。
七、既成政黨の打破。

右運動が共產主義の運動と一脈相通ずるものあつた爲め、前述せる極左翼分子のサクダリスタ黨加入と、比島に潛入せる一部共產黨員の週刊紙「サクダール」利用運動に禍されて、一九三二年の共產主義者大檢擧に際しては同紙も卷添を喰つて發行停止處分を受け、編輯長兼發行人たるラモス氏も罰金刑に處せられた事があつた爲め、其後のサクダリスタ黨は共產黨とは關係する所なきも比島の一般市民は今以てサクダリスタを共產主義者扱し、ラモス氏一派を共產黨員と誹謗し又支配階級の人々は而かく宣傳して居る。之に就てはサクダリスタ黨幹部の人々自身をして語らしむるが適當と思ふ、卽ちラモス氏は昭和十一年一月十四日東京の某所に於て著者との會見に於て左の如く語つた。

『自分は比律賓に於ける反對派の人々の言ふ如き共產主義者でもなければ社會主義者でもない。一般に用ゐられて居るサクダリズム Sakdalism と云ふ語が最もよく自分等の主義主張を表明して居ると思ふ。卽ち自分等は比島の卽時完全無條件獨立を主張し、政府の吾等に對する不當なる壓迫に反對し抗爭するものである。自分がソヴエト・ロシアに行くだらうと云ふやうな事も根據のないデマに過ぎない。米國へも今は行かうとは考へて居ない。米國の力が比島を支配し、比島民の意志能力をも支配し束縛し居る限り、吾々は米國に行く必要を認めない。自分は飽まで日本に止ま

り日本を根據として比島獨立の目的を貫徹しようとするものである』と。

サクダール黨員が比島の政界に存在を認めらるゝに至つたのは前述の一九三三年の總選擧に三名の下院議員を比律賓議會に送つた時に始まり、次で翌年九月の議會に於ては當時既に多數黨に合流はしてゐたものゝ、事實サクダール黨員で共にラグナ州選出の下院議員アルマサン、ウンティヴエロの兩氏が當時議會で討議中のタイディングス・マクダフィ法及びコンモンウエルス樹立に反對の演說をして多數黨から黨籍除名及び委員長解職の懲罰を受けた頃からであつたが、眞に急進黨としての存在を比島全體に深く印象づけたのは、例の一九三五年五月二日夜及三日の兩日に亘りラグナ州のサンタ・ローザ及カブヤオ、ブラカン州のサン・イルデフオンソ、カヴイテ州のカヴイテ等に勃發した暴動であつた。ラグナ州に於てはサクダール黨員と巡警隊との激戰に死者五十八名（內サクダール黨員五十五名、巡警三名）負傷者六十七名（サクダール黨員五十八名、巡警九名）檢擧者十九名を出し、ブラカン州では死傷者は尠かつたがサン・イルデフオンソ郡役所は一時完全にサクダール黨員によつて占領された。之が爲め暴動鎭壓後ブラカン州及びカヴイテ州等にては各九十餘名の檢擧者を出した。此の暴動に參加した群衆は三千名と推算された。暴動蜂起の近因とも云ふべきは此の前週サンタ・ローザ舞踏場に於てラグナ州選出下院議員の息フランシスコ・ゴメスなる者が殺害された事から、サンタ・ローザ郡會はサクダールの網領たる「公正なる政治」の立場より前記舞踏場の閉鎖を決議せしに、ラグナ州議會は同ダンス・ホールが年益一千比の財源を州に與ふる事實に鑑み、州財政上之が閉鎖は不可能であるとの理由で右閉鎖案を否決し去つた爲め、サクダール黨員は憤慨して寄々協議の結果、遂に五月一日の夕刻を期して旗上したものであるが、此の蜂起の遠因は勿論米國の羈絆を脫する事と、現政府に對する反對にある。サクダリスタ黨の最初の計畫は比律賓憲法の諾否を決する一般投票の行はるゝ五月十四日を期して、サクダリスタ黨の金城湯池ともいふべき中部呂宋の諸州に暴動を起して、人民投票の施行を不可能ならしめようとの案を立てゝ著々準備中であつた處、政府側で比の陰謀を探知し機先を制されたので、サクダリスタ黨幹部も時機尙早とは知りつゝも敵に乘ぜられて、止むを得ず應戰した爲め失敗に終つたものである。右の暴動の時期に關しては比島巡警隊總監ヴアルデス少將は左の如く說明して居る。

『サクダール黨は貧民階級の間に稅金不納同盟を皷吹し、反政府思想を宣傳し、一九三五年十二月三十一日以前に比島の完全獨立獲得を目的とし、之が達成には必要ならば武力に訴へるも止むを得ずと云ふ考を持つて居た事は明かである。問題は其時期如何であつた。そこで當時東京に滯在中のラモスは五月十四日の人民投票日を旗上の日と定め、それには先づサクダリスタの最も優勢な呂宋島の中部地方に於て人民投票の施行を無效ならしめて、コンモンウエルスの樹立を妨害せんとした。併し急進派の前總裁チオンコ、幹事エルピディオ・サントス等は一日も早く實行すべしとの意見で、遂に五月二日に狼烟をあげて了つたのである。之が爲め暴動鎭壓後ブラカン州及びカヴイテ州等に要するに連絡と準備の不備不足から所期の目的を達し得なかつたものである。茲に興味ある事は五・二事件の眞相に就て、米比兩當局者が根本的に相反した觀察をして居る事である。卽ち此の事件を當時の比島代理總督ヘーデン氏は事件突發三日後の五月五日、無線電話を以て當時華府滯在中の總督マーフイ氏に宛て

『今回の暴動は全く政治的性質のものであつて決して經濟的不平不滿によるものではない』

と報告して居るのに對し、當時マーフイ總督と同じく米國にあつたケソン上院議長は米國々民に向つて

『五月二日、三日のラグナ州に於ける暴動は決して政治的のものでなくして、刻下の不況に對する一部州民の經濟的

不平の勃發である』

と說明して居る。併し此の兩政治家の相反する觀察は共に一方に偏して居た。蓋し五月二日の暴動が當時農村の不況ラグナ湖漁業の不振に加ふるに、農商務省の發令にかゝる不法漁業禁止令により促進された事は事實であるが、其最初の動機は政治運動に端を發して居たからである。

此の暴動に參加した約三千五百餘名の群衆中、檢擧逮補された者二百十三名、其中更に裁判の結果有罪の宣告を受けて投獄された者は八十七名に及んだが、其後漸次保釋又は刑期滿ちて釋放され、コンモンウエルス樹立當日までには數名の巨頭を除く外、全部出獄した。之と同時にサクダール黨も一時解散を命ぜられたが、黨內の穩健派は急進派を除外して黨再建を企て、一九三五年六月二日更生のサクダール黨を組織し、ホセ・テイモツグ博士を總裁に、フエリシモ・ラウソン氏を副總裁に選擧したが、テイモツグ博士は間もなく總裁を辭し、爾後ラウソン氏が總裁となつて比島內の黨の統制をなすと共に日本に亡命中のラモス氏との連絡に當つて居る。其後のサクダリスタ黨は稍統制を缺ける感あり、九月十七日の總選擧に際しても大統領候補をあげるに至らず、黨員の或者は比島獨立教會を代表せるアグリパイ大司教に投票し、或黨員は國家社會黨に合流してアギナルド將軍に投票した。大統領選擧は無事故に終了したが、それより大統領就任式に至る約二ケ月間の比律賓政府のサクダリスク黨其他反政府分子に對する警戒は頗る嚴重を極めた。他方サクダリスタ黨の連中はラモス氏の日本滯在を利用して種々なる誹言を流布した。現に十月二十一日ヌエヴア・エシハ州カバナトアンに開かれたサクダール黨の演說會に於て同黨領袖の一人フイ㆓メノ・ブルードン氏の如きは「比律賓は一九三五年十二月末日までには隣接の某强國（無論日本を暗指す）の干涉と援助により完全獨立を獲得するであらう」と壯語して二千五百に餘る無智の聽衆を喜ばした。事態斯の如きを以て當局者側でも徒らに末梢神經を銳敏にして巡警隊の非常動員、稅關及橋梁關所の嚴重警戒等外來者には全く戰時非常時の感を與へた。其劃にサクダリスク黨の運動は穩健且つ合法的のものであつて、流言蜚語によつて脅かされた暴動計畫の如きは其影すら見せなかつた。

大統領就任式たる十一月十五日の前日ラウソン總裁が黨を代表して、當時ルーズヴエルト大統領の個人代表としてマニラに滯在中のダーン陸軍長官に提出した七ケ條の不平陳情書にも、サクダリスタ黨はコンモンウエルス政府樹立に際し暴動を起すものでない事を確言して居る、右七ケ條の陳情要領は左の如し。

一、大統領ケソン氏の統治及コンモンウエルス政府に反對するサクダリスタ黨及其他の比島の政治結社は彼等の不平を訴へ、政治的權利を主張する爲めの平和的會合を開催する憲法上の權利すら剝奪され、今も尙ほ剝奪されて居る。

二、大統領ケソン氏及其一派の主義政策に反對する者は常に不法な妨害を受け、專橫な迫害を以て脅かされて居る。

三、會ては大統領ケソン氏自身主張した即時、完全、絕對獨立の主張が今は却つて民主主義に反する騷擾的思想と極印を捺され、時には死刑の極刑を以て處罰された。

四、平和な會合が却つて保安の職にある官憲によつて騷擾され、之に反抗するサクダリスタ黨員は暴行又は官憲抵抗の罪で處罰される。

五、政府の施政宜しきを得ざる爲め土地奪取は至る所に行はれて居る。

六、課稅は其當を得ず、國民は擔稅能力以上の過重負擔を課せられて居る。

七、地方産業及其他比島民の生計は外國の競爭により多大の打撃を受けて居る、これ悉く米國政府の餘波である。

以上は今日比律賓にあるサクダリスタ黨の抱く「所謂サクダール」（不平）であり「抗議」である。然らばサクダリスタ黨の比島に於ける實勢力如何を見るに、同黨幹部の人々は黨員正に一百萬人と稱するも之は餘りに誇張された數であつて實際の黨員數としては恐らく十萬を出まいと推測される。併し其前途は必ずしも悲觀したものではないと考へられる。比島に於ける第二インタナショナルの共產黨組織は失敗したが、サクダールの思想は比島民の間には今後益〻扶植される餘地と下地がある。それは彼等が過去三百三十年西班牙の虐政と、三十七年間米國の外面如菩薩內心如夜叉の政策、殊に支配階級 Cacique の長きに亘る壓迫に支配され來つた關係上不平不滿は大衆の間に鬱積して居る。アグリパイ派卽ち比律賓獨立教會が多年比島に培はれた羅馬加特立派の驅逐に多大の成功を收め、大地主の搾取に共通の苦腦を經驗した、農民がタングラン・バヤング（雨の民の意）なる結社を組織して之に對抗して革命勃發當時の中堅分子をなしたるも此の不平の現はれである。獨立準備期十年間を後前にして經濟的難局に直面しつゝある比島にサクダール思想の喰入る隙は多分に存するやうに見える。

次にサクダリスタ黨が日本及び米國に對し抱持する主張を知る爲め、同黨機關紙『自由の比律賓人』第一號（一九三五年四月一日發行）に掲載された檄文、及同年十一月十三日サクダリスタ國民議會の名によつてコンモンウエルス樹立式參列の爲め來比したダーン陸軍長官、ガーナー副大統領一行に提出された覺書の一部を記載しよう。

日本國民に訴ふ

吾黨は全體の教育を以て比律賓獨立問題を義俠なる吾が敬愛する日本國民の前に提出す。米國政府は一八九八以來比律賓の獨立を約束せられたり、そは當時尙ほ進行中なりし革命を鎭靜せんが爲めなりき。比律賓人は元より其約束が欺瞞と利用の爲めに計畫せられたる事を想像せざりしなり。曾て米國議會を通過したる法律（ジョーンズ法）の一節には、比律賓に秉岡なる政府樹立せられたる時は米國の主權は必ずや撤回せらるべく、獨立は承認せらるべしと明記せられたり。

比律賓人は其獨立の爲め既に其必要條件に應じたるなり。而して大統領ウィルソン氏は一九二〇年十二月十日米國議會に對し、比律賓人は既に米國人の要求する秉岡なる政府を建設したるが故に、彼等に獨立を承認する事は米國の義務にして且つ權利なりと云へる旨を其教書中に保證し且つ宣言せり。一九三四年には民主黨支配下にありし米國議會は、比律賓人に課するにコンモンウエルス政府を以てし該コンモンウエルス樹立十年後其獨立を承認すべしとの約束にて更に一つの法律を制定せり。然れ共舊約束未だ履行せられざる時に當り、比律賓人中何人か又此の新約束を信ずるものあらんや？

吾黨は米人が吾が國民を欺瞞しつゝあるを知る、何となれば米人の爲す所を見るに一部小數の比律賓人に好餌を與へて之を籠絡し同時に吾々の凡ゆる天然資源卽ち金鑛、土地、森林等を壟斷し或は之を獨占するを知ればなり、比律賓は非常に豊饒なる國土なり、斯くの如き豊饒にして資源に富む國土を白人種殊に米人の征服下に置くは吾々の甚だ屈辱とするところなり、而して彼等は吾等の掌中に猶ほ一握の富を有する間は決して吾國を放棄せざるべし（中略）

願くは吾等の獨立を援助せよ、然らば兄等の與へたる犧牲の成果は決して無益に終らざるべし。吾等は比律賓の卽時解放を要求し東洋人の幸福を熱願するものなり。比律賓人は勇敢なり、一五二一年以來自由の爲めに間斷なく戰へり、不幸にして戰ふべき武器を有せず屢々失敗を招けり、故に武器は吾等の自由を意味するものなり。

比律賓サクダリスタ黨總裁榮使節

ベニグノ・アール・ラモス

比律賓篇

比島民はサクダリスタ黨を通して
即時完全獨立を要求す

下記比島サクダリスタ黨國民議會議員及國家指導部は自尊心あり自由を愛する比島民に代り陸軍長官閣下及米國副大統領ジョン・ナンス・ガーナー閣下を團長とする議員團に左の覺書を提出し之が考慮と米國大統領への通達とを懇請するものなり。吾々は比律賓獨立の問題は多くの人々の主張する如く既に解決せられたりとは思惟せず、コンモンウエルス政府を樹立せんとするタイデングス・マクダフィ法はジョーンズ法中に規定せられたる獨立の約束を妥當且つ正當に解決し、履行せるものに非ずして、單に該約束の履行を回避せん爲めの術策に過ぎず。

同法第十一條には「若し、而して比島獨立が達成せられたる時」云々とあるが、若しコンモンウエルス法により確實に獨立が來るならば、何故若し何々する時と云ふ如き案を必要とするか、若し總ての國が比島の中立をば保障する事を拒否せば如何？米國が比島に海軍根據地と給炭場を保持する權利を保有する限り、外國殊に日本が比島の中立に反對すべき事は一日に日出と日沒あると同樣明々白々なり。米國が十年の過渡期後も海軍根據地を保持せんとする事實は、比島が永久に米國の保護領たる事を示すものなり。保護領は獨立國に非ず、而して保護領自身中立保障條約を遵奉し得ず。

第十六條　若し本法の規定が憲法違反と宣告され、若くは人又は事情に對する本法の他の部分の效力は之が爲め毫も妨げらるゝことなし。

見よ右の條項を獨立準備期終了前に比島獨立許可を米國議會により爲す事の有效か無效かの問題が、米國大審院により提起せらるゝやも知れず、此の時米國の資本主義は獨立反對の運動をなすべく、その場合比島獨立問題は遂に無解決として殘されん。

一九三四年五月一日所謂比律賓議會なるものが一部分米國政府の創設せる代理部たる以上、右受諾は全比島民の自由且つ自發的意志表示と云ふべからず。一九三五年五月十四日行はれたる人民投票も宇の眞の意義に於ける人民投票には非ず。第一には國民はコンモンウエルス法及コンモンウエルス政府の眞實の意味を了解する充分な機會を與へられず、幾萬の市民は當日投票所に行かず、又多數の者は威迫と誘拐の下に投票を强制せられたり。政府官吏にして憲法贊成の投票をなせる者も實は解職を恐れて止むを得ずなせる者なり(中略)。

今日の比律賓は米國人及總ての他の白人種の比律賓なり。故にそれは失はれたる比律賓なり。吾人の要求する獨立は比律賓を「政治上、文化上、經濟上自由なる比律賓」なるスローガンによつて保障せられたる比律賓人意識の充實せる國民となす事にあり。吾々は玆に比律賓大衆の純正なる感情と熱望とを代表して米國が比島に於ける主權を撤回し比島の獨立を承認せん事を卒直に要請するものなり。

一九三五年十一月十三日マニラにて

國家指導部員　マルコス・ピー・ラモス
黨幹事長代理　ガウデンシオ・バウテイスタ
黨　會　計　グレゴリオ・トピアス
黨總裁代理　フエリシモ・ラウソン
國民議會議長　セレリノ・チオンコ
同　副議長　エルピディオ・サントス

第十一　註　會

然し此のサクダリスタ運動も同黨首領で日本に亡命中であつたラモス氏の關する限りそれは一九三八年七月九日横濱碇泊中の加奈陀太平洋汽船エンプレス・オブ・ジヤパン號上彼が大統領ケソン氏と會見提携した瞬間に一頓挫を來した感がある。尤も之は双方が大統領及反對黨首領としての會見提携でなく、ケソン、ラモス兩個人同志の會合であつて恐ら

く本國比律賓コンモンウエルス政府及サクダリス黨の關知せぬ所であつたらう。故にラモス氏が日本への袂別を告げて八月廿八日獨逸船グナイゼナウ號でマニラに着くや、曾て「比島第一の公敵」とまで刻印を打たれ逮捕狀を發せられて居た彼は船から其まゝ拘引され（一）ラグナ州に於ける叛逆罪、（二）マニラに於ける不法結社結成、（三）ブラカン州に於ける煽動罪の三罪の廉で刑務所に收監されたが、卽日サクダール黨員の集めた保釋金二萬七千比で身柄だけは一時自由となつた。今後サクダール黨と彼との關係、ケソン大統領對ラモスの關係、政府當局對サクダール黨の問題等微妙且つ興味ある問題が展開されるであらう（註3）。

【註1】日本の勞働組合加盟勞働者の數は勞働者の總數に比してその率稍低下の傾向あり、昭和六年の七・九%に比しては低いが比島の組合組織三%に比しては倍以上の高率である。

年度	組合數	勞働者總數	組織率
昭和二年（一九二七年）	五〇五	三〇九、四九三	六・五%
昭和六年（一九三一年）	八一八	三六八、九七五	七・九%
昭和十年（一九三五年）	九九三	四〇八、六六二	六・九%
昭和十一年（一九三六年）	九七三	四二〇、五八九	六、九%

【註2】ジョージ・エー・マルコルム氏は一九一七年時の大統領ウィルソンにより比律賓大審院判事に任命され、一九三五年十一月コンモンウエルス政府樹立後比律賓人判事と交替する迄前後十八年間大審院に在勤最後には大審院長に榮進した人で「比律賓憲法」「比律賓コンモンウエルス」等の名著あり又日本の帝國大學より法學博士の學位を受けて居る。

【註3】歸國後のラモス氏は從來の態度を一變して現政府支持を宣言するのみか、十月七日カバナツアンに於ける同黨大會席上においては「日本は將來比島を攻略する計畫を有す」などと豹變的排日演說をなす等の脫線振りから、黨大會尖銃分子の反對を招き今やサクダール黨は全く左右兩派に分裂し、ラモス一派は黨名をガナプ黨と改稱した。

附錄　重要諸法規

一、比律賓憲法（全文）
第一章　國土……一
第二章　原則ノ宣言……一
第三章　權利章程……一
第四章　市民權……三
第五章　選擧權……三
第六章　立法部……三
第七章　行政部……七
第八章　司法部……九
第九章　彈劾……一〇
第十章　會計檢査院……一一
第十一章　官吏服務規定……一一
第十二章　天然資源ノ保存及利用……一二
第十三章　一般規定……一二
第十四章　憲法ノ修正……一三
第十五章　暫定規定……一三
第十六章　比律賓ノ獨立公布ト公ニ効力ヲ發生スベキ特別規定……一四
第十七章　コンモンウエルス政府ト共和國トノ關係……一五
憲法附屬法令……一五
二、比律賓國防法（全文）
第一篇　國防……一七
序章　本法ノ呼稱……一七
第一章　國防方針……一七
第二章　人員並資源ノ徵用……一七
第三章　國防會議……一八
第四章　地方組織……一八
第五章　動員中樞……一八
第六章　戰爭行爲……一九
第七章　專門顧問……一九
第二篇　軍ノ組織……一九
第一章　軍ノ編制組織……一九
第二章　正規軍……一九
第三章　徵兵及再服役……二四
第四章　陸軍士官學校……二五
第五章　豫備軍……二五
第六章　豫備軍將校及下士官……二五
第七章　豫備軍人員ノ現役勤務訓練……二七
第三篇　兵役……二八
第一章　兵役義務及服役年限……二八
第二章　壯丁ノ取得……二八
第三章　檢査、分類、延期……二九
第四章　中央審理局及訴訟……三一
第五章　兵役編入……三一
第六章　豫備軍轉入……三二
第七章　軍事豫備訓練……三二
第四篇　階級、俸給及手當……三三
第五篇　豫算ノ協贊……三五
第一章　國防豫算ノ計上支出及決算……三五
第六篇　末則……四〇
三、比律賓鑛業法（拔萃）……四一
第一章　本法ノ名稱……四一
第二章　定義……四一
第三章　鑛物及鑛地ノ所有權……四一
第四章　鑛床ノ探査及試掘……四三
第五章　鑛床ノ發見及鑛區設定……四四
第六章　鑛物埋藏地ノ測量及租借……五一
第七章　木材伐採權、水利權、通行權及本法施行ノ責ニ任ズベキ鑛業官吏及職員……六〇
第八章　罰則……六一
第九章　通則……六三
第十章　暫定規定及最終規定……六三
第十一章　廢止規則……六三
四、比律賓公有地法（拔萃）
第一篇　本法ノ名稱及適用……六四
第一章　本法ノ略稱本法ノ適用ヲ受クル土地及本法施行ノ任ニ當ル官吏……六四
第二章　コンセッションノ爲メノ公有地ノ分類區劃決定及測量……六四
第二篇　農業公有地……六五
第三章　コンセッション許可ノ形式……六五
第四章　ホームステッド……六五
第五章　拂下……六五
第六章　租借……六七
第七章　フリー・パテント……六九
第八章　不完全又ハ不備ナル所有權ノ裁判手續ニヨル確認……六九
第三篇　居住、商業又ハ工業及其他之ニ準スル生産目的用地……六九
第九章　居住、商業及工業ニ適スル公有地ノ分類及コンセッション……六九
第四篇　教育慈善及其他之ニ準スル目的ニ供スル土地……七一
第十章　（省略）……七一
第五篇　保留地……七一
第十一章　都市建設用保留地……七一
第十二章　公用又ハ準公用ニ供スベキ保留地……七一
第十三章　保留地ニ共通ナル規定……七一
第六篇　通則……七一
第十四章　申請、手續、土地ノ使用許可、法的制限及抵當……七一
第十五章　暫定規定……七四
第十六章　罰則……七四
第七篇　附則……七五
第十七章　本法ノ効力……七五

附錄

比律賓憲法

比律賓憲法は本文第四政治と組織の項（七五頁參照）に述べた如く一九三四年三月二十四日第七十三回米國議會法律第百二十七號（所謂タイディングス・マクダフイ獨立法）を同年五月一日比律賓立法院が承認し同法律に基き、同年七月三十日より比島首府マニラの下院議事堂に於て開催された憲法會議に於て、起草委員會之を起草し六ケ月の時日と五十七萬ペソの國帑を費した結果、一九三五年二月八日本會議に於て可決され、レクト憲法會議長、ロハス代表、ケソン上院議長、パレデス下院議長の四氏が之を携へて華府に赴き、三月二十三日ルーズヴェルト大統領の裁可を經五月十四日比律賓全群島に行はれた一般投票によつて、比島民の受諾する所となつたものである。

比律賓憲法（東亞經濟調査局譯）

比律賓人民ハ正義、自由及民主主義ノ政體ノ下ニ其ノ理想ヲ實現シ、國民ノ世襲財産ヲ保存開發シ、一般ノ福祉ヲ增進シ、彼等並ニ其ノ子孫ノ爲メ獨立ヲ保障スル政府ヲ樹立センカ爲メ神力ヲ懇願シツツ、玆ニ本憲法ヲ制定シ之ヲ發布ス

第一章　國土

第一條　比律賓ハ一八九八年十二月十日米國及西班牙國間ニ締結セラレタル巴里條約ニ依リ米國ニ讓渡セラレ同條約第三條ニ規定セラレタル全地域、一九〇〇年十一月七日華盛頓ニ於テ米國及西班牙國間ニ締結セラレタル條約及一九三〇年一月二日米國及英國間ニ締結セラレタル條約中ニ包含セラルル一切ノ島嶼及現比律賓島政府ノ管轄權ヲ行使シツツアル一切ノ地域ヲ包含スルモノトス

第二章　原則ノ宣言

第一條　比律賓ハ共和國ナリ、主權ハ人民ニ存シ政府ノ一切ノ權能ハ人民ヨリ發生ス

第二條　國防ハ政府ノ主要ナル任務ニシテ之カ遂行ノ爲ニハ全市民ハ文武ノ公役ニ服スルコトヲ法律ヲ以テ要求セラルルコトアルヘシ

第三條　比律賓ハ國策遂行ノ手段トシテノ戰爭ヲ否認シ、一般ニ承認セラレタル國際法上ノ原則ヲ國法ノ一部トシテ採用ス

第四條　青年ニ市民タル能力ヲ涵養スル爲メノ兩親ノ自然的權利及義務ハ政府ニ於テ之ヲ援助支持スヘシ

第五條　全人民ノ福祉及經濟的安定ヲ確保スル爲メ社會的正義ノ向上ヲ圖ルハ國家ノ關心事トス

第三章　權利章程

第一條　（一）何人ト雖モ正當ナル法律上ノ手續ヲ經スジテ生命、自由若ハ財產ヲ剝奪セラレ、又ハ法律ノ均等ナル保護ヲ拒否セラルルコトナシ

（二）私有財產ハ正當ナル補償ナクシテ公用トシテ沒收セラルルコトナシ

（三）身體、家屋、文書及物品等ノ不當ノ搜查及差押ニ對スル人民ノ權利ハ侵犯セラルルコトナシ、又原告ノ提供スル證人ノ宣誓若クハ證言ノ下ニ取調ヘタル後裁判官ニ於テ適當ト認メタル理由ニ基クニ非サレハ逮捕狀ヲ發スルコトヲ得ス、且逮捕狀ニハ搜查ノ場所、逮捕セラルヘキ人若ハ差押ヘラルヘキ物ヲ明記スヘシ

（四）法律ノ定ムル範圍ニ於ケル居住及移轉ノ自由ハ之ヲ犯サルルコトナシ

（五）通信及信書ノ秘密ハ裁判所ノ合法的命令ニ依ルカ若ハ公ノ安寧秩序ヲ保ツニ必要ナルニ非サル限リ之ヲ侵犯セラルルコトナシ

（六）法律ニ違反セサル目的ノ爲ニ組合又ハ結社ヲ組織スル權利ハ之ヲ奪ハルルコトナシ

（七）宗教ノ創立ニ關スル又ハ信教ノ自由ヲ禁止スル法律ハ之ヲ制定スルコトヲ得ス、又宗教的職業並ニ禮拜ノ自由ハ何等ノ差別若クハ特惠ナク永久ニ許與セラルヘシ、公民的若ハ政治的權利ノ行使ニ關シテハ何等宗教上ノ調查ヲ受クルコトナシ

（八）言論及出版ノ自由或ハ平穩ニ集會シテ不平ニ對スル匡救方ヲ政府ニ請願スルノ權利ヲ剝奪スル法律ハ之ヲ制定スルコトヲ得ス

（九）貴族ノ稱號ヲ賦與スルノ法律ハ之ヲ制定スルコトヲ得ス、又利益又ハ信用ヲ伴フ地位ニ在ルモノハ何人ト雖モ議會ノ同意アルニ非サレハ其ノ種類ノ如何ヲ問ハス外國ヨリ贈與、報酬、地位若ハ稱號ヲ受クルコトヲ得ス

（十）契約ノ義務ヲ毀損スル法律ハ之ヲ制定スルコトヲ得ス

（十一）効力ヲ既往ニ遡及スル法律又ハ民權剝奪ニ關スル法令ハ之ヲ制定スルコトヲ得ス

（十二）何人ト雖モ負債若クハ人頭稅不拂ノ故ヲ以テ投獄セラルルコトナシ

（十三）强制的服役ハ如何ナル形式ノモノタルヲ問ハス存在スルコトナシ但シ當事者カ合法的ニ有罪ト判決セラレタル犯罪ニ對スル刑罰トシテノ場合ハ此ノ限ニ非ス

（十四）人身保護令（writ of habeas corpus）ノ特權ハ之ヲ停止スルコトヲ得ス、但シ公安上之カ停止ヲ必要トスル侵略、叛逆、又ハ叛亂ノ場合ハ此ノ限ニ非ス而シテ前揭ノ場合ニ於テハ停止ノ必要アル期間何時ニテモ停止スルコトヲ得ヘシ

（十五）何人ト雖モ正當ナル法律上ノ手續ヲ經スシテ刑事上ノ犯罪ニ問ハルルコトナシ

（十六）死刑ニ相當スル罪ニシテ證據充分ナル者ニ非サル限リ何人ト雖モ有罪ノ判決前ニ於テハ適當ノ保證金ヲ提供シテ保釋ヲ受クルコトヲ得、此ノ場合過重ノ保釋金ヲ要求セラルルコトナシ

（十七）一切ノ刑事上ノ起訴ニ於テハ被告人ハ有罪ナルコトノ證明セラレサル限リ無罪ナルモノト推定セラル又被告及辯護人ハ審理ヲ受ケ、起訴ノ性質及理由ヲ通告セラレ、迅速且公開ノ裁判ヲ受ケ、證人ト對面シ並ニ自己ノ利益ノ爲ニ證人ヲ出廷セシムヘキ强制手續ヲ執リ得ル權利ヲ享有ス

（十八）何人ト雖モ自己ノ意志ニ反シテ證人タルコトヲ强要セラルルコトナシ

（十九）過重ノ罰金ヲ課セラレ又ハ殘酷ニシテ異常ナル刑罰ニ處セラルルコトナシ

（二十）何人ト雖モ同一ノ犯罪ニ對シ再處罰セラルルコトナシ、若シ一ノ行爲カ法律又ハ命令ニ依リ處罰セラレタルトキハ其結果右罪判決タルト免訴タルトヲ問ハス同一ノ行爲ニ對シ他ノ起訴ヲナスコトヲ得ス

（二十一）何人ト雖モ貧窮ヲ理由トシテ裁判所ニ對シ訴訟ノ自由ヲ拒マルルコトナシ

第四章　市　民　權

第一條　次ノ規定ニ該當スルモノヲ比律賓市民トス

（一）本憲法採擇ノトキニ比律賓市民タルモノ

（二）本憲法採擇以前ニ比律賓ニ於テ公職ニ選任セラレタル外國人ヲ父母トシテ比律賓群島ニ出生シタルモノ

（三）比律賓市民ヲ父トスルモノ

（四）母カ比律賓市民ニシテ成年ニ達シタル際比律賓市民タルコトヲ選擇シタルモノ

（五）比律賓ニ準據シテ歸化シタルモノ

第二條　比律賓市民權ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ喪失若ハ復權スルコトヲ得

第五章　選　擧　權

第一條　選擧權ハ法律上有資格ノ比律賓市民タル滿二十一歲以上ノ男子ニシテ讀ミ書キヲ爲シ得且比律賓ニ一ケ年居住シ其ノ投票區内ニ選擧前少クトモ六ケ月居住シタルモノニ依リ行使セラルルモノトス、國民議會ハ本憲法採擇後二ケ年以内ニ於テ女子ニ選擧權ヲ賦與スル目的ヲ以テ行ハルヘキ人民投票ニ於テ必要ナル資格ヲ有スル三十萬人以上ノ女子カ贊成投票ヲナシタル場合ハ女子ニ對シ選擧權ヲ賦與スヘシ

第六章　立　法　部

第一條　立法權ハ國民議會ニ存ス、國民議會議員ハ百二十名以内ニシテ三ケ年毎ニ選擧シ出來得ル限リ住民ノ數ニ應シ各州ニ割當テラルヘシ、但シ各州ハ少クトモ一名ノ議員ヲ選出スルヲ要ス、國民議會ハ每人口調查報告後三ケ年以内ニ法律ヲ以テ議員數ノ割當ヲ規定シ其ノ他ノ方法ニ依リ規定スルヲ得ス

右割當數ノ決定セラルル迄ハ國民議會ハ九十八名ノ議員ヨリ成リ內八十七名ハ現行法規ニ依ル選擧區ヨリ選出シ三名ハマウンテン州ヨリ八名ハ現在ノ八特別州ヨリ各一名宛選出スルモノトス、「スルー」「ラナオ」及「コタバト」三州ノ議員ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ選擧セラレ他ノ諸州ニ於テハ各州ニ於ケル選擧有資格者ニ依リ選擧セラルルモノトス

第二條　國民議會議員ハ比律賓市民タルコト五ケ年ニ及ヒ年齡三十歲以上ニシテ選擧ノ當時選擧資格ヲ有シ選擧ノ直前一ケ年以上其ノ選擧セラルル州ニ居住シタルモノナルコトヲ要ス

第三條　(一)　國民議會ニ缺員ヲ生シタル場合ハ當該選擧區ニ於テ法律ノ定ムル所ニ從ヒ特別選擧ヲ行フヲ得但シ右ニ依リ選擧セラレタル議員ノ前任者ノ殘存期間ノミヲ其ノ任期トス

(二)　國民議會ノ選擧ハ法律ニ依リ定メラレタル期日ニ於テ之ヲ行フ

(三)　國民議會ハ法律ニ依リ別段ノ規定ヲ設ケサル限リ每年一回議員選擧ノ行ハレタル月ノ翌月第二月曜日ヲ以テ通常會期ヲ召集ス大統領ハ隨時一般法案若ハ大統領ノ指定スル特殊議案ノミヲ審議スル爲メ議會ノ特別會期ヲ召集スルコトヲ得、特別會期ハ三十日以上繼續スルコトヲ得ス又通常會期ハ日曜ヲ除キ百日以上繼續スルコトヲ得ス

(四)　國民議會ハ議長、書記、守衞長其ノ他必要ナル議員ヲ選任ス、議員ノ過半數ヲ以テ議事決定ノ定足數トス但シ議員數カ右定足數ニ滿タサル場合ハ日程ヲ順延スルコトヲ得又議會ノ定ムル方法並ニ罰則ニ依リ缺席議員ノ出席ヲ强要スルコトヲ得

(五)　國民議會ハ議事規則ヲ定メ秩序ヲ亂ス行爲アリタル議員ヲ罰シ且ツ議員ノ三分ノ二ノ同意ヲ得テ議員ヲ除名スルコトヲ得、議會ハ議事錄ヲ保存シ且秘密ヲ要スト認メラルル部分ヲ除キ時々之ヲ公表スヘシ、議題ノ如何ヲ問ハス其ノ贊否ノ意見ハ出席議員ノ五分ノ一ノ要求アル場合ニハ之ヲ議事錄ニ記錄スヘシ

第四條　選擧委員會ハ大審院長ノ指名スル大審院判事三名並ニ議會ノ選擧スル議員六名ヲ以テ組織ス右六名ノ議員中三名ハ最多數ノ表決權ヲ有スル黨ニ依リ指名セラレルルモノトス、右委員會ニ於テハ先任判事之ガ委員長タルモノトス、選擧委員會ハ議員ノ選擧、選擧報告議員ノ資格ニ關スル一切ノ係爭ニ對スル唯一ノ判決機關トス

第五條　國民議會ノ議員ハ法律ニ別段ノ規定ナキ限リ日當及其ノ他ノ報酬若ハ手當ヲ含ミ各歲費五千ペソヲ受クルモノトス但シ議會出席ノ爲メ選擧區ヨリノ往復旅費ハ別ニ支給ス、右歲費ノ增額ハ之カ裁可後選擧セラレタル議員ノ全任期滿了スル迄ハ實施セス議會ノ議長ハ別段ノ規定ノ設ケラルル迄一萬六千ペソノ歲費ヲ受クルモノトス

第六條　議員ハ反逆罪、重罪及治安紊亂ノ場合ヲ除キ如何ナル場合ニ於テ辯護人トシテ出頭スルコトヲ得ス

第九條　(一)　大統領ハ國民議會ノ通常會期開會ノ日ヨリ十五日以內ニ一般歲出豫算案ノ基礎トナルヘキ收支豫算ヲ提出スヘシ、議會ハ豫算ニ特ニ明記セラレタル政府ノ政務執行上必要ナリトシテ大統領ニ依リ慫慂セラレタル歲出豫算ヲ增加スルコトヲ得ス但シ議會及司法部ノ豫算ハ此ノ限ニ非ス豫算ノ形式並ニ其ノ包含スヘキ說明事項ハ法律ニ依リ規定ス

(二)　如何ナル條項若クハ條例ト雖モ一般歲出豫算案中ノ或特定ノ歲出豫算ニ關係ナキモノハ豫算案中ニ包含セシムルコトヲ得ス且右ノ如キ立法的條項ノ適用ハ當該關係歲出豫算ノミニ限ルモノトス

第十條　各省ノ長官ハ自己ノ發意若ハ國民議會ノ要求ニ基キ議會ニ出席シ其ノ所管事項ニ關シ意見ヲ開陳スルコトヲ得但シ公共ノ利益上意見ヲ開陳セサルコトヲ必要トシ且大統領ニ於テ其ノ旨書面ヲ以テ通告シタル場合ハ此ノ限ニ非ス

第十一條　(一)　國民議會ヲ通過セル一切ノ法案ハ法律トシテ成立スルニ先立チ大統領ニ提出スルヲ要ス、大統領ニ於テ右法案ヲ裁可スル場合ハ之ニ署名シ、然ラサル場合ハ其ノ反對理由ヲ附シテ議會ニ送付スヘク議會ハ其ノ議事錄中ニ反對理由ヲ詳細記載シ右法案ヲ再審議スヘシ、再審議ノ後議員總數ノ三分ノ二カ右法案ノ通過ニ同意スルトキハ該法案ハ法律トシテ成立ス、右ノ如キ場合議會ノ表決ハ贊否ノ投票ニ依リテ決

合ト雖モ議會出席中及議會ヘノ往復ノ途次ハ逮捕セラレサル特權ヲ有ス議員ハ議會ニ於ケル如何ナル演說若ハ討議ニ對シテモ議會以外ノ場所ニ於テ質問セラルルコトナシ

第七條　國民議會ハ議會內ニ於ケル各政黨ノ代表比例ニ準シ議員中ヨリ各二十一名ヨリ成ル任命委員會及彈劾委員會ヲ選擧ス(シ、右委員會ハ議長選擧ト共ニ議會ノ組織セラレタル後三十日以內ニ構成セラルヘキモノニシテ委員長若ハ委員ノ過半數ノ要求ニ依リ議會開會中ノミ開催セラレ本憲法中ニ於テ賦與セラレタル權能並ニ職務ヲ執行ス

第八條　(一)　國民議會ノ議員ハ其ノ議席ヲ喪失スルコトナクシテ政府ノ他ノ官職ニ就クコトヲ得ス又其ノ任期中ニ創設セラレ若ハ報酬ノ增加セラレタル如何ナル行政上ノ官職ニモ就クコトヲ得ス

(二)　國民議會ノ議員ハ政府又ハ政府機關トノ如何ナル契約若ハ其ノ任期中議會ニ依リ許與セラレタル如何ナル特許及特權ニ關シテモ財政的ニ直接又ハ間接ニ關係スルコトヲ得ス又議會ハ選擧委員會若ハ政府又ハ政府機關カ一方ノ係爭者タル民事事件ニ關シ如何ナル裁判所ニモ辯護人トシテ出頭スルコトヲ得ス尙行政上ノ手續ニ關シ若ハ政府ノ官吏又ハ雇傭人カ其ノ職務ニ關係セル犯罪ニ依リ起訴セラレタル刑事々件ニ關聯シ裁判所ニ出頭スルコトアリトモ右ニ對シ報酬ヲ徵收スルコトヲ得ス、議會ノ任命委員會委員ハ大審院ヨリ下級ノ裁判所

比律賓憲法

セラレ賛成又ハ反對ノ投票ヲナセル議員ノ氏名ハ議事錄ニ記載スヘシ、若シ法案カ大統領ニ提出セラレタル後二十日以内（日曜ヲ除ク）ニ本項ノ規定ニ從ヒ大統領ヨリ返付セラレサル場合ニハ右法案ハ大統領カ之ニ署名シタルト同樣法律トシテ成立スルモノトス但シ議會カ閉會シタル爲メ法案ノ返付ヲ受ケタル場合ニハ右法案ハ議會閉會後三十日以內ニ大統領ニ依リ拒否セラレサル限リ法律トシテ成立ス

（二）大統領ハ歲出豫算案中特定ノ一項目若ハ諸項目ヲ拒否スル權限ヲ有ス但シ其ノ拒否ハ大統領ノ反對セサル他ノ項目ニ影響セサルモノトス、歲出豫算案ノ一條項カ同法案ノ一若ハ其レ以上ノ項目ニ影響スル場合ニハ大統領ハ右條項ノ關係ヲ有スル特定ノ項目若ハ諸項目ヲ同時ニ拒否スルコトナクシテ右條項ヲ拒否スルコトヲ得ス、大統領ニ依リ反對セラレタル項目若ハ諸項目ハ大統領ノ裁可ナクシテ議會ニ返付セラレタル法案ニ關スル前項規定ノ方法ニ依ルニ非サレハ有効ニ成立セス、大統領ノ拒否カ前年度ノ一般政費ニ關スル歲出豫算案ニ於テ可決セラレタル總額ノ一割ヲ超過スル額ノ支出ヲ規定セル法案若ハ歲出豫算案ノ或項目ニ關係アルカ或ハ公債ヲ增加スル權限ヲ賦與セントスル法案ニ關係アル場合ハ此等ノ法案ハ議員總數ノ四分ノ三ノ同意アルニ非サレハ法律トシテ成立セサルモノトス

（三）大統領ハ歲入法案若ハ關稅法案中別個ノ一項目又ハ諸項目ヲ拒否スル權限ヲ有ス斯ク拒否セラレタル項目又ハ諸項目ハ大統領ニ依リ拒否セラレタル法案ニ關スル規定ニ依ルニ非サレハ効力ヲ發生ス

第十二條（一）法律トシテ制定セラルヘキ法案ハ一件以上ヲ包含スルコトヲ得ス該事項ハ其ノ表題ニ表示スヘキモノトス

（二）如何ナル法案モ之カ印刷セラレ且其ノ最終ノ形式ニ於ケル寫カ議會通過ノ少クトモ三日以前ニ議員ニ提供セラルルニ非サレハ議會ヲ通過シ又ハ法律トシテ成立スルコトヲ得ス但シ大統領ニ於テ緊急制定ノ要アルヲ證明シタル場合ハ此ノ限ニ非ス、法案ノ最終讀會ノ際ハ其ノ修正ヲ許サス且右法案ヲ最終的ニ可決スヘキヤ否ヤノ問題ハ最終讀會後直ニ付議セラレ其ノ賛否ノ投票ハ之ヲ議事錄ニ記載スヘシ

第十三條（一）特別ノ目的ノ爲メ賦課セラレタル租稅ニ依ル一切ノ徵收金ハ特別基金トシテ取扱ハレ其ノ目的ニノミ支出スヘキモノトス、特別基金ヲ設定シタル目的カ達成セラレ若ハ廢棄セラレタル場合若シ剩餘金アラハ之ヲ政府ノ一般基金ニ繰入ルヘシ

（二）如何ナル金額ト雖モ法律ニ依リ許可セラレタル歲出豫算ノ遂行ニ依ルニ非サレハ國庫ヨリ支出スルコトヲ得ス

（三）公金若ハ公ノ財產ハ如何ナル宗派、教會、分派、宗派ノ機關又ハ宗教制度ノ使用、利益又ハ支持ノ爲ニモ或ハ如何ナル僧侶、宣教師、牧師若ハ他ノ宗教的教師又ハ右ノ如キ高位僧ノ使用、利益及支持ノ爲ニモ直接又ハ間接ニ專用、充當又ハ使用スルコトヲ得ス但シ右僧侶、宣教師、牧師又ハ高位僧カ軍隊若ハ刑罰機關、孤兒院又ハ癩病保養院ニ配屬セラレ居ル場合ハ此ノ限ニ非ス

第十四條（一）課稅規則ハ劃一ナルヲ要ス

（二）國民議會ハ法律ヲ以テ大統領ニ對シ議會ノ定ムル制限ノ下ニ一定ノ範圍內ニ於テ關稅々率、輸出入割當、噸稅及埠頭使用料ヲ定ムル權限ヲ賦與スルコトヲ得

（三）墓地、教會、牧師住宅又ハ教會附屬ノ修道院ニ宗教的、慈善的又ハ教育的目的ノ爲ニ專ラ使用セラルル一切ノ土地、建築物及其ノ設備ニ對シテハ租稅ヲ免除ス

第十五條　宣戰ノ布告ハ議員總數ノ三分ノ二ノ同意ニ依リ國民議會專ラ之ヲ行フ權限ヲ有ス

第十六條　戰時若ハ他ノ國家非常時ニ於テハ國民議會ハ法律ヲ以テ大統領ニ對シ一定期間及國民議會ノ定ムル制度ノ下ニ宣言セラレタル國策遂行ノ爲メ必要ナル法令ヲ公布スル權限ヲ賦與スルコトヲ得

第七章　行政部

第一條　行政權ハ比律賓大統領ニ存ス

第二條　大統領ハ六ケ年間其ノ地位ヲ保持シ同一任期ノ副大統領ト共ニ人民ノ直接投票ニ依リ選擧セラル、各州ノ投票委員會ニヨリ正式ニ證明セラレタル大統領ニ關スル選擧報告ハ議會ニ移牒スヘシ、議會ハ右選擧報告ヲ受理シタル場合直ニ公開ノ席上ニ於テ投票ヲ計算シ大統領並ニ副大統領トシテ選擧セラレタル人名ヲ公表スヘシ、大統領並ニ副大統領ノ投票中各最多數ヲ獲得シタル者ヲ當選者トス但シ右何レノ地位ニ對スル投票ニ於テモ同一ノ最多數ヲ獲得シタル者二名以上アル場合ニ於テハ議會ハ其ノ議員總數ノ過半數ノ表決ヲ以テ右ノ中ヨリ大統領若ハ副大統領ヲ一名選擧スヘシ

第三條　生來ノ比律賓市民ニシテ選擧權者タルノ資格ヲ有シ年齡四十歲以上ニシテ選擧直前少クトモ十年間比律賓ニ居住シタル者ニ非サレハ大統領若ハ副大統領ノ地位ニ選擧セラルルコトヲ得ス

第四條　大統領ニ選擧セラレタルモノハ次期大統領ニ再選セラルルコトヲ得ス、又本條規定ノ大統領ノ地位ヲ選擧前少クトモ一年以前ニ於テ繼承シタル副大統領又ハ其他ノ者ハ右選擧ニ於テ大統領ノ地位ニ選擧セラルル資格ヲ有セス

第五條　大統領並ニ副大統領ノ選擧ハ六ケ年毎ニ一回議會ノ定ムル期日ニ於テ執行セラルルモノトス

第六條　大統領並ニ副大統領ノ任期ハ其ノ選擧後六ケ年ヲ經過シタル十二月三十日正午終了シ同時ニ其ノ繼承者ノ任期開始スルモノトス

第七條　大統領ノ任期開始期日トシテ定メラレタル時ニ於テ大統領當選者カ死去シタル場合ハ副大統領當選者大統領ニ就任ス

大統領カ任期開始以前ニ選擧セラレサルカ若ハ大統領當選者カ資格ヲ備フルニ至ル迄副大統領ハ大統領トシテ職務ヲ代行ス、議會ハ大統領當選者若ハ副大統領當選者カ資格ヲ有セサル場合法律ヲ以テ規定ヲ設ケ大統領トシテ職務ヲ代行スルモノヲ定メ若ハ大統領ノ職務ヲ代行スルモノヲ選出スル手續ヲ定ムルコトヲ得右ニ依リ決定セラレタルモノハ大統領若ハ副大統領カ資格ヲ有スルニ至ル迄職務ヲ代行ス

第八條　大統領ハ職務ノ執行ニ着手スルニ先立チ左ノ宣誓若クハ確言ヲ爲スヘシ

『余ハ忠實ニ且ツ良心ニ基キ、比律賓大統領トシテノ職責ヲ果シ、憲法ヲ維持擁護シ、法律ヲ施行シ、各人ニ對シ正義ヲ行ヒ、國家ヘノ奉公ニ盡瘁スヘキコトヲ玆ニ嚴肅ニ宣誓(若クハ確言)スルモノナリ、神ヨ願ハクハ加護ヲ垂レ給ヘ』(確言ノ場合ハ最後ノ句ヲ略スヘシ)

第九條　大統領カ免職セラルルカ或ハ死去、辭職若ハ其ノ職責ヲ執行スルコト不能トナリタル場合ニハ右大統領ノ地位ハ副大統領ニ移讓セラル、議會ハ法律ヲ以テ大統領並ニ副大統領ノ免職、死去、辭職、職務執行不能ノ場合ニ關シ規定ヲ設ケ大統領トシテ職務ヲ代行スヘキ官吏ヲ定ム右官吏ハ職務執行不能ノ理由除去セラルルカ若ハ大統領ノ選出セラルル迄大統領ノ職務ヲ代行ス

第十條　大統領ハ官邸ヲ有シ法律ニ依リ定メラレタル俸給ヲ受ク

但シ右俸給ハ大統領トシテ還任任期中增加若クハ減少セラルルコトナシ、而シテ其任期中政府若ハ其從屬機關ヨリ他ノ報酬ヲ受クルコトヲ得ス、議會カ別段ノ規定ヲ設クルニ至ル迄ハ大統領當選者若ハ副大統領當選者カ資格ヲ有セサル場合法律ヲ以テ規定ヲ設ケ大統領トシテ職務ヲ代行スルモノヲ定メ若ハ大統領ノ職務ヲ代行スルモノヲ選出スル手續ヲ定ムルコトヲ得右ニ依リ決定セラレタルモノハ大統領若ハ副大統領カ資格ヲ有スルニ至ル迄職務ヲ代行ス

第十一條　(一)　大統領ハ一切ノ行政各省、局若ハ事務所ヲ統轄シ法律ノ規定スル所ニ從ヒ一切ノ地方政廳ニ對シ一段的監督權ヲ行使シ且ツ法律カ忠實ニ施行セラルル樣注意スヘシ

(二)　大統領ハ比律賓ノ一切ノ軍隊ノ總司令官ニシテ必要アル場合ハ不法ナル暴行、侵略、叛亂又ハ謀反ヲ防止シ若クハ鎭壓スル爲メ何時ニテモ前記軍隊ヲ召集スルコトヲ得、侵略、叛亂、謀反又ハ前記ノ場合ニヨリ差迫リタル危險生シタル場合及公ノ安寧上必要ナル場合ニハ人身保護令ノ特權ヲ停止シ若ハ比律賓又ハ其ノ何レノ地方ヲモ戒嚴令下ニ置クコトヲ得

(三)　行政各省及各局ノ長官、大佐以上ノ陸軍士官、大佐又ハ中佐以上ノ海軍及空軍士官ノ任命並ニ本法ニ別段ノ規定ナキ他ノ一切ノ官吏並ニ法律ニ依リ大統領ノ任命スルコトヲ得ヘキモノ等ノ任命ニ關シテハ大統領之ヲ詮衡指名シ議會任命委員會ノ同意ヲ得テ之ヲ任命ス、但シ議會ノ法律ヲ以テ右ヨリ下級ノ官吏ノ任命權ヲ大統領一人、裁判所若ハ各省長官ニ賦與スルコトヲ得

(四)　大統領ハ議會ノ休會中任命權ヲ有ス但シ右任命ハ任命委員會ニ依リ否認セラルル迄又ハ右休會ニ次ク議會ノ閉會ニ至ル迄ニ限リ有効ナルモノトス

(五)　大統領ハ臨時議會ニ對シ國家ノ狀況ニ關スル報告ヲナシ其ノ必要且便宜ナリト思考スル方策ヲ議會ニ提示シ之カ審議方ヲ慫慂スヘシ

(六)　大統領ハ彈劾ノ場合ヲ除キ其ノ適當ト思考スル條件又ハ制限ノ下ニ、一切ノ犯罪ニ對シ有罪判決ノ後執行猶豫、減刑及赦免ヲ許可シ、罰金及沒收ノ免除ヲナス權限ヲ有ス、大統領ハ議會ノ協贊ヲ得テ大赦ヲナス權限ヲ有ス

(七)　大統領ハ議會總數ノ過半數ノ同意ヲ得テ條約ヲ締結シ又任命委員會ノ同意ヲ得テ大使、公使及領事ヲ任命スル權能ヲ有ス、大統領ハ適當ナル信任狀ヲ以テ比律賓政府ニ派遣セラレタル大使及公使ヲ接受スヘシ

第十二條　(一)　比律賓現政府ノ行政部ハ議會ニ依リ別段ノ規定ヲ設ケラルル迄現行法所定ノ儘ニ繼續ス

(二)　各省長官、各局長若ハ事務所ノ主任及其ノ補佐ハ在任中如何ナル職業ニモ從事スルコトヲ得ス又直接ト間接トヲ問ハス其ノ官職ニ依リ影響セラルルコトアルヘキ私的事業ノ經營若ハ統制ニ關與スヘカラス尙政府若クハ政府從屬機關トノ如何ナル契約ニ對シテモ直接又ハ間接ニ財的利害關係ヲ有スヘカラス

(三)　大統領ハ副大統領ヲ其ノ閣僚ノ一員並ニ行政部ノ長官トシテ任命スルコトヲ得

第八章　司法部

第一條　司法權ハ大審院並ニ法律ニ依リ設置セラルヘキ下級裁判所ニ委任ス

第二條　議會ハ各種裁判所ノ裁判管轄權ヲ限定、規定及配分スル權限ヲ有ス但シ大公使並ニ領事ニ關聯セル事件ニ對シ有スル大審院固有ノ管轄權ヲ奪フコトヲ得ス、又議會若ハ裁判所法規ノ定ムル所ニ從ヒ控訴、事件書類移送命令又ハ再審ヲ求ムル令狀ニ基キ左記ノ事件ニ關スル下級裁判所ノ最終判決若クハ命令ヲ再審議シ修正シ、破棄シ、變更シ又ハ確認スル大審院ノ權限ヲ奪フコトヲ得ス

(一)　條約、法律法令若ハ行政上ノ命令又ハ規則カ合憲法的ナリヤ否ヤ若ハ有効ナリヤ否ヤノ問題トナレル一切ノ事件

(二)　租稅、課稅、評價又ハ通行稅若ハ此等ニ關聯シテ課セラレタル罰金カ合法的ナリヤ否ヤノ問題ヲ含ム一切ノ事件

(三)　第一審裁判所ノ管轄權カ問題トナレル一切ノ事件

(四)　死刑若ハ終身懲役ニ處セラレタル一切ノ事件

(五)　法律ノ誤謬又ハ疑義ヲ含ム一切ノ事件

第三條　議會ニ於テ別段ノ規定ヲ設クル迄大審院ハ本憲法採擇ノ時比律賓大審院ノ權限ニ屬シ且實施セラルヘキ原審及控訴ヲ受理スル裁判管轄權ヲ有ス、大審院ノ原審ノ裁判管轄權ハ大

公使及領事ニ關係アル一切ノ事件ヲ包含ス

第四條　大審院ハ大審院長及十名ノ陪席判事ヨリ成リ法律ニ別段ノ規定ナキ限リ全員ヲ以テ若クハ二部ニ分レテ法廷ヲ構成スルコトヲ得

第五條　大審院判事及下級裁判所ノ一切ノ判事ハ議會ノ任命委員會ヲ同意ヲ經テ大統領ニ依リ任命セラルモノトス

第六條　何人ト雖モ比律賓市民タルコト五年ニ及ヒ年齡少クトモ四十歲ニシテ比律賓ニ於テ十年以上記錄裁判所ノ判事タルカ若ハ辯護士タリシモノニ非サレハ大審院判事ニ任命セラルルコトヲ得ス

第七條　特殊ノ地方ニ對シ任命セラレタル判事ハ大審院ノ同意ナクシテ他ノ地方ニ任命若ハ轉任セシメラルルコトナシ、議會ハ法律ニ依リ下級裁判所ノ判事ノ住居ヲ定ムヘシ

第八條　議會ハ下級裁判所ノ判事ノ任用資格ヲ定ム但シ比律賓市民ニシテ比律賓ニ於テ辯護士タルコトヲ許サレタルモノニ非サレハ何人ト雖モ右裁判所ノ判事ニ任命セラルルコトヲ得ス

第九條　大審院判事並ニ下級裁判所ノ一切ノ判事ハ年齡八十歲ニ達スルカ若ハ職務執行不能トナル迄ハ其ノ行狀善良ナル限リ其ノ地位ヲ保持ス、右判事ハ法律ニ依リ定メラレタル報酬ヲ受ケ其ノ在任中減額セラルルコトナシ、議會ニ於テ別段ノ規定ヲ設クルニ至ル迄大審院長ハ年俸一萬六千ペソ他ノ大審院判事ハ一萬五千ペソヲ受クルモノトス

第十條　條約若ハ法律カ合憲法的ナリヤ否ヤノ問題ヲ含ム一切ノ事件ハ大審院全員ノ出席ノ上審理判決セラルヘシ又大審院判事總數ノ三分ノ二ノ同意アルニ非サレハ如何ナル條約若ハ法律ト雖モ憲法違反ナリト判決セラルルコトナシ

第十一條　大審院ニ對シ其ノ判決ヲ受クル爲メ提出セラレタル事件ニ關スル大審院ノ意見ヲ記述スル爲メ判事ニ該事件ヲ寄託スルニ先チ合議ノ上決定スヘキモノトス、右決定ト意見ヲ異ニスル判事ハ其ノ理由ヲ明示スルヲ要ス

第十二條　記錄裁判所ハ判決中ニ事實及判決ノ準據セル法律ヲ明記スルニ非サレハ如何ナル判決ヲモ下スコトヲ得ス

第十三條　大審院ハ一切ノ裁判所ニ於ケル答辯、訴訟手續、裁判手續及辯護士事務許可ニ關スル規則ヲ公布スル權限ヲ有ス、右規則ハ同一級ノ一切ノ裁判所ニ對シ一律タルヘク又右ニ依リ裁判所ノ本質的權能ヲ縮少シ、增加シ又ハ修正スルコトヲ得ス、答辯、訴訟手續及裁判手續ニ關スル現行法律ハ法律トシテハ廢止セラレ大審院ノ權限ニ依リ變更シ及修正セラルヘキ條件ノ下ニ裁判所規則トシテ公布セラル、議會ハ答辯、訴訟手續及裁判手續並ニ比律賓ニ於テ辯護士事務許可ニ關スル規則ヲ廢止シ、變更シ又ハ追補スル權限ヲ有ス

第九章　彈劾

第一條　大統領、副大統領、大審院判事及會計檢查院長ハ責任ヲ問フヘキ國事犯、贈收賄若ハ他ノ重大犯罪ニ關シ彈劾ヲ受ケ又ハ有罪ト判決セラレタル場合ニハ其ノ職ヲ免セラルヘシ

第二條　彈劾ハ議會ノ彈劾委員會委員ノ三分ノ二ノ投票ニ依リ彈劾委員會專ラ之ヲ行フノ權限ヲ有ス

第三條　一切ノ彈劾ノ審理ハ議會專ラ之ヲ行フノ權限ヲ有ス議員ハ右目的ノ爲出席スル場合ニ宣誓若ハ確言ヲ爲スヘシ、比律賓大統領カ審理ヲ受クル場合ハ大審院長之ヲ主宰ス、何人ト雖モ彈劾委員會ニ屬セサル他ノ議員總數ノ四分ノ三ノ同意アルニ非サレハ有罪ノ判決ヲ受クルコトナシ

第四條　彈劾事件ノ判決ハ免職並ニ比律賓政府ノ下ニ於テ名譽、信用又ハ利得ヲ伴フ職ニ就キ且之ヲ享有スルノ資格ヲ剝奪スル以上ニ及フコトヲ得ス但シ有罪ト決定セラレタル關係者ハ右ニ拘ラス法律ニ從ヒ起訴、裁判及處罰セラルヘシ

第十章　會計檢查院

第一條　會計檢查院長ノ指揮及統制ノ下ニ會計檢查院ヲ設ク、會計檢查院長ノ任期ハ十年トシ再任ヲ許サス、會計檢查院長ハ任命委員會ノ同意ヲ得テ大統領ニ依リ任命セラレ法律ノ定ムル年俸ヲ受ク、右年俸ハ其ノ在任中減額セラルコトナシ、議會ニ依リ別段ノ規定設ケラルル迄會計檢查院長ハ年俸一萬二千ペソヲ受クルモノトス

第二條　會計檢查院長ハ財源ノ如何ヲ問ハス即チ公債發行ニ依リタル信託基金ヲ含ム歲入及收入ニ關スル一切ノ會計ヲ審查シ、檢查シ決算シ、又法律及行政命令ニ基キ政府若ハ市町村又ハ有罪ト判決セラレタル場合ニハ其ノ職ヲ免セラルヘシ

第二條　彈劾ハ議會ノ彈劾委員會委員ノ三分ノ二ノ投票ニ依リ彈劾委員會專ラ之ヲ行フノ權限ヲ有ス

第三條　一切ノ彈劾ノ審理ハ議會專ラ之ヲ行フノ權限ヲ有ス議員ハ右目的ノ爲出席スル場合ニ宣誓若ハ確言ヲ爲スヘシ、比律賓大統領カ審理ヲ受クル場合ハ大審院長之ヲ主宰ス、何人ト雖モ彈劾委員會ニ屬セサル他ノ議員總數ノ四分ノ三ノ同意アルニ非サレハ有罪ノ判決ヲ受クルコトナシ

第四條　彈劾事件ノ判決ハ免職並ニ比律賓政府ノ下ニ於テ名譽、信用又ハ利得ヲ伴フ職ニ就キ且之ヲ享有スルノ資格ヲ剝奪スル以上ニ及フコトヲ得ス但シ有罪ト決定セラレタル關係者ハ右ニ拘ラス法律ニ從ヒ起訴、裁判及處罰セラルヘシ

第十章　會計檢查院

第一條　會計檢查院長ノ指揮及統制ノ下ニ會計檢查院ヲ設ク、會計檢查院長ノ任期ハ十年トシ再任ヲ許サス、會計檢查院長ハ任命委員會ノ同意ヲ得テ大統領ニ依リ任命セラレ法律ノ定ムル年俸ヲ受ク、右年俸ハ其ノ在任中減額セラルコトナシ、議會ニ依リ別段ノ規定設ケラルル迄會計檢查院長ハ年俸一萬二千ペソヲ受クルモノトス

第二條　會計檢查院長ハ財源ノ如何ヲ問ハス即チ公債發行ニ依リタル信託基金ヲ含ム歲入及收入ニ關スル一切ノ會計ヲ審查シ、檢查シ決算シ、又法律及行政命令ニ基キ政府若ハ市町村ニ屬シ又ハ此等ニ信託セラレタル基金若ハ財產ノ一切ノ支出ヲ檢查スヘシ、會計檢查院長ハ政府ノ一般會計計算書ヲ保持シ右ニ關スル證據書類ヲ保存スヘシ、會計檢查院長ハ基金若ハ財產ノ支出カ不當、不必要過當又ハ濫費ト認ムルモノニ付關係行政官吏ニ注意ヲ喚起スル義務ヲ有ス、右ノ外會計檢查院長ハ法律ニ依リ規定セラルルコトアルヘキ他ノ職權ヲ行フ

第三條　會計檢查院長ノ決定ハ法律ニ依リ定メラレタル期間内ニ行ハル、右決定ニ關シテハ大統領ニ訴願スルコトヲ得而シテ大統領ノ決定ハ最終的ノモノトス、不平ヲ申立ツルモノカ一私人ナルカ若ハ一團體ナル場合ハ會計檢查院長ノ決定ニ對スル訴願ハ法律ニ依リ定メラレタル手續ヲ經テ記錄裁判所ニ直接提出スルコトヲ得

第四條　會計檢查院長ハ政府ノ財政狀態及運用ニ關スル年報並ニ要求セラレルヘキ其ノ他ノ報告ヲ大統領及議會ニ提出スヘシ

第十一章　官吏服務規定

第一條　政府ノ各省、各部局及各機關ヲ含ム官吏ノ服務ニ關シテハ法律ヲ以テ規定ヲ設クヘシ、文官ノ任命ハ政策ノ決定ニ關スルモノ及其ノ性質上秘密ヲ要スルカ若ハ高度ニ專門的ナルモノヲ除キ競爭試驗ニ依リ決定セラルヘキ成績及適應ノ度ニ從ヒ行フモノトス

第二條　官吏服務規定ニ基ク官吏及雇員並ニ軍務ニ服スル者ハ直接又ハ間接ニ政黨的政治的活動ニ從事シ若ハ投票ヲ除キ一切

ノ選擧ニ關與スヘカラス

第三條　政府ノ官吏又ハ雇員ハ法律ニ依リ特ニ認容セラルルニ非サレハ加俸若ハ二重ノ報償ヲ支給セラルルコトナシ

第四條　官吏服務規定ニ基ク官吏又ハ雇員ハ法律ニ依リ定メラレタル原因ニ基クニ非サレハ免職若クハ停職セラルルコトナシ

第十二章　天然資源ノ保存及利用

第一條　比律賓ノ公有ニ屬スル一切ノ農業地、森林、鑛業用地、水、諸鑛物、石炭、石油及其ノ他ノ鑛油、電力及一切ノ動力並ニ其ノ他ノ天然資源ハ國家ニ屬シ其ノ處分、採取、開發、利用ハ比律賓市民又ハ比律賓市民ニ依リ資本ノ六十パーセント以上ヲ所有セラルル會社又ハ組合ニ限ラル但シ本憲法ニ基ク政府ノ創設セラルル時ニ現存スル一切ノ權利、許可、租借又ハ特許ニ準據ス、公有農業地以外ノ天然資源ハ讓渡スヘカラス且一切ノ天然資源ノ採取、開發利用ニ關スル免許、特許又ハ租借ハ二十五年ヲ超ユル期間ニ亘リ許可スルコトヲ得サルモ別ニ二十五ケ年間更新スルコトヲ得ヘシ但シ灌漑、給水、漁業又ハ水力開發以上ノ工業的用途ニ對スル水利權ニ關シテハ此ノ限ニ非ス此ノ場合ニ於テハ之カ有益ナル使用ヲ許可ノ標準及限度トス

第二條　如何ナル私立會社又ハ組合ト雖モ一千二十四ヘクタールヲ超ユル公有農業地ヲ獲得、租借及保有スルコトヲ得ス又如何ナル個人ト雖モ公有農業地ヲ百四十四ヘクタール以上購買シ若ハ一千二十四ヘクタール以上ヲ租借シ或ハ二十四ヘクタール以上ヲホームステッドトシテ獲得スルコトヲ得ス、二千ヘクタールヲ超エサル牧畜用地ハ之ヲ個人、私立會社又ハ組合ニ租借セシムルコトヲ得

第三條　國民議會ハ法律ヲ以テ個人、會社又ハ組合カ獲得及保有シ得ヘキ私有農業地ノ面積ヲ決定スルコトヲ得但シ右法律制定以前ニ存スル權利ハ之ヲ留保ス

第四條　國民議會ハ土地ヲ小區劃ニ分割シ實費ヲ以テ各個人ニ分讓スヘク正當ナル賠償ヲ支拂ヒ軟用スルコトヲ許可スルコトヲ得

第五條　相續ニ依リ繼承スル場合ヲ除キ如何ナル私有農業地ト雖モ比律賓ニ於テ公有地ヲ獲得保持スル資格ヲ有スル個人、會社又ハ組合ニ對スルノ外之ヲ移讓又ハ讓渡スルコトヲ得ス

第六條　國家ハ國民ノ安寧及防護ノ爲メ產業並ニ運輸及交通ノ機關ヲ施設經營シ又公益事業及其ノ他私企業ヲ政府ニテ經營スル爲メ正當ナル賠償ヲ支拂ヒタル上公有ニ變更スルコトヲ得

第十三章　一般規定

第一條　比律賓ノ國旗ハ比律賓人ニ依リ神聖視セラレ尊敬セラレ且法律ニ依リ認メラレタル赤、白、青ニ太陽及三箇ノ星ヲ配シタルモノトス

第二條　一切ノ官吏及軍人ハ憲法ヲ支持及擁護スヘキ旨ノ宣誓ヲナスヘシ

第三條　國民議會ハ現行內地語ノ一ヲ基礎トスル共通國語ノ發達採用ノ爲メ適當ノ手段ヲ講スヘシ、法律ニ依リ別段ノ規定設ケラルル迄ハ英語及西班牙語ハ依然公用語タルヘシ

第四條　國家ハ科學上ノ研究及發明ヲ奬勵スヘシ、美術及文藝ハ政府ノ保護ヲ受ク著作及發明ニ對スル獨占權ハ一定ノ期間著作及發明者ニ對シ確保セラルルモノトス

第五條　一切ノ教育機關ハ政府ノ監督及統制ノ下ニ在リ、政府ハ公ノ教育ニ關スル完全且適當ナル制度ヲ施設、維持シ少クトモ公ノ無料初等教育丁年市民ニ對スル市民教育ヲ設クヘシ、一切ノ學校ハ道德的品性、個人的規律、市民トシテノ良心及職業的能率ヲ陶冶スルコト並ニ市民タルノ義務ヲ敎養スルコトヲ目的トスヘシ、現ニ法律ニ依リ認可セラレ居ル公立學校ニ於テハ隨意科目トシテ宗敎的敎育ヲ維持スヘシ、國家ニ依リ設立セラレタル大學ハ學問ノ自由ヲ享有ス、國家ハ特ニ才能アル市民ノ爲メ美術、科學及文藝ニ關スル奬學金ヲ設クヘシ

第六條　國家ハ勞働ニ從事スル女子及未成年者ニ保護ヲ與ヘ地主ト小作人間並ニ工業及農業ニ於ケル勞資間ノ關係ヲ調整スヘシ、國家ハ强制調停ニ關シ規定ヲ設クルコトヲ得

第七條　議會ハ一般法律ニ依ルニ非サレハ私立會社ノ設立、組織又ハ取締ニ對シ規定ヲ設クルコトヲ得ス但シ右會社カ政府又ハ政府機關ニ依リ所有若クハ統制セラルル場合ハ此ノ限ニ非ス

第八條　公益事業ノ經營ニ關スル特許、免許又ハ其ノ他如何ナル形式ノ許可ト雖モ比律賓ノ法律ニ基キ組織セラレタル會社若クハ其ノ他ノ團體ニシテ其ノ資本ノ六十パーセントカ比律賓市民ニ依リ保有セラルルモノニ非サレハ之ヲ賦與セス、又右ノ如キ特許、免許又ハ許可ハ獨占的性質ヲ有シ若クハ五十年以上ノ期間ニ及フコトヲ得ス、公益上必要ナル場合ニハ該特許又ハ利權ハ議會ニ依リ修正變更又ハ廢止シ得ル條件ノ下ニ於テノミ之ヲ個人、會社又ハ組合ニ對シテ賦與スルコトヲ得

第九條　政府ハ公ノ秩序ヲ維持シ法律ヲ實施スル爲メ國家ノ警察力ヲ編成シ維持スヘシ

第十條　本憲法ハ英語及西班牙語ニ依リ正式ニ公布セラルヘシ但シ疑義アル場合ハ英語ノ原本ニ據ルモノトス

第十四章　憲法ノ修正

第一條　議會ハ其ノ議員總數ノ四分ノ三ノ表決ニ依リ本憲法ニ對スル修正ヲ提議シ若クハ右目的ノ爲メ會議ヲ召集スルコトヲ得、右修正ハ之ニ對スル人民ノ承認ヲ求ムル爲メ行ハルヘキ選擧ニ於テ投票ノ過半數ニ依リ承認セラレタル場合ハ本憲法ノ一部トシテ有效ニ成立ス

第十五章　暫定規定

第一條　本憲法中ニ規定セラルル官吏ノ第一回選擧並ニ比律賓コンモンウエルス政府ノ樹立式ハ一九三四年三月二十四日裁可

セラレタル米國議會法律第百二十七號ノ規定ニ依リ施行ス

第二條　比律賓ノ一切ノ法律ハ比律賓コンモンウエルスノ樹立セラルル迄有効ニ存續ス、比律賓コンモンウエルス樹立後ニ於テハ右法律ハ本憲法ト牴觸セサル限リ議會ニ依リ修正、變更、改變若ハ廢棄セラルル迄繼續實施セラレ該法律中ニ於テ比律賓政府又ハ官吏ト稱スルハ適用シ得ル限リ本憲法ノ下ニ於ケル政府及其ノ該當官吏ヲ指示スルモノト解釋セラルヘシ

第三條　本憲法採擇ノ時ニ現存スル一切ノ裁判所ハ本憲法ニ從ヒ法律ニ依リ別段ノ規定設ケラルル迄引續キ存續シ其ノ裁判管轄權ヲ行使スヘク右裁判所ニ繫爭中ノ一切ノ民事及刑事事件ハ其ノ當時効力ヲ有スル法律ニ基キ審理、裁判及判決セラルルモノトス

第四條　比律賓現政府ニ於ケル一切ノ官吏及雇員ハ議會ニ於テ別段ノ規定ヲ設ケラルル迄引續キ其ノ職ニアルヘシ但シ本憲法ニ依リ任命權力大統領ニ賦與セラレタル一切ノ官吏ハ各其ノ後任者カ比律賓コンモンウエルス樹立ノ日ヨリ一年以内ニ任命セラルル場合ニハ後任者カ任命セラルル資格ヲ有スルニ至ルト共ニ其ノ職ヲ退クヘシ

第五條　マウンテン州選出ノ國民議會ノ議員ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ選擧セラルヘシ、管テ特別州ニ屬シタル市町村及市町村地方ニシテ現在正規ノ州ノ一部ヲ構成スル地方ノ投票者ハ國民議會議員ノ選擧ニ對シテ法律ニ依リ定メラルヘキ所ニ從ヒ當該地方ニ於テ投票スヘシ

第六條　本憲法ノ規定ハ本條及第五條ニ包含セラルルモノ並ニ本憲法ニ基キ選任セラルヘキ官吏ノ選擧及資格ニ關スルモノヲ除キ比律賓コンモンウエルス樹立ノ時迄効力ヲ發生セス

第十六章　比律賓ノ獨立公布ト公ニ効カヲ發生スヘキ特別規定

第一條　米國大統領カ比律賓ノ獨立ヲ承認スル旨布告スルト共ニ

(一)　米國及比律賓ノ財産權ハ速ニ調整解決シ、米國ノ市民又ハ會社ノ有スル一切ノ現存財産權ハ比律賓市民ノ財産權ト同一程度ニ承認、尊重及保護セラルヘキモノトス

(二)　本憲法ニ基キ選任セラレ且服務スル官吏ハ比律賓政府ノ憲法上ノ官吏ニシテ右政府ノ下ニ直接選擧セラレタルト同様一切ノ點ニ付職務執行ノ資格ヲ有シ本憲法ニ規定セラル所ニ從ヒ全任期間職務ニ服スルモノトス

(三)　米國主權ノ最終且完全ナル撤退行ハルル時ニ於テ有効ニ實在スル比律賓政府、州、市町村及其ノ機關ノ公債並ニ債務ハ比律賓自由獨立政府ニ依リ繼承セラルヘシ、米國議會ノ法律ニ依リ與ヘラレタル權能ニ基キ比律賓政府、州、市町村若ハ其ノ機關ニ依リ發行セラレタル公債アル場合ハ比律賓政府ハ其ノ元金及利子ノ支拂ニ關シ必要ナル基金ヲ設クル爲メ適當ナル法規ヲ制定スヘシ、右債權ハ一切ノ租稅收入ニ對シ第一留置權ヲ有ス

(四)　比律賓政府ハ比律賓ヲ米國ニ讓渡セル米國西班牙國間講和條約ニ基ク米國ノ一切ノ繼續債務ヲ繼承ス

(五)　比律賓政府ハ本條ノ規定〔但シ(二)ヲ除ク〕ヲ米國トノ條約中ニ記入スヘシ

第十七章　コンモンウエルス政府ト共和國トノ關係

第一條　本憲法ニ基キ創設セラレタル政府ハ比律賓コンモンウエルスト稱ス、米國主權ノ最終且完全ナル撤退行ハレ比律賓獨立ノ公布セラルルト共ニ比律賓コンモンウエルスハ爾後比律賓共和國ト稱セラルヘシ

憲法附屬法令

第一條　上記憲法ノ條項ニ拘ラス比律賓ニ對スル米國主權ノ最終且完全ナル撤退行ハルル迄

(一)比律賓ノ一切ノ市民ハ米國ニ對シ忠順ノ義務ヲ負フヘシ

(二)比律賓コンモンウエルス政府ノ官吏ハ其ノ職務ノ執行ニ着手スルニ先立チ米國ノ最高權威ヲ承認受諾シ之ニ對シ信義及忠順ヲ維持スヘキコトヲ特ニ宣言セル職務上ノ宣誓ヲ爲シ且之カ證據トシテ署名スヘシ

(三)宗教上ノ信仰ハ絕對ニ自由ニシテ如何ナル住民若ハ宗教團體ト雖モ信教ノ種類又ハ禮拜ノ形式如何ニ依リ身體又ハ財産ヲ毀損セラルルコトナシ

比律賓憲法

軍隊ヲ前記ノ軍隊ニ編入シ得ル權利ヲ認ム

(十三)比律賓裁判所ノ判決ハ法律ニ依リ現ニ規定セラルル所ニ從ヒ米國大審院ノ再審査ニ付セラルルモノトス且右再審査ハ比律賓憲法ニ關係アル一切ノ事件ニ及フモノトス

(十四)會計檢査院長ノ決定ニ對スル訴願ハ米國大統領ニ提出スルコトヲ得

(十五)米國ハ比律賓コンモンウエルス政府ヲ保持シ、比律賓憲法中ニ規定セラレタル政府ヲ維持スル爲メ、又生命財產及個人ノ自由ヲ保護シ並ニ憲法ノ規定ニ從ヒ政府ノ義務ヲ履行スル爲メ、大統領布告ヲ以テ干涉スル權利ヲ行使スルコトヲ得

(十六)一九三四年三月二十四日裁可セラレタル米國議會法律第百二十七條所定ノ比律賓コンモンウエルス政府ニ對スル米國最高委員ノ權限ハ玆ニ承認セラル

(十七)米國ノ市民及法人ハ比律賓コンモンウエルスニ於テ各比律賓ノ市民及法人ノ一切ノ市民權ヲ享有スルモノトス

(十八)比律賓憲法ニ關シ合法的ニ採擇セラレタル修正ハ之カ裁可ヲ受クル爲メ米國大統領ニ提出セラルヘシ、大統領ニ於テ右修正ヲ裁可シ若クハ修正カ提出セラレタル後六ケ月以內ニ之ヲ裁可セサル場合ニハ右修正ハ憲法ノ一部トシテ效力ヲ發生ス

(十九)米國大統領ハ比律賓コンモンウエルス政府ノ如何ナル法律、契約又ハ行政命令ト雖モ比律賓コンモンウエルス政府カ

契約履行不可能トナリ或ハ公債ノ元金及利子ノ支拂若クハ減債基金ノ設置ヲ不可能トナラシメ或ハ比律賓通貨ノ保證準備ヲ毀損スル惧レアリ若ハ米國ノ國際義務ニ違反スルモノト認ムル場合ニ於テハ之カ效力發生若ハ實施ヲ中止スル權限ヲ有ス

(二十)比律賓コンモンウエルス大統領ハ比律賓コンモンウエルス政府ノ活動及運用ニ關シ米國大統領及米國議會ニ對シ年次報告ヲナスヘシ又米國大統領若クハ米國議會ノ要求ニ應シ其ノ他ノ報告ヲ提出スヘシ

第二條　比律賓ニ對スル米國主權ノ最終且完全ナル撤退ニ至ル迄任命委員會ノ同意ヲ得テ比律賓コンモンウエルス大統領ニ依リ任命セラルヘキ比律賓ノ米國駐在委員ヲ設ク該委員ノ權限及職務ハ一九三四年三月二十日裁可セラレタル米國議會法律第二十七號第七條第五項所定ノ通トス但シ比律賓議會ニ依リ其ノ職務ヲ追加スルコトヲ得ヘシ、右委員ノ資格俸給及費用ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第三條　一九三四年三月二十四日裁可セラレタル米國議會法律第百二十七號ノ一切ノ他ノ條項ニシテ比律賓コンモンウエルス政府ニ對シ適用シ得ヘキモノハ本憲法附屬法令中ニ明カニ挿入セラレタルト同樣本附屬法令ノ一部トス

二　比律賓國防法

註　本國防法は、一九三五年十一月十五日比律賓コンモンウエルス政府樹立後の最初の特別議會に上程され、同十二月十六日修正を了し、十二月二十一日大統領署名、裁可したものである。比律賓協會の好意によりその全譯を玆に轉載する。

第一編　國　防

序　章　本法ノ呼稱

第一條　本法ハ國防法ト呼稱ス

第一章　國防方針

第二條　比律賓ノ國防方針左ノ如シ

第一項　國家ノ保全ハ全市民ノ義務トス

比律賓ノ安全及比律賓共和國ノ自由、獨立及永世中立ハ、比律賓ノ領土的保全ヲ確實ナラシムル爲、年齡及性別ヲ問ハス全市民並全資源ヲ徵用スルコトニ依リ保證セラルヘシ

第二項　國防ノ爲、國民資源ヲ徵用スルハ國家總動員ニ依ル

第三項　國家總動員ハ平時狀態ヨリ戰時狀態ニ移行スル一切ノ手段ノ實行ヲ含ムモノトス

比律賓國防法

第四項　文官當局者ハ常ニ最高權ヲ有ス、比律賓大統領ハ全軍ノ總司令官ニシテ、且國家總動員手段ノ常時準備セラレアルコトニ關シ責ヲ有ス

第五項　國家總動員ハ侵略ノ急迫セル場合若クハ侵略ノ事實アル場合ニ之ヲ命ス

第六項　國防組織ハ成シ得ル限リ密接ニ比律賓內ノ地方的及行政的組織ニ適應セシム

第七項　比律賓ノ財政、產業、經濟、社會、智能及道德的勢力並資源ニ關スル動員計畫ハ比律賓憲法ノ諸條規ニ準據シ且左記一般方針ニ從ヒ各實行官廳ニ依リ準備セラルヘシ

其一、動員計畫ヲ管掌スル各實行官廳ノ各責任分界ハ大統領之ヲ指命ス

其二、上記勢力及資源ノ徵用ハ、努力ノ統一及永續ヲ保證センカ爲、比律賓ニ加ヘラルル侵略ノ急迫若クハ侵略ノ事實ヲ壓伏シ得ル至ル迄實行セラル

第八項　戰爭ニ起因スル偶發利益ハ之ヲ個人、會社、組合若クハ合名會社ノ何レニモ歸セシムルコトナシ

第二章　人員並資源ノ徵用

第三條　兵役ハ比律賓全市民ノ義務タルヘシ兵役義務ニ依ル全市民ノ區別、選兵、檢查、入營、訓練及免除ニ關スル方法並手續ハ本法第三編ニ記述ス

第四條　兵役ニ關スル市民ノ登錄ハ憲兵司令官監督ノ下ニ文官當

局者ノ實行スル文官職務タルヘシ

第五條　國家總動員間比律賓政府ハ、適當ナル政府官廳ヲ通シ若クハ委任機關ニ依リ、相互ノ諒解若クハ徵發ヲ以テ、國防上必要トスル有形無形一切ノ資源並公共私用ヲ問ハス一切ノ奉職並其他一切ノ財產及所有物ヲ徵用スルノ權ヲ有ス

第三章　國防會議

第六條　國防會議ヲ設ク

國防會議ハ大統領、副大統領、各行政官廳長官、參謀總長ノ外國民議會任命委員會ノ同意ヲ得テ大統領ノ指名スル者六名國防軍將校タル常任秘書官一名ヲ以テ編成ス

國防會議ハ國防方針一切ノ事項ニ關シ大統領ニ助言スルモノトス國防會議ハ會議ノ審議事項ニ關スル文書記錄ヲ保管スル常任事務官ヲ有ス

第七條　比律賓大統領ハ國防會議議長トス

第八條　國防會議ノ實施方法、實務ノ細部並其立會人若クハ諮問者ヲ召喚スル權能ハ大統領ノ發スル施行命令ニ依リ規定セラル

國防會議施行豫算ハ行政官廳ノ豫算ニ規定セラル

第四章　地方組織

第九條　國家ノ兵力ヲ補充シ、軍事豫備訓練ヲ準備シ、國家總動員計畫ヲ完成シ、平戰兩時兵力ノ需要ヲ補給スル目的ヲ以テ比律賓ハ大統領ノ指定スル軍地區ニ區分セラレ、軍管區ハ更ニ軍州區ニ區分セラルヘシ

第十條　各軍管區ニハ正規軍將校一ヲ軍地區司令官トシテ任命ス軍地區司令官ハ參謀總長ノ指命スル幕僚ヲ附セラル

平時、軍管區司令官ハ、參謀總長ノ隷下ニ在リテ、其管區內ニ於ケル總テノ部隊ノ教育、訓練及戰術的訓練ニ對スル責任並國防計畫ノ準備ニ關スル責任ヲ有ス

戰時、軍管區司令官ハ參謀總長統轄ノ下ニ、其管區防衛ニ關スル責任ヲ有ス

第十一條　各軍州區ニハ正規軍將校一、軍州區司令官トシテ任命セラル

軍州區司令官ハ軍地區司令官ノ隷下ニ在リテ、其管區州內ニ於ケル徵兵令、國防上人員及資源ノ動員徵用ニ關スル法律並規則一切ノ實施ヲ監督ス

本監督權ハ此種實務ヲ負擔スル地方官廳ノ業務ニ適要サルヘシ、又本監督權行使ノ目的ヲ以テ軍州區司令官ハ州知事ノ幕僚ノ一員タルヘク且參謀總長ノ指命スル補佐部員ヲ屬セラル

第十二條　徵募區ハ成シ得ル限リ比律賓ノ行政區劃ニ一致セシム

第五章　動員中樞

第十三條　動員中樞ハ其兵役關係住民及豫備軍部隊充當人員ノ比率ニ從ヒ、自治都市、郡區及市制管區毎ニ設置セラル

參謀總長ハ設置セラルヘキ動員中樞ノ位置及大小形式ヲ決定ス、軍州區司令官ハ常時動員中樞ノ實施業務ニ關シ實ヲ負フモノトス

第十四條　國家總動員ハ國民議會ノ同意ヲ得テ比律賓大統領之ヲ命ス

第十五條　比律賓ノ安全カ危殆ニ瀕シタル時ハ、大統領ハ一部動員ヲ命スルコトヲ得

大統領ハ直チニ議會ヲ召集シ一部動員ヲ實施セル原因及其效力範圍ヲ報告スルモノトス

國民議會ハ一部動員ノ命令ヲ取消スヘキヤ否ヤヲ決定ス

第七章　專門顧問

第十六條　大統領ハ其必要ト認ムル專門顧問ヲ米國軍隊ヨリ招請任命シ且其必要ト認ムル期間之ヲ維持スルコトヲ得

本專門顧問ハ大統領ノ任期期間ヲ超過セサルモノトス

第二編　軍ノ組織

第一章　軍ノ編制組織

第十七條　比律賓軍ハ正規軍及豫備軍ヨリ成ル

第十八條　正規軍及豫備軍ヲ通シ平時編制組織ハ、國防上完全迅速ナル動員ノ爲及平戰兩時ヲ通シ國家尊榮職務遂行ノ爲ノ根據ヲ形成スルニ必要ナル一切ノ組織ヲ含マシムルモノトス

比律賓軍ハ爲シ得ル限リ常時、大隊、聯隊、師團及之ヲ要スレモノトス

第二章　軍ノ組織

第十九條　正規軍ハ步兵、騎兵、野戰砲兵、海岸砲兵、航空兵、工兵、通信兵、內海巡邏現役要員、參謀團、軍務局、法務部補給部、醫務部、兵器部、軍僧部ノ各部要員、陸軍士官學校教官及士官候補生、特別派遣將校、同下士官兵、未配賦徵兵其他規定セラレタル將校及下士官兵並巡警隊ヨリ成ル將校及下士官兵ニシテ永久勤務ニ任命セラレタルモノハ本職將校、下士官兵ト稱呼ス

將校及下士官兵ニシテ永久勤務ニ任命セラレサルモノハ將校下士官兵職務心得ト稱呼ス

平時、正規軍要員タル現役將校及同下士官兵ノ員數ハ參謀總長每年之ヲ要求ス

爲シ得ル限リ正規軍ノ將校及下士官兵ノ要員ハ比律賓各州全部ヨリ抽出ス

第二十條　正規軍將校及下士官兵ハ大統領ノ指令ニ依リ各兵科、各隊及各部ニ配賦任命セラル

本法規定ノ各兵科、各隊及各部ニ配賦任命ヲ受ケサル正規軍

將校及下士官兵ハ一切各々之ヲ特派將校名簿及特派下士官兵名簿ニ記載セラル

第二十一條　正規軍編制左記ノ如シ

第一項　巡警隊ハ參謀總長ノ指命スル正規軍要員ヨリ且其相當方法ニ依リ之ヲ編制ス巡警隊ハ現在指定セラレアル平常時職責ニ附加シ、比律賓男子市民ノ兵役義務履行ニ關スル法律ヲ本法第二編ニ規定スル所ニ從ヒ施行シ且參謀總長ノ指定スル軍事豫備訓練ヲ監督スルノ責ニ任ス

第二項　大統領ノ指定ニ依リ編制セラレタル其他一切ノ正規軍部隊

第三項　大統領ハ其必要ト認ムル豫備將校人員ヲ正規軍部隊附ト爲シ、若クハ正規軍各部局勤務トシテ任命スルコトヲ得每年二十一日ヲ超過セサル本勤務ノ全期間ハ之ヲ正規年次訓練ト見做シ其每年二十一日ヲ超過スル全期間ハ現役勤務ノ延長期間トシテ之ヲ分類ス

第四項　大統領ハ同樣ニ其必要ト認ムル壯丁員數ヲ、其指定期間、正規軍部隊ニ入隊セシムルコトヲ得

第二十二條　比律賓軍將校ノ命課、進級、待命ハ左記ノ如シ

第一項　國防軍ノ將校ハ一切比律賓市民タルヘシ

但大統領ハ現在比律賓巡警隊ニ命課シアル將校ハ、之ヲ指命ヲ以テ比律賓軍ニ保留スルコトヲ得

比律賓軍ニ規定スル將校ノ階級ハ三等中尉、二等中尉、一等中尉、大尉、少佐、中佐、大佐及將官ヲ包括ス

但將官ノ階級ハ更ニ大統領ノ指定スル階級ニ區分ス

但又大佐ノ階級ヨリ上級ノ階級ニ永久命課ヲ受ケタル將校ハ之ヲ本職將官ト稱ス

之ニ反シ永久命課ヲ受ケサルモ、將官ノ階級ヲ以テ補スヘキ比律賓軍ノ職ヲ保持スルモノハ之ヲ將官職務心得ト稱ス

第二項　將校ハ大統領ノ指定スヘキ適材及有能ノ決定試驗ニ從ヒ之ヲ比律賓軍ニ任命ス

命課及進級ハ總テ大統領之ヲ行フ、但比律賓軍ノ大佐ノ階級ヨリ上級ノ階級ニ任命及進級スルハ國民議會任命委員會ノ同意ヲ要ス

第三項　本項以下ニ規定スルモノヲ除キ、正規軍將校ノ任命ハ一切三等中尉ノ階級ヲ以テシ、任命當時二十一歳以上二十六歳以下ノ志願者中ヨリ任命ス

三等中尉ノ階級ニ於ケル缺員充足ノ優先權ハ第一ニ、比律賓陸軍士官學校卒業者若クハ米國陸、海軍士官學校卒業者ニ、第二ニ、普通學校又ハ專門學校ニ於ケル上級軍事訓練卒業者ニ、第三ニ、下士官兵ニシテ任命當時比律賓軍ニ一年以上服務シタルモノニ、第四ニ、其他ノ者ニ附與ス

但醫務部ニ於ケル初任ハ一等中尉ノ階級ヲ以テシ任官當時二十五歳以上三十五歳以下ノ志願者中ヨリ任命ス

但又本法協賛後五箇年間大統領ハ比律賓軍將校ノ各階級ニ於ケル缺員ヲ左記ノ任命ヲ以テ充足スルノ權ヲ有ス

比律賓巡警隊將校

米國軍隊現役要員ニ在籍シ正規且著實ニ服務シタル比島市民タル比律賓土人隊將校、米國將校豫備團ノ將校及米國海軍士官學校卒業者タル將校ニハ優先權ヲ附與ス

其他本目的ノ爲規定セル職務並軍事試驗ノ結果資格ヲ有スル者

第四項　將校ハ比律賓大統領ノ決定ニ依リ各階級ニ配當セラル

但各階級ノ上層ニ任命セラルヘキ將校ノ員數ハ如何ナル場合ニ於テモ將校團法定人員ノ左記比率ヲ超過スルヲ得

大佐以上	百分ノ	一・二
中佐以上	百分ノ	二・六
少佐以上	百分ノ	五・二
大尉以上	百分ノ	一四・九
一等中尉以上	百分ノ	四五・二

第五項　停年關係ヲ決定スルニ方リテハ正規軍將校ハ同一階級ニ在ル豫備軍將校ニ對シ優先權ヲ有ス

正規軍及豫備軍ノ各階級ニ在ル將校ハ大統領ノ指定スル方法ニ依リ階級順位ニ從ヒ各別ニ配列セラル

本階級順序ハ正規軍及豫備軍各別ニ先任順序ヲ決定セラル

本先任順序ハ本法若クハ其他法律ノ施行ニ據ルニアラサレハ爾後變更セラルルコトナシ

比律賓國防法

ケル缺員ヲ左記ノ任命ヲ以テ充足スルノ權ヲ有ス

比律賓巡警隊將校

米國軍隊現役要員ニ在籍シ正規且著實ニ服務シタル比島市民タル比律賓土人隊將校、米國將校豫備團ノ將校及米國海軍士官學校卒業者タル將校ニハ優先權ヲ附與ス

其他本目的ノ爲規定セル職務並軍事試驗ノ結果資格ヲ有スル者

第四項　將校ハ比律賓大統領ノ決定ニ依リ各階級ニ配當セラル

但各階級ノ上層ニ任命セラルヘキ將校ノ員數ハ如何ナル場合ニ於テモ將校團法定人員ノ左記比率ヲ超過スルヲ得

大佐以上	百分ノ	一・二
中佐以上	百分ノ	二・六
少佐以上	百分ノ	五・二
大尉以上	百分ノ	一四・九
一等中尉以上	百分ノ	四五・二

第五項　停年關係ヲ決定スルニ方リテハ正規軍將校ハ同一階級ニ在ル豫備軍將校ニ對シ優先權ヲ有ス

正規軍及豫備軍ノ各階級ニ在ル將校ハ大統領ノ指定スル方法ニ依リ階級順位ニ從ヒ各別ニ配列セラル

本階級順序ハ正規軍及豫備軍各別ニ先任順序ヲ決定セラル

本先任順序ハ本法若クハ其他法律ノ施行ニ據ルニアラサレハ爾後變更セラルルコトナシ

比律賓國防法

但本法若クハ他ノ法律ニ於テ特別ニ規定スルモノヲ除キ、本法ニ於テハ何等、純軍事職務ニ在ル將校ヲ、純文官職務ニ在ル將校ノ上位ニ權能ヲ與ヘ、若クハ之ヲ反對ニ解釋ヲ爲スモノニアラス

第六項　正規軍及豫備軍將校ノ進級ハ大統領ノ指定スル主義及方法ニ從ヒ實施セラル

但平時ニ在リテハ豫備軍將校ハ次級下位階級ニ少クモ二箇年間服務シタル者ニアラサレハ何レノ階級ニモ進級セシムルコトナシ豫備軍將校ハ何レモ大統領ノ裁量ニ依リ隨時退職セシムルコトヲ得

第七項　國民議會ノ特ニ比律賓軍ニ適用セシムル爲制定スル法律ニ依リ廢止セラルル迄、現行ノ比律賓巡警隊將校、下士官兵ノ刑罰、免職、解雇、辭職、管理及退職ニ關スル軍律、軍法會議法及法律條規一切ハ、本法及他ノ法律ヲ以テ修正シ之ヲ國防軍現役將校及下士官兵ニ適用ス

第八項　戰時正規軍將校ハ何レモ其常任命課ヲ缺員トナスコトナク上級ノ暫行假階級ニ任命セラルルコトヲ得少將（註、之ヲ含マス）以下ノ階級ニ於ケル此種戰時命課ハ大統領專ラ之ヲ行ヒ、其他ノ戰時命課ハ總テ之ヲ豫備軍ニ施行ス

第九項　將校ハ執レモ自己ノ志願及參謀總長ノ同意ヲ以テ其階級ヲ喪失スルコトナク自己ノ所屬以外ノ兵科若クハ各部ニ隨時轉科スルコトヲ得

但軍備部若クハ醫務部ノ轉科若クハ各兵科及部ヨリノ之ニ轉科スルハ許可スルコトナシ

戰時ノ轉科ハ參謀總長ノ規定スル所ニ依リ之ヲ實施ス

第十項　米國政府ノ同意ヲ得テ中佐（註、之ヲ含マス）ノ階級ヨリ下級ノ正規軍將校員數ノ二百分ノ一以下ノ人員ハ之ヲ外國陸軍諸學校勤務ノ爲特派スルコトヲ得

此種學校勤務間特派將校ハ當該陸軍學校所在ノ國軍ノ自己ト同一階級ノ將校ノ受クル俸給及手當ヲ受クルモノトス

但本俸給ハ特派將校ノ受クル俸給ニ等シキカ若クハ高額ナル場合トス

第十一項　每會計年度ニ於テ正規軍將校員數ノ二百分ノ一以下ノ人員ハ、之ヲシテ其職務遂行ヲ完全ナラシムル爲必要ト認ムル特種機關ニ關シ其知識及經驗ヲ修得セシムルニ最適當スル技術、職業及其他ノ教育機關ノ研究員トシテ若クハ同樣ノ產業施設、病院及其他各所ノ研究員視察員調查員トシテ特派スコルトヲ得

但此種特派將校ノ俸給及手當ニ附加シ比律賓政府ハ此種技術職業及其他教育機關ノ教授科ニ對スル經費ヲ除キ何等ノ出費ヲモ招來スルコトナシ

第十二項　大統領ハ其必要ト認ムル正規軍將校ヲ豫備軍部隊附勤務ニ特派シ若クハ命課スルノ權ヲ有ス

豫備軍師團長及其上級團隊長ハ正規軍將校中ヨリ選任ス

第十三項　豫備軍將校ノ其部類內ニ於ケル轉職ハ大統領ノ指示スヘキ規則ニ依リ實施セラル

本特別費目ノ許ス範圍ニ於テ屢々大統領ハ豫備軍將校ニ隨時且隨意ノ期間現役勤務ヲ命スルコトヲ得

但特ニ國民議會ノ宣言セル國家緊急時ヲ除キ、豫備役將校ハ其同意ナクシテ各五箇年每ニ六ケ月以上ノ現役勤務ニ召集セラルルコトナシ

第二十三條　參謀團ハ參謀總長、中央參謀部及軍隊參謀部ヨリ成ル

第一項　參謀總長ハ比律賓大統領ニ直隷ス

參謀總長ハ中央參謀部ヲ統轄ス

參謀總長ハ比律賓大統領ノ指令ニ基キ中央參謀部ヲ使用シテ平戰兩時ヲ通シ軍隊ノ兵員補充、編制、補給、裝備、動員、訓練及復員並國防用兵上ノ必要ナル計畫ヲ實施スル本源タルモノトス

參謀總長ハ國民議會ニ回送スル爲每年比律賓軍ノ狀態ニ關スル完全報告ヲ大統領ニ提出ス本報告ニハ兵力、經費、豫期セサル差額、要求豫算及其他ニ關スル歸述ヲ含マシムルモノトス

第二項　中央參謀部ハ參謀總長、參謀次長、憲兵司令官並其他大統領ノ指命スヘキ一等中尉（註、之ヲ含マス）ノ階級以上ノ將校ヨリ成ル

中央參謀部ノ職責ハ國防計畫ノ準備、國家緊急時ニ於ケル國家ノ人員並物質資源ノ動員計畫ノ整調、軍ノ能率ニ影響ヲ及ホス一切ノ事件並軍作戰ニ關スル軍ノ整備狀態ノ調查並報告

軍ノ訓練ノ徹底深刻並軍紀ノ嚴肅ヲ確ムルニ必要ト認ムル檢閱ノ實施、步兵、騎兵、砲兵及航空部隊並巡警隊ニ關シ參謀總長ノ指命スヘキ職務ノ遂行並參謀總長ノ幕僚副官業務ノ實行ヲ以テ任トス

第三項　軍隊參謀部ハ師團司令部及上級司令部ノ參謀業務遂行上必要ナル一等中尉（註、之ヲ含マス）ノ階級以上ノ將校若干名ヲ以テ編成ス

軍隊參謀部ノ職責ハ其所屬將官ノ幕僚副官業務ヲ遂行シ、將官ノ代理トシテ其管理ニ屬スル各兵科及各部ノ計畫、職責並業務ヲ調和シ、司令官ノ計畫ヲ實行スル爲總部ノ指令ヲ準備シ且此種指令ノ實行ヲ監督スルヲ以テ任トス

第二十四條　憲兵司令官ハ本條規定以外ノモノヲ除キ參謀總長ノ指令ニ基キ從來比律賓巡警隊ノ負擔セル職責一切ニ對シ責ヲ負フモノトス

憲兵司令官ハ聯邦全域ニ亘リ平和、法律及秩序ヲ維持スル爲各種各部類ノ警察兵力ヲ大統領ノ指令ニ基キ管理統轄ス

憲兵司令官ハ參謀總長ノ指令ニ基キ比律賓巡警隊ノ教育、訓練、管理並ニ內務ヲ處理スルノ責ヲ有ス

憲兵司令部ハ補充部、巡警部並參謀總長監督ノ下ニ憲兵司令官ノ規定スヘキ其他ノ諸部ヲ有ス

補充部ハ參謀總長及憲兵司令官監督ノ下ニ、本法第三編ニ示ス比律賓人ノ兵役義務充足ニ關シ其登錄、檢查並配賦ヲ規定スル法律並規則ヲ施行スルノ責ニ任ス

巡警部ハ參謀總長及憲兵司令官ノ監督ノ下ニ、巡警隊司令官及其司令部職員ノ現在實施シアル職務一切ヲ處理スルノ責ニ任ス

但軍隊ノ補給品、裝備、資材及動物一切ノ購買、取得、貯藏及支出ニ關スルモノ並人員ノ補充及陸軍士官學校ノ實務ニ關スルモノヲ除ク

第二十五條　各部ハ左記ノモノヨリ成ル

第一項　軍務局、法務部、補給部、醫務部、兵器部及軍備部

各部ハ部長及大統領ノ指定スル部員ヨリ成ル

各部ハ部長及大統領ノ指定スル部員ヨリ成ル

各部長ハ參謀總長ノ監督ノ下ニ、本條指定ノ各部職責ノ十分ナル遂行並參謀總長ノ發スル一切ノ訓令及命令ノ實行ニ關シ責ヲ負フモノトス

第二項　軍務局ハ參謀總長ノ指示スル規定ニ基キ正規軍及豫備軍將校並下士官兵一切ノ取得、補職、進級、轉科、退職及免職ヲ處理スルノ業務ニ服ス

第三項　法務部ハ軍隊ノ要求スル法律事務ヲ實施ス

第四項　補給部ハ他部管掌ノ取得事務ヲ除キ軍需補給品一切ノ

購買、取得、貯藏及支出ニ關シ責ヲ有ス又有用物件ノ活用、不動産、物件ノ取得、官有軍用保留地ニ關聯スル認許ノ發行軍隊ノ陸上及海上輸送、國防豫算一切ノ支出及決算、法律上ノ要求若クハ參謀總長ノ指示ニ基ク其他ノ會計事務ヲ處理スルノ責ニ任ス

但他部隊若クハ他部ヨリ必要トスル專門將校部員ヲ補給部ニ特派スルハ三箇年ヲ超過セサル期間トス

但又官金ヲ取扱フ補給部將校ハ參謀總長ノ指示スヘキ規則ニ則リ、其代理トシテ他ノ將校ニ支拂ハシムヘキ目的ヲ以テ官金ヲ取扱フ補給部將校ハ參謀總長ノ指示スヘキ規則ニ則リ、其代理トシテ他ノ將校ニ支拂ハシムヘキ目的ヲ以テ官金ヲ委託スルコトヲ得、本代理將校ハ其官金ヲ委託セル將校ト同樣ニ比律賓政府ニ對シ金錢上ノ義務及責任ヲ負フヘキモノトス

第五項　醫務部ハ專門醫療裝備ヲ含ミ軍隊ノ人員及動物ノ體格檢査、健康及衛生施設一切ニ關スル責ニ任スルモノトス

第六項　兵器部ハ大統領ノ指定スル兵器、化學兵器、通信、工兵器材ノ購買、取得、貯藏及支出ノ責ニ任ス

兵器部ノ各分課ハ各分課ニ屬スル專門資材及裝備一切ノ研究實驗及開發ノ責ニ任ス

第七項　軍僧部ハ軍ノ宗教的安寧ノ責ニ任ス

第二十六條　內海巡邏要員ハ比律賓政府ノ獲得シ且平戰兩時ヲ通シ參謀總長ノ統轄ヲ以テ命スヘキ一切ノ海上裝備及人員ヲ含ムモノトス

巡邏員ハ參謀總長ノ指命スヘキ職責及權力ヲ有ス

第三章　徵兵及再服役

第二十七條　比律賓男性市民ニシテ十八歲乃至三十歲ノ强壯ニシテ疾病ヲ有セヌ品行方正、品性高潔普通程度ノ知識ヲ保有シ指定ノ學歷ヲ有スル者ハ左記制限ニ從ヒ之ヲ徵兵ス

第一項　徵兵ハ三箇年トシ正規軍駐屯地ニ於ケル徵集係將校ニ依リ實施セラル

第二項　十八歲乃至二十一歲ノ未婚ノ未丁年者ハ父、母ノミ生存シアルトキハ母若クハ公證後見者ノ同意セル正當ナル證明書アル時ニ於テノミ之ヲ徵集ス

第三項　各州ニ於ケル軍事勤務徵集ハ正規軍ノ師團、砲兵隊及航空隊ヲ除キ當該州內ノ居住者中ヨリ徵集ス

前記部隊ノ徵兵ハ爲シ得ル範圍ニ於テ比律賓ノ各別州ニ配布徵集ス

三十歲以上ノ者ハ兵ノ階級ニ徵集セス

第二十八條　正規軍ノ下士官ノ再服役及退職ノ特典ニ關スル規則ハ大統領之ヲ規定ス

第二十九條　徵兵ニシテ少クモ三箇年忠實ニ服役ヲ爲ササル者ハ國家緊急時ヲ除キ爾後ノ軍事服役ヲ免除セラル

但本人ハ其居住シアル最寄ノ軍隊本部ニ其住所ヲ登錄スルヲ要ス

第四章　陸軍士官學校

第三十條　正規軍ニ永年命課スヘク選拔セル士官候補生ヲ訓練スル爲、比律賓陸軍士官學校ト稱呼スル軍事訓練學校ヲ設立ス

陸軍士官學校ノ生徒隊ハ之ヲ比律賓軍士官候補生團ト稱呼ス

第三十一條　大統領ハ其規定スル身體及智能檢査ニ從ヒ、士官候補生團ヲ三百五十人ヲ超過セサル兵力ニ保持スルニ必要ナル士官候補生數ヲ年々陸軍士官學校ニ任命スルノ權ヲ有ス

士官候補生ハ本條後述規定ニ從ヒ有資格候補者中ヨリ選拔ス許可セラルヘキ候補者ハ獨身者ニシテ身體强壯、十七歲以上二十二歲以下ニシテ且國民議會議員ノ推擧ニ依ル

議員ハ各々志願者幾人ヲモ推擧スルコトヲ得

大統領ハ身體及智能檢査ニ合格シタル者ノ中ヨリ其存在スル缺員ヲ充足スルニ必要ナル最高率人員數ヲ入團セシムルコトヲ得

但士官候補生團ノ要員三名ハ國民議會各推擧區ニ配當ス

但又指定ノ國民議會推擧區ノ候補者カ要求最少限ニ達セサル場合ニ於テハ同年間ニ於テ當該區ノ候補者ニ對シ再試驗ヲ行フ

再試驗ニ於テ候補者カ要求最少限ニ達セサル場合ニ於テハ當該區割當人員ノ缺員ハ大統領之ヲ一般ノ次位候補者中ヨリ充足ス

比律賓國防法

陸軍士官學校生徒ノ俸給及手當ハ大統領之ヲ規定ス

陸軍士官學校入校後指定訓練完了以前ニ於テ服務上ニ起因シ傷害若シクハ疾病ノ理由ニ依リ身體上軍務ニ堪エサルニ至リタル生徒ハ士官候補生ノ階級ヲ以テ退職セシメ且之ニ正規軍三等中尉ノ退職俸給及手當ヲ給ス

陸軍士官學校ニ於ケル軍事訓練課程ヲ滿了シタル候補者ハ職員會議及學校長ノ決裁並參謀總長ノ同意セル決定序列ヲ以テ正規軍若クハ豫備軍ノ三等中尉ニ任命ス

第五章　豫備軍

第三十二條　豫備軍ハ大統領ノ指定スヘキ實設步兵師團若干、大統領ノ裁定スヘキ獨立聯隊、大隊、中隊及同種部隊若干及上記同部隊ニ屬セサル豫備役軍並內海巡邏豫備要員ヨリ成ル

豫備軍地上及航空部隊ノ編制ハ爲シ得ル限リ正規軍ノ戰術的各部隊ニ相當セシム

第三十三條　大統領ハ其必要ト認ムル正規軍下士官兵ヲ豫備軍部隊附勤務ニ特派シ若クハ命課スルコトヲ得

第六章　豫備軍將校及下士官

第三十四條　壯丁訓練ヲ完了シ且將校トシテノ訓練ニ選拔セラレタル者ハ參謀總長ノ指定スル六箇月以上ノ學科教育ヲ爲サシム、本課程ヲ完了セハ更ニ六箇月期間見習三等中尉トシテ正規軍部隊附勤務ヲ命セラル

本勤務ノ末期ニ於テ統御ノ資格アリ各指揮能力アリト認メラ

レタル者ハ豫備軍三等中尉ニ任命セラレ且豫備軍ノ部隊ニ配
當セラル訓練課程ヲ完了シ得サリシ者ハ下士官兵トシテ豫備
軍ニ轉入シ且豫備軍部隊ニ配當セラル

第三十五條　大統領ノ指定スヘキ專門學校及大學校ニ其特命スル
兵科及部ノ豫備軍將校訓練團ヲ設置シ之ヲ維持スルコトヲ得
此種學校ニ於ケル體格適任ノ者ハ悉ク豫備三等中尉トシテ命
課スル資格ヲ得シムル爲ノ軍事訓練課程ヲ受クルモノトス
出來得ル範圍ニ於テ學生ハ其訓練ヲ受ケント欲スル兵科及部
ヲ選擇スルヲ許容セラル
本軍事訓練課程ヲ完了セル者ハ壯丁訓練ヲ免除セラル、但兵
役登錄ヲ免除スルモノニアラス

第三十六條　參謀總長ハ學校長ト相互諒解ニ依リ高級軍事教官及
必要ナル將校及下士官兵人員ヲ任命ス
大統領ハ此種教育ノ實行上其必要ト認ムル武器、裝具及其他
ノ資材ヲ此種機關ニ支給スルノ權ヲ有ス

第三十七條　高級軍事教官ハ各年參謀總長ニ對シ其向後ノ訓練ヲ
推薦スヘキ卒業者連名簿ヲ提出スルモノトス
此種卒業者ハ六箇月ノ見習期間正規軍部隊ニ編入セラル、本
勤務終了末期ニ於テ將校タルノ資格ヲ有スルモノト認メラレ
タル者ハ豫備軍三等中尉ニ任命セラレ且豫備軍部隊ニ配屬セ
ラル

第三十八條　卒業者ニシテ三等中尉トシテノ訓練ニ推薦セラレサ
ル者及命課ノ資格ヲ得ル能ハサリシ者ハ推薦ヲ受ケタル兵若
クハ下士官トシテ豫備軍ノ最寄年次ニ編入セラル
壯丁適齡ノ學生ニシテ豫備軍將校訓練團ノ規定セル修學機關
ニ於ケル研究課定ヲ完了セサル者ハ當該訓練機關トノ關係ヲ
斷ツニ至ラハ直ニ壯丁訓練ヲ受クヘキ義務アルモノトス
若シ二十歲以上ノ者ナラハ次期召集ノ壯丁訓練所ニ配賦セラ
ル

第三十九條　大統領ハ參謀總長ノ推薦ニ依リ必要ト認ムル豫備軍
將校ヲ任命スルコトヲ得

第四十條　爲シ得ル限リ大統領ノ三等中尉（註、之ヲ含マス）以
上ニ初任スルハ從前米軍豫備將校タリシ者、前比律賓土人隊
及巡警隊將校タリシ者ノ中ヨリ任命ス

第四十一條　正規軍士官ニシテ二十一歲乃至三十歲ニシテ三等中
尉ニ任命セラルヘク推薦サレタル者ハ、壯丁訓練ヲ完了シ且
豫備軍將校トシテ訓練ヲ受クヘキ資格アリト推薦セラレタル
者ノ爲ノ六箇月間ノ訓練課程ヲ受クルモノトス
本訓練課程ヲ滿了セルモノハ豫備軍三等中尉ニ任命セラレ各
豫備軍部隊ニ配賦セラル動員ノ時ヲ除キ正規軍下士官兵ニ豫
備軍將校ノ勤務ヲ遂行セシムルコトナシ

第四十二條　醫務部將校ハ大統領ノ指示スヘキ規則ニ從ヒ醫學專
門學校及醫科大學卒業者中ヨリ採用ス

第四十三條　豫備軍將校ハ其現役勤務ニ指命セラレタル都度身體
檢査ヲ受クルモノトス、豫備將校ニシテ體格上現役野戰勤務
ニ不適ト認メラレタル者ハ解職ス

第四十四條　壯丁訓練ヲ完了シ且豫備軍下士官トシテ資格ヲ有セ
シムル爲ノ附加訓練ニ選拔セラレタル青年ハ三箇月間ノ指定
課定ヲ受クルモノトス
本課程滿了ノ者ハ其資格アリト認メラレタル下士官ノ階級ニ
任命セラレ且豫備軍ニ轉入シ其部隊ニ配屬セラル

第四十五條　參謀總長ハ其技術及補給各部課ノ將校ノ特別訓練乃
至選拔將校ニ野戰、慕僚及統帥職員ニ關スル高等訓練ヲ實施
スル爲特種高等訓練學校團ノ編制設立ヲ爲スノ權ヲ有ス

第四十六條　醫務將校ヲ除キ豫備軍將校トシテ任命セラルヘキ候
補者ハ一切技術及補給部勤務附トシテ特別課程ノ修學ヲ許可
セラルル以前ニ本職ノ三等中尉トシテ任命セラルルノ資格ヲ
有スルモノナルヲ要ス

第七章　豫備軍人員ノ現役勤務訓練

第四十七條　豫備軍ニ於ケル現役勤務期間ハ參謀總長之ヲ指定ス
爲シ得ル限リ豫備軍三階梯ニ對スル此種勤務期間ハ左記ノ如
シ

第一豫備役	每年	十日以上
第二豫備役	每年	五日以上
第三豫備役	每三年	七日以上

本訓練期間豫備軍人員ハ正規軍ノ爲規定セル法律及規則ニ服
スヘキ義務アルモノトス
本人ノ同意アルニアラサレハ豫備軍下士官兵ハ平時每屆年之
ヲ三十日以上ノ勤務ニ服セシムルコトヲ要求スルヲ得ス

第四十八條　參謀總長ノ指示スル現役勤務訓練ニ屆出ヲ怠ル豫備
役兵ハ軍法會議ノ指定スル處罰ヲ受クルモノトス
壯丁訓練若クハ正規年次現役勤務訓練ニ召集セラレタル政府
ノ役員雇傭者ハ其兵役義務充足ノ爲不在ニ起因シ其職位若ク
ハ俸給ヲ喪失スルコトヲ還要セラルルコトナシ

第四十九條　動員中樞ハ左記ノ如ク構成ス
第一項　動員中樞ハ國家緊急時ニ際シ動員セラルヘキ部隊（正
規軍以外ノ部隊）ノ兵器、裝具、被服及記錄ヲ貯藏準備シ、
動員ニ先立チ動員間此等部隊ノ人馬ノ爲必要ナル廠舍建造計
畫ヲ作成シ且動員所要期間ヲ最小限ニ短縮スル目的ヲ以テ設
置セラル
第二項　一動員中樞ハ大隊若クハ同種部隊每ニ若クハ場合ニ依
リテハ聯隊若クハ更ニ大ナル團體每ニ設置セラル
第三項　軍州區司令官ハ參謀總長ノ隷下ニ在リテ各々其管區州
內ニ在ル建築物ニ收藏シアル兵器、裝具及其他資材一切カ適
當ニ保管、取得セラレ且軍隊ヨリ保管者ニ移管セラルル記錄
カ現狀ノ儘ヲ維持シアルコトニ關シ責ヲ有ス
巡警隊ハ爲シ得レハ常ニ軍州區司令官ノ隷下ニ在リテ動員中
樞ノ兵器、裝具及其他資材並記錄ヲ世話スルノ責ヲ有ス

比律賓國防法

第三編　兵役

第一章　兵役義務及服役年限

第五十條　全比律賓人ハ兵役ノ義務ヲ有ス

第五十一條　軍事訓練ニ服スヘキ義務ハ通學中ノ青少年ニ始マリ十歳ヲ始期トシ十八歳ニ達スル迄其在學期間ニ但女子學生ハ參謀總長ガ補助兵役トシテ必要ト認ムル教育及訓練ヲ受クルモノトス

當十八歳ニ於テ青年ハ未丁年豫備役ニ入リ二十一歳ニ達スル迄之ニ任命セラル、二十一歳ニ於テ現役勤務ニ服スルニ至ル爾後五十歳ニ達スル迄豫備軍勤務ニ服スルモノトス

青年カ二十一歳ニ達スル屆年以前ニ服スル訓練ハ之ヲ軍事豫備訓練ト稱ス

特種免除者ヲ除キ爾後毎年ヲ含ミ二十歳乃至五十歳ノ身體强壯ナル全男子市民ハ之ヲ左記ノ如ク類別ス

壯丁　軍隊教育ヲ受クヘク選兵セラレタル二十歳乃至二十二歳ノ者

第一豫備役　爾後毎年ヲ含ミ二十二歳乃至三十歳ノ者及二十二歳ニ達セサルモ壯丁訓練ヲ完了シタル者モ之ニ含ム

第二豫備役　爾後毎年ヲ含ミ三十一歳乃至五十歳ノ者

第三豫備役　爾後毎年ヲ含ミ四十歳乃至五十歳ノ者

第五十二條　青年ハ二十歳ニ達スル曆年ニ於テ、軍隊ニ於ケル軍事訓練ヲ受クル爲、登錄スルヲ要ス

本訓練部類ハ壯年訓練ト稱シ、大統領ノ屢次指定スヘキ期間時期及規定ニ依リ行フ正規軍要員ノ職責ニ選擇セラレタル壯丁ヲ除キ、壯丁訓練期間ハ五箇月ヲ超過セサルモノトス

壯丁ノ特別ナル同意アルモノヲ除キ、壯年訓練ハ如何ナル場合ニ於テモ十二箇月以上ニ及ハサルモノトス

第二章　壯丁ノ取得

第五十三條　大統領ハ一九三六年一月一日若クハ爾後爲シ得ル限リ速ニ、軍事訓練ニ對スル登錄ノ爲當曆年二十歳ニ達スル比律賓市民タル青年ヲ召集スヘキ宣言ヲ發スルモノトス

登錄ハ四月一日乃至七日ノ間、青年ノ居住地ノ市、自治都市及市制管區ノ官廳ノ規定スル登錄場ニ於テ實施セラル

年次登錄ハ爾後毎年同一期間ニ實施セラル

第五十四條　大統領ハ其宣言ヲ以テ登錄ノ方法及手續並兵役ノ爲壯年簡拔ニ關スル一切ノ必要規定及規則ヲ規定ス

第五十五條　憲兵司令官ハ毎年五月十五日、次期曆年壯丁訓練ニ召集スヘキ登錄者ヲ決定スル爲抽籤ヲ行フ

憲兵司令官ハ當籤セル登錄者ノ人名ヲ迅速且洩レナク發表スルヲ要ス

州知事ハ其州内ノ當籤セル各青年ニ對シ本事實ヲ直チニ告知スルノ責任ヲ有ス

第五十六條　政治犯罪若クハ悖德犯罪ノ宣告ヲ受ケタル者ハ事前ニ大統領ノ赦免アリシ者ニアラサレハ兵役ノ爲ノ登錄ヲ許容セス

第五十七條　左記ノ者ハ兵役登錄ヲ免除セラル

第一項　比律賓土人隊及比律賓軍ノ要員

第二項　海外駐在ノ比律賓市民タル青年

此種人員ハ比律賓群島ニ歸朝後五日以内ニ軍事訓練ニ對スル義務ヲ決裁スル爲登錄スルモノトス

若シ歸朝ノ時三十歳以下ナル時ハ兵役ニ就ク義務ヲ有シ、且若シ歸朝後兵役ニ對スル次期國家抽籤ニ於テ當籤シタル時ハ兵役ニ入ルモノトス

第三項　牢獄ニ在リテ審理中ノ者若クハ刑務執行中ノ者ハ登錄スルヲ得ス

此種ノ者ハ其釋放セラルルト共ニ其居住地ノ自治都市若クハ郡區ノ長官ニ就キ軍事壯丁訓練ノ登錄ヲ爲スモノトス

釋放當時三十歳以下ナル時ハ壯丁訓練ヲ受クヘキ義務アルモノトス、若シ三十歳以上ナル時ハ軍隊勤務ニ服スルヲ要求セラルルコトナシ

第五十八條　左記登錄者ハ壯丁訓練ヲ免除セラル

第一項　牧師ニシテ正式ニ任命セラレ且認定教會若クハ新錄所ニ於テ牧師ノ一員トシテ奉仕シアル者若クハ神學生徒

第二項　醫師ニシテ正當ナル證明ヲ有シ且實務ニ服シアル者

第三項　刑務所、懲治監、狂人收容所ノ管理者

第四項　治岸防備稅關巡邏船要員及燈臺監視勤務要員

第五項　水先案内人、航海業者及海運業管理者

第六項　其他法律ニ依リ後述免除セラルル者

第五十九條　本章規定ノ兵役登錄ヲ爲ササリシ者ハ有罪ト決定スルト共ニ法廷ノ裁量ニ依リ一年以下ノ懲役、二千比以下ノ罰金、若クハ前兩者ニ處セラルヘシ

本犯罪ニ對スル刑罰ハ本章要兵ノ求役ヲ免除スルモノニアラス

第三章　檢查、分類、延期

第六十條　徵兵官ハ三箇年ノ任期ヲ以テ大統領之ヲ命ス

徵兵官ハ住民ノ所要ニ應シ自治都市、市制管區ニ任命ス

大統領ハ本法施行上必要トスル徵兵官ノ人員及配置ヲ決定ス

徵兵官ハ五名ヨリ成ル、内二名ハ醫官トス、可能ナル地方ニテハ二名ハ州内駐屯ノ比律賓軍將校タルヘシ

大統領ハ徵兵官長ヲ任命スルモノトス

第六十一條　醫官ハ青年ノ體格狀態カ兵役ニ關シ問題トナリタル場合徵兵官ニ意見ヲ開陳スルモノトス

此種事項及其他一切ノ事項ニ關スル徵兵官ノ決裁ハ多數決ニ依ル

第六十二條　壯丁訓練該當ノ青年ハ、徵兵官ニ屆告スルト共ニ、規定形式ノ質問書ヲ完成シ且身體檢查ヲ受クヘキモノトス

シアルモノトス

其注意ヲ喚起シタルトキハ正当ノ事項ノ一切ヲ兵司令官ニ報告スルモノトス

軍州軍司令官ハ比報告ヲ州知事及軍地区司令官ニ提出スルモノトス

第四章　中央軍理局及訴訟

第七十一條　本軍理局ハ大統領之ヲ任命スル市民五名ヨリ成リ、局

長ハ大統領之ヲ任命スル比律賓兵司令官ヲ以テ充ツルモノトス

一名ハ兵役ニ関スル比律賓軍務統括ルソン

先ッ一名ハ五箇年間、一名ハ四箇年間、一名ハ三箇年間、一

名ハ二箇年間、後継ノ一名ハ一箇年間之ニ任命スル

爾後、任命ハ総テ五箇年間トス

局員ノ職務期間満了ノ際ハ其後任者ノ

任命ヲ待ツテ其職ヲ去ルモノトス

局員ハ再任ヲ得ルモ其在職期間ハ通算シテ十箇年ヲ超ユルコトヲ得ス

局長ノ職務期間満了セハ、本局ノ其後任者ニ

委任スル事務ヲ取扱フモノトス

本局ハ馬尼剌市ニ共同庁舎ヲ保持ス

第七十二條　本軍理局ハ招集スル一切ノ事件ノ裁判ニ参与スル

比律賓国防法

軍理局ノ大統領ノ規定スル補佐事務官及雇傭ニ依リ兵役ニ服スル軍人ハ直チニ其職ヲ辞シ且直チニ共由ヲ兵司令官及其居住地ノ自治市ニ

動務ヲ履行スル補ノ権ヲ有ス

第五章　兵役

第七十三條　兵役ハ一般ニ義務的ニシテ且之ヲ左ノ二種トス

甲種　陸軍及海上兵役

乙種　非戦闘的兵役

第二項　兵役ハ大統領ノ命令ニ依リ之ヲ左ノ三種ニ分類ス

甲種　現役

乙種　予備役

丙種　市民的兵役

第三項　兵役ニ服スル者ハ左ノ如シ

甲種　現役ニ服スル者

乙種　予備役ニ服スル者

丙種　市民的兵役ニ服スル者

第四項　兵役ハ左ノ理由ニ依リ免除ス

丁種　身体上ノ理由

戦争ノ場合ニ於テハ大統領ハ兵役ニ関スル法律ノ規定ニ依リ兵役ニ服スル者ノ範囲ヲ拡張スルコトヲ得

第六十四條　兵役ニ服スル者ハ、兵役ニ関スル法律ノ規定ニ依リ、

其ノ服役ノ期間ニ応シ、俸給ヲ受ケ且被服、食糧、住居、医療

及輸送ノ供給ヲ受ケ、且ツ其ノ家族ハ恩給ヲ受ケ又ハ保険ノ利益ヲ享有スルコトヲ得

第六十五條　兵役ニ服スル者ハ、兵役ニ関スル法律ノ規定ニ依リ、

其ノ服役ノ期間ニ応シ、俸給ヲ受ケ且被服、食糧、住居、医療

及輸送ノ供給ヲ受ケ、且ツ其ノ家族ハ恩給ヲ受ケ又ハ保険ノ利益ヲ享有スルコトヲ得

但比律賓政府ハ国防ノ為メ必要アリト認ムルトキハ、兵役ニ服スル者ニ対シ、其ノ服役ノ期間ニ応シ、俸給ヲ減額シ又ハ其ノ家族ニ対スル恩給ヲ減額シ又ハ之ヲ停止スルコトヲ得

第六十六條　兵役ニ服スル者ハ、兵役ニ関スル法律ノ規定ニ依リ、

其ノ服役ノ期間ニ応シ、俸給ヲ受ケ且被服、食糧、住居、医療

及輸送ノ供給ヲ受ケ、且ツ其ノ家族ハ恩給ヲ受ケ又ハ保険ノ利益ヲ享有スルコトヲ得

但比律賓政府ハ国防ノ為メ必要アリト認ムルトキハ、兵役ニ服スル者ニ対シ、其ノ服役ノ期間ニ応シ、俸給ヲ減額シ又ハ之ヲ停止スルコトヲ得

定セルモノト同様ニ訓練ヲ受クルヘキ義務アルモノトス

但比律賓政府ハ国防ノ為メ必要アリト認ムルトキハ、兵役ニ服スル者ニ対シ、其ノ服役ノ期間ニ応シ、俸給ヲ減額シ又ハ之ヲ停止スルコトヲ得

第六十七條　兵役ニ服スル者ハ、兵役ニ関スル法律ノ規定ニ依リ、

其ノ服役ノ期間ニ応シ、俸給ヲ受ケ且被服、食糧、住居、医療

及輸送ノ供給ヲ受ケ、且ツ其ノ家族ハ恩給ヲ受ケ又ハ保険ノ利益ヲ享有スルコトヲ得

但比律賓政府ハ国防ノ為メ必要アリト認ムルトキハ、兵役ニ服スル者ニ対シ、其ノ服役ノ期間ニ応シ、俸給ヲ減額シ又ハ之ヲ停止スルコトヲ得

第六十八條　兵役ニ服スル者ハ、兵役ニ関スル法律ノ規定ニ依リ、

其ノ服役ノ期間ニ応シ、俸給ヲ受ケ且被服、食糧、住居、医療

及輸送ノ供給ヲ受ケ、且ツ其ノ家族ハ恩給ヲ受ケ又ハ保険ノ利益ヲ享有スルコトヲ得

但比律賓政府ハ国防ノ為メ必要アリト認ムルトキハ、兵役ニ服スル者ニ対シ、其ノ服役ノ期間ニ応シ、俸給ヲ減額シ又ハ之ヲ停止スルコトヲ得

第六十九條　兵役ニ服スル者ハ、兵役ニ関スル法律ノ規定ニ依リ、

其ノ服役ノ期間ニ応シ、俸給ヲ受ケ且被服、食糧、住居、医療

及輸送ノ供給ヲ受ケ、且ツ其ノ家族ハ恩給ヲ受ケ又ハ保険ノ利益ヲ享有スルコトヲ得

但比律賓政府ハ国防ノ為メ必要アリト認ムルトキハ、兵役ニ服スル者ニ対シ、其ノ服役ノ期間ニ応シ、俸給ヲ減額シ又ハ之ヲ停止スルコトヲ得

第七十條　兵役ニ服スル者ハ、兵役ニ関スル法律ノ規定ニ依リ、

其ノ服役ノ期間ニ応シ、俸給ヲ受ケ且被服、食糧、住居、医療

及輸送ノ供給ヲ受ケ、且ツ其ノ家族ハ恩給ヲ受ケ又ハ保険ノ利益ヲ享有スルコトヲ得

但比律賓政府ハ国防ノ為メ必要アリト認ムルトキハ、兵役ニ服スル者ニ対シ、其ノ服役ノ期間ニ応シ、俸給ヲ減額シ又ハ之ヲ停止スルコトヲ得

第六章　訴訟

第七十一條　一切ノ中央軍理局ノ決定ニ対スル訴訟ハ、其ノ訴訟事件ヲ自己ニ有利ナル

ヘキ事実ノ存在ヲ証明スル為メ、訴訟人ノ法定代理人ヲ経由シ且之ヲ提出スルノ権ヲ有スル

ヘキ事実ノ存在ヲ証明スル為メ、訴訟人ノ法定代理人ヲ経由シ且之ヲ提出スルノ権ヲ有スル

軍理局ノ決裁ニ対スル訴訟ハ、其ノ決裁ノ通達ヲサレタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ行ヒ且之ヲ提出スルノ権ヲ有スル

軍理局ノ決裁ニ対スル訴訟ハ、其ノ決裁ノ通達ヲサレタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ行ヒ且之ヲ提出スルノ権ヲ有スル

第七十二條　州知事ヨリ提出スル軍事ニ対スル決定ニ対スル訴訟ハ、其ノ訴訟事件ヲ自己ニ有利ナル

ヘキ事実ノ存在ヲ証明スル為メ、訴訟人ノ法定代理人ヲ経由シ且之ヲ提出スルノ権ヲ有スル

ヘキ事実ノ存在ヲ証明スル為メ、訴訟人ノ法定代理人ヲ経由シ且之ヲ提出スルノ権ヲ有スル

第七十三條　州知事ヨリ提出スル軍事ニ対スル決定ニ対スル訴訟ハ、其ノ訴訟事件ヲ自己ニ有利ナル

ヘキ事実ノ存在ヲ証明スル為メ、訴訟人ノ法定代理人ヲ経由シ且之ヲ提出スルノ権ヲ有スル

一切ノ中央軍理局ノ決定ニ対スル訴訟ハ、其ノ訴訟事件ヲ自己ニ有利ナル

ヘキ事実ノ存在ヲ証明スル為メ、訴訟人ノ法定代理人ヲ経由シ且之ヲ提出スルノ権ヲ有スル

軍理局ノ決裁ニ対スル訴訟ハ、其ノ決裁ノ通達ヲサレタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ行ヒ且之ヲ提出スルノ権ヲ有スル

第七章　軍理局ノ職員

第七十四條　軍理局員、事務官若クハ其ノ他ノ職員ハ、大統領之ヲ任命シ且ツ其ノ俸給ハ、

政府ノ他ノ大官ノ俸給ト同様ニ之ヲ定ム

但軍人ノ本職ノ為メ服務スル将校若クハ軍理局ノ事務ニ従事スル軍人ハ、此ノ限ニ在ラス

軍理局員、事務官若クハ其ノ他ノ職員ハ、大統領之ヲ任命シ且ツ其ノ俸給ハ、

政府ノ他ノ大官ノ俸給ト同様ニ之ヲ定ム

但軍人ノ本職ノ為メ服務スル将校若クハ軍理局ノ事務ニ従事スル軍人ハ、此ノ限ニ在ラス

第七十五條　軍理局員、事務官若クハ其ノ他ノ職員ハ、大統領之ヲ任命シ且ツ其ノ俸給ハ、

政府ノ他ノ大官ノ俸給ト同様ニ之ヲ定ム

但軍人ノ本職ノ為メ服務スル将校若クハ軍理局ノ事務ニ従事スル軍人ハ、此ノ限ニ在ラス

第八章　雑則

第七十六條　軍理局ハ、軍理局ノ事務ニ関スル一切ノ書類及記

録ヲ保存スルノ責ニ任ス

軍理局ハ、軍理局ノ事務ニ関スル一切ノ書類及記

録ヲ保存スルノ責ニ任ス

軍理局ハ、軍理局ノ事務ニ関スル一切ノ書類及記

録ヲ保存スルノ責ニ任ス

第七十七條　軍理局ハ、軍理局ノ事務ニ関スル一切ノ書類及記

録ヲ保存スルノ責ニ任ス

軍理局ハ、軍理局ノ事務ニ関スル一切ノ書類及記

録ヲ保存スルノ責ニ任ス

軍理局ハ、軍理局ノ事務ニ関スル一切ノ書類及記

録ヲ保存スルノ責ニ任ス

第七十八條　軍理局ハ、軍理局ノ事務ニ関スル一切ノ書類及記

録ヲ保存スルノ責ニ任ス

軍理局ハ、軍理局ノ事務ニ関スル一切ノ書類及記

録ヲ保存スルノ責ニ任ス

軍理局ハ、軍理局ノ事務ニ関スル一切ノ書類及記

録ヲ保存スルノ責ニ任ス

第七十九條　軍理局ハ、軍理局ノ事務ニ関スル一切ノ書類及記

録ヲ保存スルノ責ニ任ス

軍理局ハ、軍理局ノ事務ニ関スル一切ノ書類及記

録ヲ保存スルノ責ニ任ス

軍理局ハ、軍理局ノ事務ニ関スル一切ノ書類及記

録ヲ保存スルノ責ニ任ス

第八十條　軍理局ハ、軍理局ノ事務ニ関スル一切ノ書類及記

録ヲ保存スルノ責ニ任ス

軍理局ハ、軍理局ノ事務ニ関スル一切ノ書類及記

録ヲ保存スルノ責ニ任ス

軍理局ハ、軍理局ノ事務ニ関スル一切ノ書類及記

録ヲ保存スルノ責ニ任ス

第四章　中央軍理局及訴訟

第七十一條　本軍理局ハ大統領之ヲ任命スル市民五名ヨリ成リ、局

長ハ大統領之ヲ任命スル比律賓兵司令官ヲ以テ充ツルモノトス

一名ハ兵役ニ関スル比律賓軍務統括ルソン

先ッ一名ハ五箇年間、一名ハ四箇年間、一名ハ三箇年間、一

名ハ二箇年間、後継ノ一名ハ一箇年間之ニ任命スル

爾後、任命ハ総テ五箇年間トス

局員ノ職務期間満了ノ際ハ其後任者ノ

任命ヲ待ツテ其職ヲ去ルモノトス

局員ハ再任ヲ得ルモ其在職期間ハ通算シテ十箇年ヲ超ユルコトヲ得ス

局長ノ職務期間満了セハ、本局ノ其後任者ニ

委任スル事務ヲ取扱フモノトス

本局ハ馬尼剌市ニ共同庁舎ヲ保持ス

第七十二條　本軍理局ハ招集スル一切ノ事件ノ裁判ニ参与スル

比律賓国防法

軍理局ノ大統領ノ規定スル補佐事務官及雇傭ニ依リ兵役ニ服スル軍人ハ直チニ其職ヲ辞シ且直チニ共由ヲ兵司令官及其居住地ノ自治市ニ

動務ヲ履行スル補ノ権ヲ有ス

第五章　兵役

第七十三條　兵役ハ一般ニ義務的ニシテ且之ヲ左ノ二種トス

甲種　陸軍及海上兵役

乙種　非戦闘的兵役

第二項　兵役ハ大統領ノ命令ニ依リ之ヲ左ノ三種ニ分類ス

甲種　現役

乙種　予備役

丙種　市民的兵役

第三項　兵役ニ服スル者ハ左ノ如シ

甲種　現役ニ服スル者

乙種　予備役ニ服スル者

丙種　市民的兵役ニ服スル者

第四項　兵役ハ左ノ理由ニ依リ免除ス

丁種　身体上ノ理由

戦争ノ場合ニ於テハ大統領ハ兵役ニ関スル法律ノ規定ニ依リ兵役ニ服スル者ノ範囲ヲ拡張スルコトヲ得

第六十四條　兵役ニ服スル者ハ、兵役ニ関スル法律ノ規定ニ依リ、

其ノ服役ノ期間ニ応シ、俸給ヲ受ケ且被服、食糧、住居、医療

及輸送ノ供給ヲ受ケ、且ツ其ノ家族ハ恩給ヲ受ケ又ハ保険ノ利益ヲ享有スルコトヲ得

第六十五條　兵役ニ服スル者ハ、兵役ニ関スル法律ノ規定ニ依リ、

其ノ服役ノ期間ニ応シ、俸給ヲ受ケ且被服、食糧、住居、医療

及輸送ノ供給ヲ受ケ、且ツ其ノ家族ハ恩給ヲ受ケ又ハ保険ノ利益ヲ享有スルコトヲ得

但比律賓政府ハ国防ノ為メ必要アリト認ムルトキハ、兵役ニ服スル者ニ対シ、其ノ服役ノ期間ニ応シ、俸給ヲ減額シ又ハ之ヲ停止スルコトヲ得

定セルモノト同様ニ訓練ヲ受クルヘキ義務アルモノトス

但比律賓政府ハ国防ノ為メ必要アリト認ムルトキハ、兵役ニ服スル者ニ対シ、其ノ服役ノ期間ニ応シ、俸給ヲ減額シ又ハ之ヲ停止スルコトヲ得

第六十六條　兵役ニ服スル者ハ、兵役ニ関スル法律ノ規定ニ依リ、

其ノ服役ノ期間ニ応シ、俸給ヲ受ケ且被服、食糧、住居、医療

及輸送ノ供給ヲ受ケ、且ツ其ノ家族ハ恩給ヲ受ケ又ハ保険ノ利益ヲ享有スルコトヲ得

但比律賓政府ハ国防ノ為メ必要アリト認ムルトキハ、兵役ニ服スル者ニ対シ、其ノ服役ノ期間ニ応シ、俸給ヲ減額シ又ハ之ヲ停止スルコトヲ得

第六十七條　兵役ニ服スル者ハ、兵役ニ関スル法律ノ規定ニ依リ、

其ノ服役ノ期間ニ応シ、俸給ヲ受ケ且被服、食糧、住居、医療

及輸送ノ供給ヲ受ケ、且ツ其ノ家族ハ恩給ヲ受ケ又ハ保険ノ利益ヲ享有スルコトヲ得

但比律賓政府ハ国防ノ為メ必要アリト認ムルトキハ、兵役ニ服スル者ニ対シ、其ノ服役ノ期間ニ応シ、俸給ヲ減額シ又ハ之ヲ停止スルコトヲ得

第六十八條　兵役ニ服スル者ハ、兵役ニ関スル法律ノ規定ニ依リ、

其ノ服役ノ期間ニ応シ、俸給ヲ受ケ且被服、食糧、住居、医療

及輸送ノ供給ヲ受ケ、且ツ其ノ家族ハ恩給ヲ受ケ又ハ保険ノ利益ヲ享有スルコトヲ得

但比律賓政府ハ国防ノ為メ必要アリト認ムルトキハ、兵役ニ服スル者ニ対シ、其ノ服役ノ期間ニ応シ、俸給ヲ減額シ又ハ之ヲ停止スルコトヲ得

第六十九條　兵役ニ服スル者ハ、兵役ニ関スル法律ノ規定ニ依リ、

其ノ服役ノ期間ニ応シ、俸給ヲ受ケ且被服、食糧、住居、医療

及輸送ノ供給ヲ受ケ、且ツ其ノ家族ハ恩給ヲ受ケ又ハ保険ノ利益ヲ享有スルコトヲ得

但比律賓政府ハ国防ノ為メ必要アリト認ムルトキハ、兵役ニ服スル者ニ対シ、其ノ服役ノ期間ニ応シ、俸給ヲ減額シ又ハ之ヲ停止スルコトヲ得

第七十條　兵役ニ服スル者ハ、兵役ニ関スル法律ノ規定ニ依リ、

其ノ服役ノ期間ニ応シ、俸給ヲ受ケ且被服、食糧、住居、医療

及輸送ノ供給ヲ受ケ、且ツ其ノ家族ハ恩給ヲ受ケ又ハ保険ノ利益ヲ享有スルコトヲ得

但比律賓政府ハ国防ノ為メ必要アリト認ムルトキハ、兵役ニ服スル者ニ対シ、其ノ服役ノ期間ニ応シ、俸給ヲ減額シ又ハ之ヲ停止スルコトヲ得

第六章　訴訟

第七十一條　一切ノ中央軍理局ノ決定ニ対スル訴訟ハ、其ノ訴訟事件ヲ自己ニ有利ナル

ヘキ事実ノ存在ヲ証明スル為メ、訴訟人ノ法定代理人ヲ経由シ且之ヲ提出スルノ権ヲ有スル

ヘキ事実ノ存在ヲ証明スル為メ、訴訟人ノ法定代理人ヲ経由シ且之ヲ提出スルノ権ヲ有スル

軍理局ノ決裁ニ対スル訴訟ハ、其ノ決裁ノ通達ヲサレタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ行ヒ且之ヲ提出スルノ権ヲ有スル

軍理局ノ決裁ニ対スル訴訟ハ、其ノ決裁ノ通達ヲサレタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ行ヒ且之ヲ提出スルノ権ヲ有スル

第七十二條　州知事ヨリ提出スル軍事ニ対スル決定ニ対スル訴訟ハ、其ノ訴訟事件ヲ自己ニ有利ナル

ヘキ事実ノ存在ヲ証明スル為メ、訴訟人ノ法定代理人ヲ経由シ且之ヲ提出スルノ権ヲ有スル

ヘキ事実ノ存在ヲ証明スル為メ、訴訟人ノ法定代理人ヲ経由シ且之ヲ提出スルノ権ヲ有スル

第七十三條　州知事ヨリ提出スル軍事ニ対スル決定ニ対スル訴訟ハ、其ノ訴訟事件ヲ自己ニ有利ナル

ヘキ事実ノ存在ヲ証明スル為メ、訴訟人ノ法定代理人ヲ経由シ且之ヲ提出スルノ権ヲ有スル

一切ノ中央軍理局ノ決定ニ対スル訴訟ハ、其ノ訴訟事件ヲ自己ニ有利ナル

ヘキ事実ノ存在ヲ証明スル為メ、訴訟人ノ法定代理人ヲ経由シ且之ヲ提出スルノ権ヲ有スル

軍理局ノ決裁ニ対スル訴訟ハ、其ノ決裁ノ通達ヲサレタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ行ヒ且之ヲ提出スルノ権ヲ有スル

第七章　軍理局ノ職員

第七十四條　軍理局員、事務官若クハ其ノ他ノ職員ハ、大統領之ヲ任命シ且ツ其ノ俸給ハ、

政府ノ他ノ大官ノ俸給ト同様ニ之ヲ定ム

但軍人ノ本職ノ為メ服務スル将校若クハ軍理局ノ事務ニ従事スル軍人ハ、此ノ限ニ在ラス

軍理局員、事務官若クハ其ノ他ノ職員ハ、大統領之ヲ任命シ且ツ其ノ俸給ハ、

政府ノ他ノ大官ノ俸給ト同様ニ之ヲ定ム

但軍人ノ本職ノ為メ服務スル将校若クハ軍理局ノ事務ニ従事スル軍人ハ、此ノ限ニ在ラス

第七十五條　軍理局員、事務官若クハ其ノ他ノ職員ハ、大統領之ヲ任命シ且ツ其ノ俸給ハ、

政府ノ他ノ大官ノ俸給ト同様ニ之ヲ定ム

但軍人ノ本職ノ為メ服務スル将校若クハ軍理局ノ事務ニ従事スル軍人ハ、此ノ限ニ在ラス

第八章　雑則

第七十六條　軍理局ハ、軍理局ノ事務ニ関スル一切ノ書類及記

録ヲ保存スルノ責ニ任ス

軍理局ハ、軍理局ノ事務ニ関スル一切ノ書類及記

録ヲ保存スルノ責ニ任ス

軍理局ハ、軍理局ノ事務ニ関スル一切ノ書類及記

録ヲ保存スルノ責ニ任ス

第七十七條　軍理局ハ、軍理局ノ事務ニ関スル一切ノ書類及記

録ヲ保存スルノ責ニ任ス

軍理局ハ、軍理局ノ事務ニ関スル一切ノ書類及記

録ヲ保存スルノ責ニ任ス

軍理局ハ、軍理局ノ事務ニ関スル一切ノ書類及記

録ヲ保存スルノ責ニ任ス

第七十八條　軍理局ハ、軍理局ノ事務ニ関スル一切ノ書類及記

録ヲ保存スルノ責ニ任ス

軍理局ハ、軍理局ノ事務ニ関スル一切ノ書類及記

録ヲ保存スルノ責ニ任ス

軍理局ハ、軍理局ノ事務ニ関スル一切ノ書類及記

録ヲ保存スルノ責ニ任ス

第七十九條　軍理局ハ、軍理局ノ事務ニ関スル一切ノ書類及記

録ヲ保存スルノ責ニ任ス

軍理局ハ、軍理局ノ事務ニ関スル一切ノ書類及記

録ヲ保存スルノ責ニ任ス

軍理局ハ、軍理局ノ事務ニ関スル一切ノ書類及記

録ヲ保存スルノ責ニ任ス

第八十條　軍理局ハ、軍理局ノ事務ニ関スル一切ノ書類及記

録ヲ保存スルノ責ニ任ス

軍理局ハ、軍理局ノ事務ニ関スル一切ノ書類及記

録ヲ保存スルノ責ニ任ス

軍理局ハ、軍理局ノ事務ニ関スル一切ノ書類及記

録ヲ保存スルノ責ニ任ス

若クハ市制管區ノ長官ニ届告スルモノトス

第六章　豫備軍轉入

第七十六條　前記壯丁訓練ノ規定課程ヲ完了スルト共ニ、且正規軍ノ兵員トナラス若クハ將校又ハ下士官タルノ資格ヲ有セシムル爲ノ再訓練ニ選拔セラレサル時ハ、壯丁ハ豫備軍ニ轉入シ、軍務局ヨリ某豫備軍部隊ニ配賦セラル

本時期ヨリ其氏名ハ豫備軍名簿ニ記載セラル

豫備軍編入ト共ニ規定兵器、裝具及被服ハ其編制部隊ノ動員中樞ニ轉換セラル

第七十七條　其訓練ヲ完了シタル壯丁ハ第一豫備役ニ進入シ玆ニ某一編制部隊ニ命課セラル

同人ハ三十歲ニ達スル迄第一豫備役服務ヲ繼續ス、三十一歲トナルヘキ年ノ一月一日同人ハ第二豫備役ニ轉換シ其梯段ノ某一編制部隊ニ命課セラル、同人ハ四十歲ニ達スル迄第二豫備役ニ服務ス四十一歲ニ達スル年ノ一月一日同人ハ第三豫備役ニ轉換シ玆ニ某一編制部隊ニ命課セラル

同人ハ五十歲迄本種役ニ服スルモノトス

第七十八條　豫備軍下士官兵ハ大統領ノ要求ニ依リ身體檢查ニ届告スルモノトス

第七章　軍事豫備訓練

第七十九條　軍事豫備訓練ノ目的左ノ如シ

國民精神ノ作興

青年體育ノ强化

青年德性ノ涵養確立

青年ノ兵役準備

第八十條　軍事豫備訓練ハ前述規定ノ如ク十歲ノ小學生程度ノ學校ニ在ル少年ニ始マリ專門學校若クハ大學ニ入學スルニ至ル殘餘ノ在學期間ニ及フモノトス

青年カ在學ヲ廢止シ若クハ何等カノ理由ノ爲在學セサル場合ニ於テハ十八歲ニ達セハ未丁年豫備役ニ服スルノ義務ヲ生スルモノトス

第八十一條　軍事豫備訓練ハ强制的ニ在學中ノ少年及其他十八歲ニ達シタル者ニ課スルモノトス

第八十二條　體格上不適當ナル者ハ軍事訓練ニ服スルヲ要セス、體格上ノ適否ハ軍州區司令官ノ任命スル州醫務將校部ニ於テ決裁ス

第八十三條　軍州區司令官ハ軍事豫備訓練ヲ監督スルノ責ヲ有ス、軍事豫備訓練ハ年齡別及學級別ニ依リ左ノ如ク區分ス

第一項　少年候補生　十歲以上ニシテ小學校及高等小學校在學者

第二項　中學校候補生　中學校若クハ職業學校在學者

第三項　未丁年豫備兵　兩端末年ヲ含ミ十八歲乃至二十歲ノ諸學校若クハ專門學校ニ在學シアラサル青年

第八十四條　各候補生教官ハ軍州司令官之ヲ豫備軍要員タル州内學校ニ在ル有資格男子教諭ヨリ任命ス

第八十五條　教育課程ハ參謀總長之ヲ規定ス

第八十六條　左記ノ者ハ未丁年豫備兵訓練ヲ免除セラル

醫務官カ體格上不適當ト認メタル者

訓練實施シアル最寄部落ヨリ三十粁以上離隔シ居住シアル者

其他規定軍事訓練ニ服シアル者

第八十七條　父母及履備主又ハ軍事豫備訓練ニ出席セシムルコトヲ强要セラル

本義務ノ實行ヲ怠ル時ハ責任アル父母、履備主若クハ此兩者ハ百比ヲ超過セサル罰金ニ處セラル

軍事豫備訓練各部類ニ於ケル名簿ハ大統領ノ指定スル時期及規則ニ依リ作製ス

第四編　階級、俸給及手當

第八十八條　下士官兵ノ階級及俸給左記ノ如シ

第一項　正規軍下士官兵ノ月額俸給ハ

第一等級	四二・五〇 比
第二等級	四一・五〇
第三等級	四〇・五〇
第四等級	三六・〇〇
第五等級	二七・〇〇

比律賓國防法

第六等級	二〇・〇〇
第七等級	一七・〇〇
第八等級	一四・〇〇トス

巡警隊業手ノ階級及月額俸給左記ノ如シ

業長補	一〇二・〇〇 比
獨奏手	七二・〇〇
一等業手	五七・五八
二等業手	五〇・四一

航空隊兵員ノ階級及月額俸給左記ノ如シ

曹長	七五・〇〇 比
庶務曹長	七五・〇〇
一等軍曹	四〇・〇〇
軍曹	三六・〇〇
伍長	二七・〇〇
兵	二二・〇〇

正規軍ノ徵兵ニシテ徵兵期間滿了ノ理由ヲ以テ退職後二箇月以内ニ再服役スル者ハ退職當時ノ階級ニ於テ受クル月額俸給ヲ一箇月分ヲ再服役手當トシテ支給ス

各階級ニ於ケル下士官兵ノ兵力總數決定ハ大統領之ヲ規定ス

但法定徵兵力ヲ超過スルヲ得ス

又、最下級階級以上ノ法定兵力ノ比率ハ左記ノ如ク制限ス

二等級以上　百分ノ〇・六九

三等級以上　百分ノ一・〇四
四等級以上　百分ノ一・九八
五等級以上　百分ノ三・二二
六等級以上　百分ノ一七・八二
七等級以上　百分ノ三三・六九
八等級以上　百分ノ五一・一四

第二項　豫備軍下士官兵ノ階級及俸給ハ正規軍ノモノニ同シ、但下士官兵ニシテ非役ノ地位ニ在ル者若クハ年次現役勤務訓練ニ服シアル者ニハ俸給ヲ支給セス

第八十九條　正規軍將校及現役勤務期間延長ヲ命セラレタル豫備軍將校（見習三等中尉ヲ除ク）ノ月額支給ノ年俸及手當ハ大統領施行命令ヲ以テ之ヲ規定ス
巡警隊將校ノ爲現行規定ノ俸給及手當額ハ本條規定將校ノモノヲ適用ス

第九十條　壯丁訓練ニ服スル青年ニハ日額五仙ヲ支給ス、之ニ附加シテ食需及兵室手當、醫療手當、被服並現住所ヨリ訓練所ニ至ル距離二粁超過シ若クハ水上輸送ヲ要スルトキハ之ニ旅費ヲ給ス

第九十一條　壯丁ニシテ將校若クハ下士官ノ職責遂行ニ要スル資格ヲ附與スヘキ訓練課程履修中ノ者ニハ次條後段規定ノ者ト同樣ノ俸給ヲ支給ス
見習三等中尉ノ階級ヲ以テ訓練ニ服シアル期間ハ參謀總長ノ

規定スル食需手當ヲ支給ス

第九十二條　豫備軍將校訓練團ノ人員ニハ俸給ヲ支給セス、制服着用ノ爲參謀總長ノ指定スル被服手當ヲ給ス
豫備軍將校トシテ資格ヲ有セシムル爲見習中尉トシテ訓練ニ服シアル期間ハ之ニ其階級ニ應シ規定ノ壯丁俸給及食需手當ヲ支給ス

第九十三條　豫備軍將校及豫備下士官兵ニシテ年次現役勤務訓練ニ服シアル者ニハ俸給ヲ支給セス本人員ハ其服務期間食需ヲ給シ且適當ナル居室ヲ支給セラル
本人員ハ其居住地ヨリ現役勤務服務地ニ至ル距離四十粁ヲ超過スル時ハ、其居住地ヨリ現役勤務服務地ニ至リ且歸鄉スル旅行ニ要スル旅費若クハ其補償金ヲ給セラル

第九十四條　正規軍附延長勤務ニ服スル豫備軍將校ハ各々其相當階級ノ正規軍將校ノ爲規定セル法律若クハ規則ニ依リ規定セラレタル俸給手當ヲ支給セラル
比島國防ノ爲服務スル米國軍隊ノ將校ハ其之ニ服務スル期間比律賓大統領ノ指定スヘキ軍事勤務、階級、指揮及俸給ヲ與ヘラル
本來專門顧問トシテ服スヘキ將校ニ命課セラレタル國防使節中ニハ軍事顧問ト稱呼スル元帥一ヲ含ムモノトス

第九十五條　少年候補生、中學校候補生未丁年豫備兵ニハ俸給ヲ支給セス

第五篇　豫算の協賛

第一章　國防豫算ノ計上、支出及決算

第九十六條　比律賓國防ノ爲ノ一般豫算ハ左記ノ六箇費目ニ從ヒ計上、支出及決算ス

其一、人員ノ俸給及手當費
其二、人員ノ維持費
其三、移送費
其四、兵器、裝具及補給費
其五、建築費
其六、雜費

但各費目ハ本章後日ノ各條款ニ細分シ且某一費目ニ計上シタル豫算ハ其他ノ費目ニ流用スルヲ得ス
但又、本法通過成立後十箇年期間上記各費目ニ協賛ヲ受ケタル豫算及各會計年度末ニ於テ未支出殘額ハ次期會計年度ニ於テ同一費目ノ下ニ之ヲ支出スルノ便宜ヲ有ス

費目第一　人件費
本費目ハ左記條款ヲ含ム
正規軍及豫備軍將校並下士官兵ノ俸給、年功加俸、宿舍手當被服手當
陸軍士官學校士官候補生ノ俸給及手當
比律賓國防法

履儀人、代表者及未熟勞働者ノ賃銀及給料軍事豫備訓練服務者ニ對シ法律ヲ以テ規定セル手續
軍ノ經費及退職費ノ爲每年度計上金額

費目第二　人員ノ維持費
本費目ハ左記各條款ヲ含ム
正規軍及現役勤務服務豫備軍ノ食需、衞生施設、病院施設及宿營費、本條款費目ニハ國防上必要ナル建築物一切ノ照明、熱量及營繕費ヲ含ムモノトス
正規軍及豫備軍並軍事豫備訓練服務等ノ教育及訓練費
軍隊慰安費
現役服務中死亡セル軍人ノ埋葬料

費目第三　移送費
本費目ハ左記各條款ヲ含ムモノトス
軍ノ文武官ノ規則ニ依ル規定旅費、
壯丁ノ居住地ヨリノ往復制定移送旅費
豫備軍人員ノ現役勤務及年次訓練召集時ニ於ケル所要制定旅費
動物及水上輸送機關ノ維持及修繕費
兵器、裝具及補給品一切ノ梱包及輸送費

費目第四　兵器、裝具及補給品費
本費目ハ左記各條款ヲ含ム
兵器及同部分品

通信及工兵器材及補給品

彈藥

補給部、醫務部及航空隊ノ補給品及器材

動員中樞維持及營繕ノ爲所要補給品

國防軍充實ニ必要ナル一切ノ條款

費目第五　建築費

本費目ハ

陸上及海岸防禦施設費

兵營、宿舍、病院、出張所、彈藥庫及其他一切ノ國防上之ヲ必要トスル建築費

不動產獲得費ヲ含ムモノトス

費目第六　雜費

本費目ハ左記各種雜費ヲ含ム

大統領ノ決定ニ基ク軍隊成立ノ各種別兵科及各部並中央參謀部ノ諸雜費及軍ノ臨時費ヲ含ムモノトス

第九十七條　豫算ノ計上

七、一七七、四八五・五〇比ニ達スル一九三六年度比律賓巡警隊ノ計上豫算ニ追加シ左記ノ如ク、本法各費目ヲ實現スル爲ニ計上セルニ外ナラサル、八、八七九、〇四五・五〇比ノ金額ヲ比律賓國庫豫算中ヨリ玆ニ計上ス

費目第一　人件費

第一項　正規軍——將校及士官候補生

第一款　俸給　二、一八一、八五〇・〇〇比

第二款　年功加俸　八〇、〇〇〇・〇〇

第三款　宿舍手當　一五〇、五〇〇・〇〇

第四款　比律賓陸軍士官候補生俸給及手當　一七七、〇〇〇・〇〇

第五款　六箇年期間國防顧問使節繼續費　六〇〇、〇〇〇・〇〇

第二項　正規軍下士官兵

第六款　俸給　一、六二〇、二〇四・〇〇

第七款　徵兵費　四五、〇〇〇・〇〇

第八款　被服手當　四五三、一〇〇・〇〇

第三項　正規軍——壯丁

第九款　俸給　三三〇、〇〇〇・〇〇

第十款　被服手當　四五三、一〇〇・〇〇

第四項　正規軍——退職手當

第十一款　退職賜金及手當、法律第三二〇五號ニ依リ修正　一〇〇、〇〇〇・〇〇

第十一款其一　一九三六年前記豫算ニ於ケル巡警隊手當及退職手當增加賜金　二〇〇、〇〇〇・〇〇

但修正、法律第三二〇五號ノ下ニ支拂フ手當ハ法律第四二三一號ニ依リ制定及修正セル法律第四一八七號第十五條ノ下ニ規定シタル減額ニ從フモノトス

第五項　豫備軍將校

第十二款　俸給　二一三、一八〇・〇〇比

第十三款　年功加俸　五、五〇〇・〇〇

第十四款　宿舍手當　四、二〇〇・〇〇

第六項　傭人費

第十五款　參謀部傭人給料及賃銀　一七、九八六・〇〇

第十六款　軍務局傭人給料及賃銀　二二、六七八・〇〇

第十七款　補給部傭人及未熟勞働者ノ給料及賃銀　九四、六二二・〇〇

第十八款　兵器部傭人及未熟勞働者ノ給料及賃銀　一四五、四五二・〇〇

第十九款　醫務部傭人給料及賃銀　二一、八九六・〇〇

第二十款　法務部傭人給料及賃銀　四、六九二・〇〇

第二十一款　軍僧部傭人給料及賃金　一、三六四・〇〇

第二十二款　動員中樞傭人給料及賃銀　二二、〇〇〇・〇〇

第二十三款　憲兵司令部傭人及代理者給料及賃銀　四九、二六六・〇〇

第二十四款　陸軍士官學校傭人給料及賃銀　一八、〇〇〇・〇〇

第七項　軍事豫備訓錬ニ從事スル者ノ人件費

第二十五款　豫備軍將校訓練部被服手當　一七、五〇〇・〇〇

費目第一——人件費總計　六、七七五、九九〇・〇〇

但書一、市民人員ノ俸給ノ地位數及比率ハ施行命令ニ依リ之ヲ規定ス

但書二、大統領ハ費目第一ノ各條項ニ協贊ヲ受ケタル金額ノ百分ノ二十五ヲ超過セサル金額ハ之ヲ同費目內ニ含マルル他ノ各條款ニ流用支出スルノ權ヲ有ス

但書三、費目第一第五款ノ下ニ協贊ヲ得タル總額ハ大統領ノ意見ニ依リ之ヲ支出ス

費目第二　人員維持費

第一項　食事費

第二十六款　正規軍ノ食需費　七二二、七〇〇・〇〇

第二十七款、壯丁食需費　一、九三〇、五〇〇・〇〇

第二十八款　見習三等中尉食需費　五四、〇〇〇・〇〇

第二十九款　豫備役年次現役勤務食需費　一八九、〇〇〇・〇〇

第二項　衞生施設費

第三十款　病院施設費　三六、〇〇〇・〇〇
第三十一款　巡警隊醫務及衛生勤務費　四、〇〇〇・〇〇
第三項　宿營費
第三十二款　各哨所、駐屯所、病院及建築物ノ維持、施設及借上費　一五〇、〇〇〇・〇〇
第四項　教育及訓練費
第三十三款　正規軍——野外訓練費　一五〇、〇〇〇・〇〇
第三十四款　正規軍——將校訓練費　二〇、〇〇〇・〇〇
第三十五款　豫備軍——現役勤務訓練費　一四〇、〇〇〇・〇〇
第三十六款　陸軍士官學校經費　四〇、〇〇〇・〇〇
第三十七款　豫備軍將校訓練團訓練費　一三七、〇〇〇・〇〇
第三十八款　軍事豫備訓練費　六四、〇〇〇・〇〇
第三十九款　軍事文庫費　三、〇〇〇・〇〇
第五項　慰安費
第四十款　軍隊ノ慰安費　三、〇〇〇・〇〇
第六項　埋葬費
第四十一款　現役服務中死亡セル將校及下士兵ノ埋葬料　三、五〇〇・〇〇

費目第二——人員維持費總計　三、六四六、七〇〇・〇〇
但、大統領ハ本費目ノ各條款ニ協賛ヲ得タル金額ノ百分ノ二十五ヲ超過セサル金額ハ之ヲ他ノ各條款ニ流用支出スルノ權ヲ有ス

費目第三——移送費
第四十二款　文武官移轉旅費　二七〇、〇〇〇・〇〇
第四十三款　壯丁移轉費　六〇、〇〇〇・〇〇
第四十四款　年次現役勤務訓練ニ伴フ豫備役人員ノ移轉費　一五〇、〇〇〇・〇〇
第四十五款　補給品、裝具及兵器ノ輸送及梱包費　二〇〇、〇〇〇・〇〇
第四十六款　動物購買費　四〇、〇〇〇・〇〇
第四十七款　正規軍動物ノ芻秣費　二四〇、〇〇〇・〇〇
第四十八款　豫備軍動物ノ芻秣費　六七、〇〇〇・〇〇
第四十九款　動物運搬車ノ修繕及運轉作業補給費　一五〇、〇〇〇・〇〇
第五十款　水上運搬船ノ修繕及運轉作業費　一五、〇〇〇・〇〇

費目第三——移送費總計　一、一九二、〇〇〇・〇〇

但大統領ハ本費目ニ含マルル各費目ニ協賛ヲ得タル金額ノ百分ノ二十五ヲ超過セサル金額ハ之ヲ他ノ條款ニ流用支出スルノ權ヲ有ス

費目第四　兵器、裝具及補給品費
第一項　兵器費
第五十一款　兵器費、通信、工兵及化學防護兵器費　二、六〇五、七四一・〇〇
第五十二款　各種各型式彈藥費　四六三、九〇〇・〇〇
第二項　裝具費
第五十三款　補給部裝備費　一五〇、〇〇〇・〇〇
第五十四款　醫務部裝備費　一〇〇、〇〇〇・〇〇
第五十五款　航空部裝備費　六九、〇〇〇・〇〇
第三項　補給品費
第五十六款　補給部補給品費　一五〇、〇〇〇・〇〇
第五十七款　動員中樞補給品費　二四、〇〇〇・〇〇
第五十八款　醫務部補給品費　五九、二〇〇・〇〇
第五十九款　航空部補給品費　二五、〇〇〇・〇〇

費目第四——兵器、裝具及補給品費總計　三、六六六、八四一・〇〇
但大統領ハ本費目ニ含マルル各條款ニ協賛ヲ得タル金額ノ百分ノ五十ヲ超過セサル金額ハ之ヲ他ノ各條項ニ支出流用スルノ權ヲ有ス

費目第五　建築費
第六十款　陸上及海上防禦建築物　七〇、〇〇〇・〇〇
第六十一款　兵營及宿舍建築費　八五、〇〇〇・〇〇
第六十二款　動員中樞建築費　一〇〇、〇〇〇・〇〇
第六十三款　教練中樞建築費　七五、〇〇〇・〇〇
第六十四款　兵器部施設建築費　八〇、〇〇〇・〇〇
第六十五款　補給部施設建築費　三〇、〇〇〇・〇〇
第六十六款　工兵部施設建築費　二〇、〇〇〇・〇〇
第六十七款　航空隊施設建築費　七五、〇〇〇・〇〇

費目第五建築費總計　五三五、〇〇〇・〇〇
但書一、陸上及海上防禦造營物ヲ除キ國防上必要ナル建築ハ一切、公共勞働省指導ノ下ニ之ヲ遂行ス
但書二、大統領ハ本費目各條款ニ協賛ヲ得タル金額ハ制限ナク之ヲ他ノ各條項ニ流用支出スルノ權ヲ有ス

費目第六　雜費
第六十八款　軍ノ臨時費　二五、〇〇〇・〇〇
第六十九款　補給部　五〇、〇〇〇・〇〇
第七十款　巡警隊臨時費及雜費　四〇、〇〇〇・〇〇
第七十一款　軍務局臨時費　三〇、〇〇〇・〇〇
第七十二款　補充部臨時費　一〇、〇〇〇・〇〇

附錄

第七十三款　法務部臨時費	一〇、〇〇〇・〇〇
第七十四款　參謀總長臨時費	一五、〇〇〇・〇〇
費目第六雜費總計	一八〇、〇〇〇・〇〇
總計	
費目第一——人件費	六、七七五、九九〇・〇〇
費目第二——人員維持費	三、六四六、七〇〇・〇〇
費目第三——移送費	一、一九二、〇〇〇・〇〇
費目第四——兵器、裝具及補給品費	三、六六六、八四一・〇〇
費目第五——建築費	五三五、〇〇〇・〇〇
費目第六——雜費	一八〇、〇〇〇・〇〇
總計	一五、九九六、五三一・〇〇
控除——一九三六年度比律賓巡警隊ノ既ニ協賛濟ノ額（法律第四二三一號及第四二四五號）七、一一七、四八五・五〇	
本法計上協賛增額	八、八七九、〇四五・五〇

第九十七條　（讓）本法規定ハ比律賓巡警隊將校及下士官兵ノ年俸及手當ヲ、比律賓聯邦施政開始當時島嶼局ヨリ受ケタル年俸及手當總額以下ニ減額スルモノニアラス

第六篇　末則

第九十八條　本法ト牴觸スル法律及法律各條項ハ本法ニ依リ廢止ス

第九十九條　本法計上金額ハ一九三六年一月一日迄使用スルヲ得ス

但本法第五十一款、第五十三款乃至第五十五款、第六十款乃至第六十七款並第九十七條ノ下ニ協賛ヲ得タル金額ハ本法協賛成立ト同時ニ之ヲ使用スルコトヲ得

第百條　本法ハ其協賛ヲ得ルト共ニ效力ヲ有ス

協賛濟

比律賓鑛業法（東亞經濟調查局譯）

第一章　本法ノ名稱

第一條　本法ノ略稱ヲ鑛業法トナス

第二章　定義

第二條　本法ニ使用セル「人」「保有者」「占有者」「鑛山指定者」「免許受領者」「租借人」「被許可者」「所有者」等ノ語ハ個人、法人、匿名組合、株式會社、法人組織ニ非サル團體ヲ含ミ、其單數形ハ複數形ヲ、複數形ハ又單數形ヲ含ムモノトス、本法ニ使用セル噸ナル語ハ九〇七・二瓩ノ短噸ヲ意味スルモノト解釋スヘシ

第三章　鑛物及鑛地ノ所有權

第三條　國家ニ屬スル總テノ公有鑛地及鑛物ノ處分、探損、開發又ハ利用ハ比律賓市民カ又ハ比律賓市民ガ少クトモ資本ノ六〇％以上ヲ所有スル會社又ハ團體ニ限ル、但シ憲法ニ基キ樹立セラレタル政府成立ノ當時既ニ存在シタル權利、特許、租借又ハコンセッションハ此ノ限リニアラス

第四條　農業、工業、商業、住居其他鑛業以外ノ目的ニ利用セラルル土地ノ所有權又ハ使用權ハ地表又ハ地下ニ發見セラルルコトアルヘキ鑛物ノ所有權、探掘權又ハ利用權ヲ含マス

第五條　公有農業地トシテ特許サレタル面積內ニ包含サルル鑛物ノ所有權、探掘權及利用權ハ該特許ヨリ除外セラルルモノトス

第六條　トレンズ地勞ノ附與セラレタル面積內ニ包含サルル鑛物ノ所有權、探掘權及利用權ハ總テ此ノ種ノ地勞ヨリ除外セラルルモノトス

第七條　有機體ヲ扶養スル土壤竝ニ建築ニ使用セラルル通常ノ土、砂利、砂及石材ニシテ其ノ處分ニ關シ比律賓法律第三〇七七號及同法改正法タル法律第三八五三號ニヨリ規定サレルモノヲ除キ固體、液體、瓦斯體又ハ他ノ中間狀態ニ於テ自然ニ發見サルル無機物質ハ本法ニ於テハ之ヲ鑛物ト看做ス

第八條　鑛地トハ鑛物ノ探掘又ハ利用ニ要スル必要ナル費用ヲ償フニ足ルヘキ量又ハ質ノ鑛物ノ存在スル土地ヲ謂フ

第九條　鑛業ノ目的ヲ以テスル公有地又ハ私有地ノ探掘ハ現行法律及之ニ基キ今後公布セラルルコトアルヘキ命令及規則ノ適用ヲ受クルモノトス

第十條　現在特別法ニ依リ規定セラルル石炭石油其他ノ鑛油及瓦斯ヲ除キ鑛業設定區トシテ閉鎖セラレサル公有地又ハ私有地ニ存スル總テノ有用ナル鑛床及此等鑛床ノ發見セラルル土地ハ成年ニ達シタル比律賓市民又ハ比律賓ノ法律ノ下ニ組織設立サレタル組合又ハ會社ニシテ少クトモ其ノ資本ノ六〇％カ比律賓市民ニ依リ所有セラルルモノニ限リ之ヲ自由ニ採掘、

比律賓鑛業法

占有、鑛區設定租借スルコトヲ得

但シ現存既得權利ト牴觸スルモノハ此ノ限リニ非ス

第十一條　農商務長官ノ具申ニ依リ大統領ハ鑛物埋藏地ヲ保有スルコトヲ得且布告ニ依リ該埋藏地ノ設定及其ノ境界ヲ告示スルコトヲ得而シテ大統領ハ適當ト認ムル場合ニハ保有地ノ鑛區設定又ハ租借ノ閉鎖又ハ許可ヲ布告スルコトヲ得

大統領ハ議會ノ協贊ヲ經テ布告ヲ以テ隨時鑛物保有地ノ境界ヲ變更若ハ修正シ又ハ該布告ヲ取消スコトヲ得而シテ斯カル取消アリタルトキハ右布告ハ之ヲ爲ササリシモノト看做シ該保有地ハ之ヲ公有地又ハ其一部トナス但シ大統領ハ斯カル場合鑛區設定ヲ禁止セル鑛物保有地ナルコトヲ布告ニヨリ告示スル權能ヲ有ス

但シ本法ノ施行前執政(註)ノ留保シタル總テノ鑛物保有地ハ完全有效ニ存續シ且本法ノ規定ニ從ヒ之ヲ管理及處分ス

(註)舊法ニテハ大統領ノ名稱ノ代リニ執政(Chief Executive)ナル稱號ヲ使用セリ

第十二條　鑛物保有地鑛區設定禁止ノ布告ナキ場合該保留地ハ右布告ノ日ヨリ以下定ムル所ニ從ヒ鑛業目的ニノミ之ヲ處分スルコトヲ得

第十三條　土地カ鑛業以外ノ目的ノ爲保有セラレタル場合右保有地設定當時其新保有地内ニ鑛區又ハ租借地ヲ所有スル者ハ右保有ナカリシモノト看做シ引續キ右鑛區及租借地ニ關シ現行

法ニヨリ賦與セラレタル總テノ權利ヲ享有スルコトヲ得

第十四條　鑛業以外ノ目的ノ保有地内ニアル土地カ其ノ保有目的ニ供スルヨリモ鑛業用ニ供スルコトカ有用ナルコト判明シタル場合ハ大統領ハ議會ノ協贊ヲ經テ該保有地ノ撤回ヲナスコトヲ得斯カル場合該土地ハ公有地ニ復歸シ其處分ニ關シテハ本法ノ規定ニ從フモノトス

第十五條　鑛業用トシテ租借セラルル土地ハ左ノ如ク分類ス

第一類　金屬又ハ金屬鑛石

第二類　石　　炭

第三類　燃　　料

第四類　鹽性物及鑛泉

第五類　定着岩石ノ間ニ介在スル建築用石材、粘土、肥料及其ノ他ノ非金屬

第十六條　第一類ノ土地トハ金、銀、白金、鐵、クローム、鐵、滿俺、銅、ニッケル、鉛、亞鉛、朱砂、タングステン等ノ金屬元素、鑛物又ハ其ノ化合物ヲ埋藏スル土地ヲ謂フ

第十七條　第二類ノ土地トハダイヤモンド、ルビー、エメラルド、サファイヤ、黃玉、紫水晶、ヂルコン、藍玉、オパル、硬玉、瑪瑙、電氣石、綠玉石、柘榴石、土耳其玉等ノ如ク主トシテ裝飾用鑛物ヲ埋藏スル土地ヲ謂フ

第十八條　第三類ノ土地トハ泥炭、石炭、鑛油、天然瓦斯、油頁岩、アスファルト等ノ如ク固體液體及瓦斯體ノ可燃性物質

(但シ最近ノ有機生成物ヲ含マス)ヲ埋藏スル土地ヲ謂フ

第十九條　第四類ノ土地トハソノ含有鑛物——例ヘバ鹽、硝酸鹽、硫黃、炭酸鹽、ナトリウム、カルシユム等——ニヨリ鑛泉ト分類シ得ル可溶性物質又ハ水分ヲ地表又ハ地下ニ含有スル土地ヲ謂フ

第二十條　第五類ノ土地トハ左ニ掲クル非金屬物質ヲ埋藏スル土地ヲ謂フ

(イ)　大理石花崗岩粘土等ノ如ク建築ノ用ニ供セラルルモノ

(ロ)　石綿、長石、石灰、雲母、鳥糞石、燐鑛、苛性加里、硝石、カリ硝石等

(ハ)　顏料、陶磁器及肥料ノ製造用及其ノ他工業用ニ使用セラルル他ノ物質

第二十一條　天界ヨリ墮下シタル隕石其ノ他ノ物體ハ本法ニ於テハ之ヲ鑛物ト看做シ之カ處分ハ別ニ規則ニヨリ定ム

第二十二條　鑛地ハ埋藏スル鑛物ノ性質及用途ニ從ヒ二類以上ニ分類スルコトヲ得

第二十三條　本法ニ特ニ規定セラレサル鑛物及將來發見セラルヘキ新鑛物ハ必要ニ應シ適當ナルグループニ分類シ且法律又ハ規則ニ依リ右分類中ニ編入ス

第四章　鑛床ノ探査及試掘

第二十四條　探鑛人ハ自己又ハ本法ノ規定ニ依リ鑛區設定及鑛地ノ租借權獲得ノ資格アルト認メラレタル個人、會社、團體又ハ其ノ他ノ者ノ爲探鑛スルコトヲ得、探鑛人使用者ハ探鑛人ニ文書ニヨル適法ノ代理委任權ヲ與フルヲ要シ該代理委任狀ハ鑛區設定申告書ヲ登錄シタル鑛業登錄所ニ於テ適法ニ保證セラレ且登錄セラルルコトヲ要ス

探鑛人カ同一ノ州又ハ同一ノ鑛業區ニ於テ同一人ノ爲メ鑛區ヲ設定セントスルトキハ其ノ鑛區數ヲ問ハス右州又ハ區ニ於テ唯一個ノ代理委任ヲ登錄スルコトヲ要ス

第二十五條　職務上鑛物資源ノ管理及處分ニ關係アル行政官吏又ハ政府ノ他ノ部ニ所屬スル官吏及屬員ハ直接タルト間接タルトヲ問ハス比律賓ニ於テ鑛地ヲ探鑛シ鑛區ヲ設定シ租借シ又ハ保有スルコトヲ得ス

第二十六條　探鑛ハ本法ノ規定ニ從ヒ公有地及私有地内ニ於テ行フコトヲ得

但シ私有地ニ在リテハ本法施行後一年以内ハ該私有地所有者以外ノ者ニヨル採鑛ヲ許サス

第二十七條　探鑛者ハ私有地ニ立入ル以前ニ先ヅ該私有地所有者鑛業權者又ハ保有者ノ許可書ヲ文書ニヨリ申請スルヲ要ス、若シ該私有地所有者、鑛業權者又ハ保有者カ許可書ノ交付ヲ拒絕シタル場合又ハ右探鑛ノ特權ニ對シ支拂ハルヘキ補償金額ニ關シ意見一致セサル場合ハ該補償金額ハ探鑛者、鑛山局長及地面所有者間ノ協議ニヨリ決定セラルヘシ、此ノ協議ニヨルモ補償金額ニ關シ全員ノ意見一致ニ到ラサル時ハ全問題

比律賓鑛業法

ハ探鑛者又ハ其委囑者カ之ヲ該鑛地所在ノ州ノ初審裁判所ニ提訴シテ裁判ニヨリ決定スヘシ但シ探鑛者又ハ其委囑者ハ鑛山局長又ハ裁判所トノ合意ニヨリ該探鑛ノ爲メ生スヘキ損害ノ補償ニ妥當ト認メラレタル金額ヲ裁判所ニ供託スルトキハ該補償金額ノ最後的判決アルマテ前記ノ許可書ナクトモ該鑛區ノ登記設定ヲナスコトヲ得、斯ノ如キ場合探鑛者又ハ其委囑者ハ其申請ノ日ヨリ他ノ總テノ者ニ對シ優先權ヲ有ス

裁判所ハ探鑛ニヨリ生スルコトアルヘキ損害ト補償額ヲ決定スル外、探鑛者カ發見鑛物ニ對スル鑛區ヲ設定シ採掘ヲナサントスル場合其ノ鑛物ノ發見セラレタル土地ノ價格及鑛業ノ目的ヲ以テ占有又ハ利用スル際ノ借地料ヲ最終判決ニ於テ宣告スルヲ要ス

第二十八條　左ニ掲クル土地又ハ場所ニ於ケル探鑛ヲ許サス

（イ）　布告ヲ以テ鑛區設定ヲ禁止セラレタル鑛物保有地内

（ロ）　特許ニヨリ鑛區權設定範圍内ニアル土地

（ハ）　本法施行前ニ鑛物カ發見セラレ其權利カ發見者又ハ其ノ權利繼承者ニ依リ主張セラルル土地

（ニ）　本法規定ニ依リ他ノ探鑛人ニ依リ鑛業租借ノ爲メ鑛區設定セラレタル土地

（ホ）　建物、墓地、橋梁、道路、鐵道、貯水地、堰堤其ノ他公用又ハ私用ノ工作物ノ附近又ハ其ノ地下

本法ニヨリ公布セラルヘキ規則ハ本條ニ照ラシ各種ノ制限ヲ定ムルヲ要ス

第五章　鑛床ノ發見及設定

第二十九條　鑛區設定權ハ總テノ場合其鑛區内ニ鑛物ノ發見セラルルコトヲ基礎トス

第三十條　ソノ深淺ハ問ハス元來岩石ヲ形成セル場所又ハ鑛脈ニ於テ鑛物發見セラレタルトキハ鑛脈鑛區設定ヲナスニ有効ナル發見アリタルモノト見做ス

其ノ量ノ多少ヲ問ハス粗石、碎屑石、破岩、漂石、碎岩層又ハ鑛床狀ヲナセル鑛物又ハ前述セル以外ノ形態ニ於テ鑛物カ發見セラレタルトキハ砂鑛床鑛區設定ニ關シ有効ナル發見アリタルモノトス

第三十一條　鑛脈鑛區トハ法律ノ規定ニ從ヒ鑛區設定セラレタル岩脈、鑛脈、岩床、レンズ形鑛脈、鑛塊ヲ埋藏スル鑛區ヲ謂フ

砂鑛床鑛區ハ鑛脈鑛區中ニ含マレス

第三十二條　鑛區ニ就キ論議アルトキハ其地ヲ最初ニ發見シ爾後引續キ之ヲ占有且採鑛シツツアルコトヲ以テ其ノ租借權ヲ決定スヘシ但シ設定權ノ有効ナルコト及登錄ニ關スル如何ナル質問ニモ應シ且ツ占有者ハ總テ法律ノ規定ニ從ヒ之ヲ保有シタルコトヲ要ス

但シ憲法施行ノ前後ヲ問ハス本法ノ施行前ニ事實上鑛物ノ發見アリタルトキハ之ヲ有効ナル發見ト見做シ該發見者ハ發見鑛物ノ埋藏セラルル鑛區ノ設定及租借ニ關シ優先權ヲ有ス、但シ此ノ場合モ本法ノ規定ニ準據スヘキモノトス

第三十三條　鑛物ヲ發見シタルトキハ速ニ又可及的迅速ニ（但シ發見ノ日ヨリ三十日以内ニ）發見者又ハ鑛區設定者ハ本法ノ規定ニ從ヒ鑛物ノ發見セラレタル土地ニ鑛區ヲ設定スルコトヲ得若シ右期間内ニ鑛區設定セラレサルトキハ該地ノ鑛區設定權ハ拋棄セラレタルモノト看做ス

第三十四條　鑛區設定者ハ本條以下定ムル所ニ從ヒ鑛區設定行爲完了後六十日以内ニ權利ノ所在スル州又ハ郡ノ鑛業登錄簿ニ之ヲ登錄スヘシ

規定期間内ニ登錄セラレサル鑛區ハ之ヲ拋棄シタルモノト看做ス

第三十五條　本法ノ規定ニ從ヒ鑛區設定ニ依リ取得シ得ヘキ鑛區最大限度面積左ノ如シ

第一類

（イ）　鑛脈鑛床ニ存スル金屬及金屬鑛石ハ個人、法人ナラサル社團、匿名組合、株式會社又ハ法人ニハ九ヘクタール

（ロ）　砂鑛床ニ存スル金屬及金屬鑛石ハ個人ニハ八ヘクタール、法人、匿名組合、株式會社ニハ六十四ヘクタールヲ限度トス

但シ法人ニ非サル社團ニ在リテハ社員一名ニ付キ八ヘクタールヲ限度トシ且社團全體ニ付キ六十四ヘクタールヲ超ユルコトヲ得ス

第二類

寶石ヲ含有スル鑛脈又ハ砂鑛床ハ總テノ適法ナル鑛區設定者又ハ申請者ニ對シテハ四ヘクタールヲ超ユルコトヲ得ス

第四類

鹽類泉及鑛泉ハ總テノ適法ナル鑛區設定者又ハ申請者ニ對シテハ四ヘクタールヲ超ユルコトヲ得ス

第五類

（イ）　砂鑛床内ノ建築用石材、粘土、肥料其ノ他非金屬鑛物ハ個人ニハ八ヘクタール以内法人匿名組合及株式會社ニハ六十四ヘクタール以内トス

但シ社人ニ非サル社團ニ在リテハ右社員一名ニ付キ八ヘクタールヲ限度トシ且社團全體ニ付キ六十四ヘクタールヲ超ユルコトヲ得ス

（ロ）　鑛脈ニ存スル非金屬鑛物ハ個人、匿名組合、株式會社又ハ法人ニ對シ九ヘクタール以内トス

第三十六條　第三類ノ鑛地又ハ燃料鑛物ヲ埋藏スル土地ノ處分ハ公有タルト私有タルトヲ問ハス法律二七一九號及同法改正法タル「比島ニ於ケル炭田ノ租借及開發ニ關スル法律」及「同法施行規則」並ニ法律第二九三二號及同法改正法タル「比島ニ於ケル石油其他ノ鑛油及瓦斯ヲ埋藏スル土地ノ探鑛、鑛區

設定及租借ニ關スル法律」及同法施行規則ニヨル　但シ斯カル石炭又ハ石油地ノ許可、免許、租借、コンセツシヨンハ法定年齡ニ達シタル比律賓市民又ハ比律賓ノ法律ニ基キ組織設立セラレタル會社ニ對シテノミ之ヲ許可ス

但シ法律第二七一九號及同修正第二九三二號ニ反對ノ規定アルニモ拘ラス右會社ノ資本ノ六〇%ハ常ニ比律賓市民ニ依リ所有又ハ保有セラルルヲ要ス

斯ル石炭並ニ石油、他ノ鑛油及瓦斯ヲ埋藏スル土地ノ探掘、開發又ハ利用ニ關スル免許、コンセツシヨン及租借ノ期間ハ二十五年ヲ超ユルコトヲ得ス但シ更ニ二十五年ヲ超エサル範圍ニ於テ之ヲ更新スルコトヲ得

第三十七條　第一、第三、第四及第五類ノ鑛地ニ關シテハ鑛區設定者、申請者又ハ租借人ハ自己ノ名義ニヨルト他ノ個人、社團、會社、株式會社ノ名義ニヨルトヲ問ハス同一鑛脈ニ付キ三個以上ノ隣接セル鑛區ヲ保有又ハ租借シ又ハ同一砂鑛床鑛區ニ就キ個人ニアリテハ三個以上ノ隣接セル砂鑛床鑛區ヲ、會社、社團、株式會社、合資會社ニアリテハ三個以上ノ砂鑛床鑛區ヲ保有又ハ租借スルコトヲ得ス

第三十八條　第一、第二、第四、第五類ノ鑛區ハ鑛床カ鑛脈又ハ砂鑛床ノ何レカノ形ニ於テ發見セラルル所ニ從ヒ鑛脈鑛區又ハ砂鑛床鑛區トシテ設定スルコトヲ得但シ其土地カ其中ニ發見セラルル鑛床ノ性質ニ依リ鑛脈又ハ砂鑛床トシテ鑛區設定スルトキハ兩者ノ內何レカ優先的ニ手續ヲナシタルモノヲ有効トス、但シ砂鑛床鑛區設定カ最初ニナサレタル場合ニハ該設定者ハソノ砂鑛床境界內ニ發見セラルル鑛脈鑛床ノ採掘權ヲ確保スル爲メ其後更ニ鑛脈鑛區ノ設定ヲナスヲ要ス

右ノ場合鑛區設定者又ハ其ノ權利繼承者ハ鑛區設定ヲカシ又ハ租借ヲ認メラレタル部類ノ總テノ鑛物ニシテ其鑛區內ニアルモノニ對シ權利ヲ有ス、但シ該權利ハ地表鑛區境界線ノ直下ヲ限度トシ其境界外ニ於ケル採鑛權ヲ有セス

其他ノ類ニ屬スル鑛床カ自己ノ鑛區內ニ發見サレタル時ハ該鑛區ノ保有者又ハ租借人ハ右鑛床ノ設定及租借ニ關シ優先權ヲ有ス

第三十九條　本法ニヨリ鑛區設定ノ資格アル者カ鑛脈鑛區ヲ設定セントスルトキハ其有資格者カ一人タルト數人タルトヲ問ハス次ノ方法及條件ニヨリナスヲ要ス

複鑛脈鑛區設定ノ資格アル者カ鑛脈鑛區ヲ設定セント欲スルトキハ本法ノ定ムル規定ニ從ヒ之ヲ登記シ且ツ其地區ヲ長サ三〇〇米幅三〇〇米以內ノ出來得ル限リ矩形ニ區劃スルヲ要ス即チ既ニ測量濟ノ鑛區ノ境界線カ兩鑛區ニ共通ナル場合ヲ除キ總テノ角ハ直角タルヘシ但シ其境界線ハ必スシモ子午線ニ從フヲ要セス、鑛區ノ面積測量ニ當リテハ地表ノ起伏如何ニ拘ラス水平ニ測量スルヲ要ス

第四十條　鑛脈鑛區ハ鑛脈ノ線又ハ方向ニ可及的接近シテ設置ル

ダル二本ノ標柱ヲ以テ之ヲ表示スヘシ而シテ該標柱ハ第一號第二號ト番號ヲ附シ第一號ト第二號ノ標柱間ノ距離ハ三〇〇米ヲ超ユルヲ得ス第一號ト第二號ノ標柱間ノ線ハ鑛區設定線ト稱ス、第一號第二號ト番號ヲ附セル標柱ニハ鑛脈鑛區ノ名稱、鑛區設定者ノ氏名及鑛區設定ノ日附ヲ記シヘシ

第一號標柱ニハ前揭ノ『原柱』ノ外第二號標柱ノ大體ノ羅針方位及第一號標ヨリ第二號標柱ニ至ル線ノ左右ノ米數ヲ示スヘシ、即チ『原標柱第二號標柱ノ方向……第一號標柱ヨリ第二號標柱ニ至ル線ノ右……米、左……米』

第四十一條　鑛區設定セラレタルトキハ鑛區設定者ハ直ニ第一號第二號標柱間ノ線ヲ明瞭ニ識別シ得ルヤウ標識スヘシ、鑛區設定者ハ又鑛脈中鑛物ヲ發見シタル點ニ標柱ヲ立テ又其發見個所カ地下ナルトキハ其地點ノ垂直線上ノ地表ニ標柱ヲ立テ之ニ「發見標柱」ト記スヘシ

但シ該鑛區測量ノ際ハ測量者ハ鑛區ノ登錄簿、鑛區ノ設定及登錄ヲナセル際鑛區設定者カ作成セル鑛區設定申告書中ノ略圖及第一號、第二號標柱、同第一號標柱ニ記サレタル事項及原柱ヲ基礎トシテナスヲ要ス

土地ノ性狀又ハ形狀ニヨリ本法ニ定ムル所ノ鑛區設定線ヲ記シ得サル場合ニハ第一號、第二號標柱ヲ樹立スヘキ位置ニ可及的接近シテ標柱ヲ立テテ鑛區ヲ標識スヘシ、而シテ該標柱ニハソノ位置ヨリ該標柱ニ至ル距離及方向ヲ掲示シ、其距離及方向ハ鑛區設定申告書中ニ表示スルヲ要ス

第四十二條　本法第四十六條及第四十七條ノ規定ニヨル鑛區設定線上ニ第一號、第二號標柱ヲ立テ且兩標柱間ノ線ヲ記スコトノ外ニ鑛脈鑛區設定者ハ鑛區境界線ニ沿フ樹木ニ記號ヲ附スルカ又ハ直チニ識別シ得ル記號又ハ標識ヲ附スルヲ要シ、尙ホ本來ソノ位置ニアル樹木又ハ岩ニ標識ヲ附スルカ又ハ實行可能ナラハ標柱又ハ石ヲ地中ニ建テテ設定鑛區ノ四隅ノ各隅ヲ明確ニスヘシ、各隅ニハ鑛區名、鑛區設定者ノ氏名、鑛區設定ノ年月日及夫々ノ場合ニ應シ鑛脈鑛區ノ北東、南東、南西又ハ其他ノ隅ト云フカ如キ文字ヲ明記スヘシ、斯カル各隅ヲ標識スル爲メニ用フル標柱又ハ石ハ次ノ如キモノナルコトヲ要ス

標柱ヲ使用スルトキハ其直徑少クトモ十五糎又ハ兩側面各十二糎以上ニシテ長サ百四十糎以上ニシテ若シ可能ナラハ地中ニ四十糎埋メ直徑百二十五糎、高サ六十五糎ノ盛土又ハ石ヲ以テ圍繞セラルルヲ要ス、本來ソノ位置ニアル岩ヲ使用セシテ石ヲ使用スル場合ニハソノ石ハ各側面三十五糎長サ八十糎以上ニシテ地上ニソノ長サノ半以上ヲ露出スルヲ要ス、本來ソノ位置ニアル石又ハ岩ヲ使用スルトキハ其ノ石ニ十字標ヲ刻印スヘシ、而シテソノ十字ノ橫棒ノ長サハ少クトモ十二糎ニシテ中央ニ於テ略ホ直角ニ交叉シ刻印ノ深サハ二糎以上ナルヲ要シ、棒ノ交叉點ヲ以テ鑛區ノ隅ヲ構成スルモノトス

第四十三條　鑛脈鑛區ノ第一號標柱ヲ移動スルコトハ違法トス、但シ第一號標柱、第二號標柱間ノ距離カ三〇〇米ヲ超ユルトキハ測量人ハ第二號標柱ヲ鑛區設定線上第一號標柱ヨリ三〇〇米ノ距離ニ置ク爲メ第二號標柱ヲ移動スルコトヲ得

第一號標柱ト第二號標柱間ノ距離ガ三〇〇米ニ達セサルトキハ鑛區測量人ハ第二號標柱ヲ超エテ鑛區ヲ擴張スルコトヲ得ス

第四十四條　鑛區設定線ハ鑛區ノ一側面ノ方向ヲ定ム而シテ該鑛區ノ測量ハ本法ノ規定ニ從ヒナサルルヲ要ス

第四十五條　砂鑛床鑛區ハクリーク、河又ハ流レニ沿ヒ屈曲シタル不規則ナル地形タルコトヲ得但シ斯カルクリーク、河川又ハ流レノ河床ニ接セサル砂鑛床又ハ其岸ノ外ニ延長セル砂鑛床ニ就テハ可及的矩形ニ鑛區ヲ設定スルヲ要ス

第四十六條　砂鑛床鑛區設定者ハ其鑛區上ニ砂鑛床鑛區タルコトヲ表示セル鑛區名、各鑛區設定者ノ氏名、設定ノ年月日、鑛區各隅ノ數及鑛區ノヘクタール數等ヲ掲示スヘシ、鑛區設定者ハ又鑛區ノ各隅又ハ角ノ立木、本來ソノ位置ニアル岩ニ記號ヲ附スカ又ハ標柱、石、又ハ記念碑ヲ立テテ鑛區ノ境界ヲ明確ニスルヲ要ス

砂鑛床鑛區ノ隅又ハ角ヲ標識スル爲メ使用セラルル立木、本來ノ位置ニアル岩石、杭、石又ハ記念碑ハ右廻リノ方向ニ順次ニ第一隅、第二隅、第三隅等ト刻記サルルヲ要シ、且少クトモ砂鑛床鑛區ノ四隅角ニハ鑛區名、鑛區設定者ノ氏名及設定ノ年月日ヲ記スヘシ、砂鑛床鑛區ノ隅ヲ標識スルニ使用スヘキ標柱、石又ハ記念碑ノ直徑ハ鑛脈鑛區ノ隅又ハ角ヲ表示スルニ使用セラルル標柱、石又ハ記念碑ニ關スル本法第四十二條ノ規定ヲ適用ス

第四十七條　鑛脈鑛區又ハ砂鑛床鑛區ノ登錄ハ鑛區設定申告書ニコルヘシ申告書ニハ左ノ事項ヲ記載スルヲ要ス

鑛區名、鑛區設定者ノ氏名、鑛區設定ヲ爲シタル日、鑛區所在ノ島、州、郡、村及字ノ名稱及鑛脈鑛區ニ在リテハ第一號第二號標柱ニ記サレタル事項、砂鑛床鑛區内ニ立テタル揭示ノ字句ノ正確ナル寫、鑛脈鑛區又ハ砂鑛床鑛區ノ認定ニ必要ナル事項、標柱又ハ石塔ヲ立テタル鑛區ノ說明書ノ記載事項右說明書ニハ鑛區ノ各側面又ハ方向ノ長サ及大體ノ羅針方位ヲ示シ各隅ニ記シタルマークノ如何、而シテソノ立木、其ノ間ニ介在スル岩石、標柱又ハ石ノ何レニ依ルカヲ記述シソノ識別シ得ルマークヲ詳細ニ記述シ又特ニ目立ツ自然物又ハ永久記念物ニ對スル方向及距離ヲ以テ鑛區ノ位置ヲ可及的正確ニ記述スルコト

第四十八條　申請者又ハ其代理者ハ本法ニヨリ鑛脈鑛區又ハ砂鑛床鑛區ニ對スル合法的揭示カ該鑛區上ニ揭示サレアル事實、又鑛脈鑛區ニアリテハソノ鑛脈内ニ鑛物カ發見サレタル事實ヲ認識シ、又砂鑛床鑛區ニアリテハソノ有含セラレタル土地カ砂鑛床採掘ノ目的ニ價値アルモノナルコト及其申請シタル土地カ他ノ者ニヨリ採掘ノ目的ヲ以テ占有サレ居ラサル事實ヲ認識シテ記載シタル設定申告書ヲ添附スルニ非サレハ鑛脈鑛區又ハ砂鑛床鑛區ハ登錄スルコトヲ得ス

第四十九條　鑛區設定申告書ニ添ヘ設定者カ比律民市民ニシテ成年ニ達シタルコト而シテ鑛區設定者カ二名以上ナルトキハ其ノ各々カ右資格ヲ有スルコト又ハ比律賓法律ニ依リ組織設立セラレタル會社ノ場合ニハ少クトモ其ノ資本ノ六〇%カ比律賓市民ニ依リ所有セラルルモノナルコトノ證明書ヲ提出セサルトキハ鑛脈鑛區又ハ砂鑛床鑛區ヲ登錄スルコトヲ得ス

第五十條　鑛地ノ鑛區設定及租借ニ關スル本法規定ノ市民權及年齡ノ證明ハ個人ノ場合ニアリテハ自己ノ作製セル宣誓書ニヨリ、法人ニ非サル社團ニアリテハ其權限代理者カ知レル範圍ニ於テ作製シタル宣誓書ヲ以テシ、又比律賓ノ法律ニ從ヒ設立セラレタル法人ノ場合ニアリテハ資格ノ六〇%以上カ比律賓市民ニヨリ所有又ハ保有セラルル旨ヲ證明スル法人認許狀ノ謄本又ハ此ノ事實ヲ知レル權限アル法人代理者ニヨリ證明セラレタル宣誓書ニヨリテナスコトヲ得

第五十一條　本法ニ定ムル所ノ鑛脈鑛區設定申告書及之ニ添附スヘキ宣誓書ノ書式大要左ノ如シ（書式省略）

第五十二條　本法ニ定ムル所ノ砂鑛床鑛區設定申告書及之ニ添附スヘキ宣誓書ノ書式大要左ノ如シ（書式省略）

比律賓鑛業法

第五十三條　鑛業登錄官吏ハ登錄ノ爲メ提出セラレタル書類ニ其提出ノ年、月、日、時、分ヲ記入シ、登錄後ハ左ノ書式ニヨル證明ヲ裏書スヘシ（書式省略）

第五十四條　州ノ公正證書登記官ハ當該州ノ鑛業登錄官トシテ職務ヲ行使ス但シ必要アル場合ニ於テハ大統領ハ地方鑛業官吏又ハ鑛業登錄官ヲ任命シ、又ハ行政命令ヲ以テ公務ニ服スル官吏又ハ雇員ヲシテ地方鑛業官吏又ハ地方鑛業登錄官ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得、斯カル地方鑛業官吏又ハ鑛業登錄官ハ總テ其管掌職務ノ關スル限リ鑛山局長ノ指揮、監督及支配ニ服スヘキモノトス

第五十五條　農商務長官ハ鑛業地方ヲ設定スルコトヲ得、鑛業地方ノ境界ハ出來得ル限リ當該州ノ境界ト一致スルヲ要ス、但シ地方的事情カ之ヲ必要トスルトキハ二州若クハソレ以上ノ數ノ州若クハ其一部ヲ同一鑛業地方ニ包含スルコトヲ得

第五十六條　鑛業登錄官ハ鑛區設定申告書、宣誓書、代理委任狀鑛區ノ所有權、ソノ他之ニ關スル權利、權原又ハ權益ニ關シ又ハ之ニ影響ヲ與フル證據書類ハ總テ其ノ登錄ノ爲メ提出セラレタル順序ニ從ヒ登錄スヘシ、右登錄アリタル後ハ前揭ノ證據書類ハ全世界ノ總テノ者ニ對シ對抗シ得ルモノトナル

第五十七條　本法ノ規定ニ基キ鑛區設定ヲ爲シタル者又ハ其ノ繼承者若ハ讓受人カ最初ノ鑛區設定ノ揭示又ハ鑛區設定申告書ニ缺陷又ハ誤謬アルコト若ハ登錄前ニ法規ニ違反スルトコロ

● アルコトヲ發見シ又ハ鑛區ノ境界ヲ變更シテ最初ニ爲サレタル鑛區設定及登錄ニ含マレサル土地ヲ新ニ包含セシメ且鑛區設定及鑛區設定申告書ヲ右ノ如ク追完セント欲スルトキハ鑛區設定者又ハ其ノ繼承者若ハ讓受人ハ本法ノ規定ニ從ヒ鑛區ノ所在スル州又ハ地方ノ鑛業登錄官ニ鑛區變更申告書ヲ提出スルコトヲ得、但シ鑛區變更申告書カ登錄申告ノ日ニ於テ他人ノ既得權ヲ侵害セス又右鑛區變更申告ノ提出前ニ於テ政府ニヨリ右關係鑛區ニツキ租借權設定ノ許可ナカリシコトヲ必要トス

前記鑛區變更申告書ハ左ノ書式ニテ宣誓書ヲ添附スルヲ要ス

（鑛區變更申告書省略）

第五十八條　登錄ノ爲メ提出セラレタル鑛區設定申告書若クハ鑛區變更申告書及之ニ添附スル宣誓書、代理委任狀、鑛區ノ所有權、其他ノ權利ニ關スル又ハ之ニ影響ヲ及ホス證書又ハ書類各一通ニツキ比律賓貨三比ノ手數料ヲ州收入官吏又ハ納付金受領ノ權限アル鑛業登錄官ニ納付スルヲ要ス、右州收入官吏又ハ納付金受領ノ權限アル鑛業登錄官ノ發行セル受領證ノ提出アリタルトキハ鑛業登錄官ハ該申告書、宣誓書、代理委任狀、證書、證類ヲ登錄スヘシ、但シ本法定ムル所ノ鑛區設定者又ハ其代理者ノ宣誓書ヲ提出シ且規定ノ手數料ヲ納付スルヲ要ス

右手數料ハ之ヲ受領スル官吏ノ別會計トシテ計算シ次ノ條項

ニ從ヒ夫々ノ場合ニ應シ所轄州又ハ郡ノ貸方勘定ニ供託スヘシ

第五十九條　前條ニヨリ徵收シタル手數料ノ五〇%ハ該所轄州ノ收入トシ、同シク五〇%ハ鑛區所在郡ノ收入トス、特許市ニアリテハ該關係ノ市ノ收入トス

第六十條　鑛區ノ原設定者又ハ其權利繼承者カ鑛區ヲ拋棄シ又ハ本法ノ規定ニ依リ鑛區ニ關スル權利ヲ失ヒタル場合ノ外他ノ者ニヨリ其ノ鑛區ノ全部又ハ一部ニ法律上有效ナル鑛區設定セラルルコトナシ

第六十一條　鑛區ニ關シ論爭疑義生シタルトキハ鑛山局長ニ之カ裁決ヲ申請スルコトヲ得、但シ右裁決ニ對スル上訴ハ申請ノ日ヨリ九十日以內ニ農商務長官ニナスコトヲ得、尙ホ當事者ノ何レカカ鑛山局長又ハ農商務長官ノ裁決ニ不服アル時ハ該裁決ノ通知アリタル後九十日以內ニ管轄裁判所ニ訴ヲ提起スルコトヲ得、但右期間內ニ訴ノ提起ナキ時ハ該裁決ハ關係當事者ニ對シ最終的效力ヲ有ス

第六十二條　有效ナル鑛區設定ヲ爲シタル有資格者其繼承者又ハ讓受人ハ鑛業登錄所ニ之ヲ登錄シタル日ヨリ試掘及占有ノ權利ヲ有ス、但シ本法ノ規定ニ從ヒ租借權ノ許與アルマテハ營利ノ目的ヲ以テ該鑛區ヨリ鑛物ヲ採掘又ハ採鑛ヲナスコトヲ得ス

該設定鑛區ノ租借申請アリタル場合ニ於テハ同申請ニ對シ最終的決定カ行ハルル迄申請ノ事實ソノモノニ依リ試掘及占有ノ權利期間ヲ延期スルコトヲ得

第六十三條　設定鑛區ニ對スル租借權許與セラルル以前ニ於テハ鑛區保有者ハ何時ニテモ文書ヲ以テ鑛業登錄官ニ該鑛區設定放棄ノ意思ヲ通告スルコトニヨリ右權利ヲ放棄スルコトヲ得而シテ該通告登錄ノ日ヨリ右鑛區ニ關スル總テノ權利ハ消滅ス

第六章　鑛地ノ測量及租借

第六十四條　鑛山局長ハ本法ノ規定ニヨリ必要ナル目的ノ爲鑛區測量ノ目的ヲ以テ有資格鑛地測量人又ハ代理測量人ヲ指名スルコトヲ得、又鑛山局長ハ適法有資格代理測量人ノ保證金ヲ定メ且比律賓ニ於ケル鑛地ノ測量ノ實施及檢證ニ關シ必要ナル規則ヲ發布スル權能ヲ有ス

鑛區ノ公式測量ニ關スル申請ハ總テ鑛山局長ニ提出シ該測量ニ要スル費用ハ申請者ノ負擔トス

申請者ハ最モ妥當ナル料金ヲ以テ測量ヲ行ハシムル爲測量代理人雇傭ノ自由ヲ有ス

第六十五條　公式測量ニ際シテハ鑛區ノ各隅ハコンクリートノ標柱、鐵管又ハ別ニ定ムル所ノ規則ニヨル他ノ永久的性質ノ物質ヲ以テ標識スルヲ要ス

第六十六條　總テ測量圖ハ別ニ定ムル規則ニ規定セラレタル正確ノ限度ニ於テ天球子午線ヲ引クヲ要ス、尙ホ隣接スル各隅ノ

間ノ方位及距離ハ調整資料ニヨリ計算セラレタル技術的調整ヲ行ヒタル後之ヲ採用シ承認セラルルヲ要ス

第六十七條　本法ニヨリ鑛區設定ヲ承認セラレタル者本法ノ條項ニ從ヒ採鑛ノ目的ヲ以テ一地區ニ鑛區設定ヲナシタル場合鑛山局長ニ對シ宣誓ノ上鑛區租借ノ申請書ヲ提出スルコトヲ得申請書ニ記セル鑛區ノ圖面及技術的說明書ハ申請書ト共ニ添附スルカ又ハ本法ノ規定ニ依リ之ヲ鑛山局長ヨリ受領後直ニ提出スヘシ私有地ニ設立セル鑛區ヲ租借セントスル場合ニハ其土地ノ所有者ノ文書ニヨル證明ヲ添附スルヲ要ス、但シ右土地所有者カ證明書ノ交附ヲ拒絕シタル場合ニ於テハ申請者カ土地ノ評價額及損害補償金トシテ決定セル金額ヲ裁判所ニ供託シ又ハ裁判所ニ依リ本法第二十七條ニ定ムル貸借料ノ納付ヲ保證スルニ足ルト認メラレタル保證金ヲ裁判所ニ提出シタルトキハ裁判所ハ申請者ニ對シ該證明書ヲ交付スヘシ

申請者カ本法第二十七條ニ規定スル訴訟ヲ提出セサルトキハ裁判所ハ土地ノ評價額及損害ヨリ生スル賠償金又ハ適當ナル租借料ヲ決定シ本條ニ揭クル同意書ヲ交付スヘシ

第六十八條　設定鑛區ニ對スル租借申請ハ該鑛區ヲ鑛業登錄官ノ官署ニ登錄シタル日ヨリ二年以內又ハ本法裁可ノ日ヨリ二年以內ニ提出スルヲ要ス、右期間內ニ申請書ノ提出ナキトキハ該鑛區ヲ放棄シタルモノト看做シ該鑛區內ニ包含サルル土地ハ鑛區設定ノ行ハレサリシ場合ト同樣一般ニヨル鑛區ノ再設

定ヲナサシムヘシ但シ該鑛區租借申請ノ提出ヲ怠リシ鑛區設定者又ハ其ノ相續人若ハ讓受人ハ直接タルト間接タルトヲ問ハス該鑛區内ノ土地ノ全部又ハ一部ニ就キ鑛區再設定ヲナスヲ得ス

第六十九條　一ノ申請書又一ノ租借申請書ニ對シ一個又ハソレ以上ノ數ノ鑛區ノ租借ヲ許可スルコトヲ得、但シ二個以上ノ鑛區カ一ノ租借ニ包含セラルル爲メニハ此等ノ鑛區ハ互ニ相隣接シ且同一人ニ依リ保有セラルルコトヲ要ス

(一)租借ニ包含セラルル鑛區ノ總面積又ハ數人ナルトキハ其ノ全名稱及(イ)社圓又ハ法人タル證明書、規約、定款又ハ内規ノ謄本(ロ)株主及共同出資會員ノ名簿、個人申請者ニアリテハ上記事項ノ外其ノ所有株數及拂込額(ハ)取締役及役員ノ名簿其ノ住所及事務所ノ所在地(ニ)株主又ハ會員中ニ外國人アルトキハ其各人ノ所有スル株ノ總額

(二)申請ハ申請者自身ノ爲メ爲サレルモノニテ直接タルト間接タルトヲ問ハス法律上鑛業租借權取得ノ資格ナキ他ノ自然人又ハ一ノ州又ハ一地方ニ於テ或ハ同一ノ鑛脈又ハ砂鑛床ニ就キ一個人又ハ一會社又ハ一社圓カ保有又ハ租借シ得ヘキ鑛區ノ最大限度ノ面積又ハ最大限度數ヲ超ユルコトヲ得ス

第七十條　鑛業租借申請書ハ總テ宣誓ノ上左ニ掲クル事項ヲ記載シ鑛山局長宛提出スヘシ

(一)申請者ノ氏名郵便名宛、申請者カ個人ナルトキハ其ノ氏名(氏ハ父系及母系ノ兩者ヲ記スコト)出生地、年齡、市民權及採掘ニ充當セントスル資本額、申請者カ社圓又ハ法人ノ爲メ爲サルルモノニ非サルコト

第七十一條　申請書記載事項又ハ之カ補足ノ爲記載セラレタル事項ハ該申請ニヨリ許可セラルヘキ租借ノ條件ニシテ且其ノ必要事項ト看做サルヘシ故ニ申請者カ右事項ニ關シ虚僞ノ記載ヲ爲シ又ハ其ノ記載ノ内容ヲ變更シ又ハ之ニ重大ナル影響ヲ與フル如キ事項ノ記載ヲ怠リタルトキハ許可シタル租借ヲ取消スモノトス

第七十二條　本法ニ從ヒ適法ニ作成セラレタル申請書受理シタルトキハ鑛山局長ハ官報及二個ノ新聞ニ毎週一回三週間連續シテ斯カル申請カナサレタル旨ヲ公告スヘシ、右二個ノ新聞中一ハマニラニ發行セラルル英語又ハ西班牙語ノ新聞ニシテ他ハ該鑛區ノ設定セラレタル州又ハ郡ニ發行セラルル新聞アル場合ニハ該新聞ニ若シナキ場合ニハ最寄ノ州又ハ郡ニ發行セラルル新聞タルヲ要ス、第一回ノ公告ハ若シ申請書ニ該鑛區ノ公式圖面及技術的說明書添附セラレタル場合ニハ該租借申請後三十日以内ニ、又若シ公式圖面及技術的說明書ノ提出前ニ申請書ノ提出セラレタル場合ニハ右公式圖面及技術的說明書提出ノ日ヨリ三十日以内ニ掲載セラルルヲ要ス、

鑛山局長ハ又前項ニ定メタルト同期間中鑛山局ノ掲示板ニ同一ノ公告ヲ掲示セシムヘシ、申請者ハ又同期間鑛區又ハ申請

中ノ鑛區圖面ノ寫ト租借申請ノ公告ヲ該圖面ニ含マルル土地ノ見易キ場所ニ、又若シ鑛區所在州ノ州建物ニ掲示場アラハソノ掲示板ニ、又鑛山登錄官署又ハ設定鑛區ト同一州又ハ地方ノ地方鑛業官駐在所ニ之ヲ掲示シ、且右掲示ヲ前記規定ノ場所ニ掲示シタル旨ヲ記セル二名以上ノ者ノ宣誓書ヲ鑛山局長ノ許ニ提出スヘシ

右廣告期間終了ト同時ニ申請者ハ右圖面及公告ヲ關係鑛區ノ見易キ場所及規定ノ場所ニ規定ノ期間掲示シタル旨ノ宣誓書ヲ鑛山局長ニ提出スヘシ、而シテ之ニ對シ鑛山局長宛テ反對ノ申出ナキトキハ反對的鑛區ノ設定ナキモノト見做シ爾後第三者ヨリ租借許可ニ對スル異議ハ一切受理セラレサルヘシ、而シテ申請者又ハ其繼承者又ハ讓受人カ比律賓政府又ハ其支廳又ハ下級官廳ニ本法規定ノ金額ヲ全納シタルトキハ農商務長官ハ四十五日以内ニ右租借權ヲ許與スヘシ

第七十三條　租借許可ニ異議アル者ハ公告期間中何時ナリト雖モ宣誓ノ上反對鑛區主張書ヲ鑛山局長宛テ提出スルコトヲ得反對鑛區主張書ニハ反對鑛區ノ性質、境界及範圍ノ詳細ヲ記シ反對鑛區ノ基礎タルヘキ總テノ圖面書類及契約書ヲ添附スヘシ反對鑛區主張書ノ提出アリタルトキハ管轄裁判所ニ於テ爭カ解決セラレ又ハ反對鑛區ノ主張カ撤回セラルルニ到ルマテ租借申請ノ公告ノ掲示及之ニ關シ本法ニ規定セル宣誓書ノ作成及受理ノ外一切ノ手續ヲ停止スヘシ反對鑛區主張者ハ異議申立書ノ提出後四十五日以内ニ管轄裁判所ニ於テ爭議解決ノ訴訟ヲ開始シ且最終判決アルマテ勤勉ヨク之ヲ繼續スル義務ヲ有スト然ラサルトキハ反對鑛區ノ主張ハ撤回セラルルモノト看做ス

最終判決アリタル後係爭中ノ鑛區ノ全部又ハ一部ノ租借權ヲ認メラレタル者ハ別ニ公告ヲ爲サスシテ鑛山局長ニ對シ規定手數料納付ノ上右判決ノ寫、必要ナル說明書ヲ提出スルコトヲ得然ルトキ鑛山局長ハ裁判所ノ判決ニ依リ權利ヲ認メラレタル該申請者ノ鑛區ノ全部又ハ一部ノ租借權ヲ附與スルコトヲ得

裁判所ノ判決ニ依リ數人ノ當事者カ申請鑛區ノ各異ナル部分ニ就キ租借權ヲ認メラレタル場合ニ於テ各當事者カ租借ヲ申請シタルトキハ裁判所ノ判決ニ從ヒ租借權ハ各ノ權利ニ應シテ之ヲ賦與ス本章ニ依リ提起セラレタル訴訟ニ於テ何レノ當事者モ係爭鑛區ニ對スル租借權ヲ確定シ能ハサルトキハ裁判所ハ其ノ旨判決シ之ヲ記錄スヘシ斯カル判決アリタル場合該裁判所ノ書記ハ該判決書ノ寫ヲ鑛山局長ニ提出スルヲ要スル然ルトキハ鑛山局長ハ該租借申請ニ關スル手續ヲ停止シ申請ヲ契却下スヘシ

第七十四條　本法ノ規定ニ依ル租借期間ハ租借契約調印ノ日ヨリ二十五年ヲ超ユルコトヲ得ス、但シ法令ノ定ムル所ニ從ヒ更ニ二十五年ヲ限リ契約ヲ更新スルコトヲ得但シ租借期間ノ總

計ハ五十ケ年ヲ超ユルコトヲ得ス

租借契約ニハ租借期間中不可抗力又ハ其ノ他ノ事由ニ依リ租借地ニ於ケル有利ナル採鑛作業ノ繼續不可能ナルトキハ何時ト雖モ租借契約ヲ取消シ租借權ヲ拋棄シ得ヘキ旨ヲ定ムルコトヲ要ス

租借權又ハ之カ更新ハ豫メ農商務長官ノ許可アルニ非サレハ之ヲ讓渡又ハ轉貸スルコトヲ得ス、而シテソノ讓渡又ハ轉貸ハ本法ノ規定ニ依リ鑛區設定者、保有者又ハ租借人タル資格ヲ有スル個人又ハ會社ニノミ之ヲ許可ス

第七十五條　私有地ニ設定セラレタル鑛區ノ租借ハ之ヲ許可スルコトヲ得但シ本法ニ依リ私有地ヲ探鑛、占有、使用又ハ租借センントスル者ハ本法ノ規定ニ從ヒ土地所有者ニ對シ補償金ヲ支拂フコトヲ要ス

第七十六條　憲法第十二章ノ規定ニ基ツキ本法ニヨリ個人社團又ハ會社カ同一州内ニ於テ租借シ得ル最大限度ノ面積ハ左ノ如シ

(イ)　金屬又ハ金屬含有鑛物ヲ含ム第一類ノ土地

鑛脈鑛床中ニ金屬ヲ含ム土地ニ於テハ

個人、社團、匿名組合、株式會社又ハ法人ニ在リテハ四〇〇〇ヘクタール以内

砂鑛床中ニ鑛物ヲ含ム土地ニ於テハ

個人ニ在リテハ四〇〇ヘクタール以内、法人、社團、匿名組合、株式會社ニ在リテハ二〇〇ヘクタール以内

(ロ)　寶石ヲ含ム第二類ノ土地

個人ニ在リテハ四〇ヘクタール以内、法人、社團、匿名組合、株式會社ニ在リテハ三二〇ヘクタール以内

(ハ)　鹽性物又ハ鑛泉ヲ含ム第四類ノ土地

個人ニ在リテハ二四ヘクタール以内、法人、社團、匿名組合、株式會社ニ在リテハ一九二ヘクタール以内

(ニ)　定着岩石間ニ介在スル建築用石材、粘土、肥料及其他ノ非金屬ヲ含ム第五類ノ土地

鑛脈鑛床中ニ鑛物ヲ含有スル土地

個人、社團、匿名組合、株式會社又ハ法人ニ在リテハ四五〇ヘクタール以内但シ如何ナル場合ト雖モ一租借人ノ租借シ得ヘキ鑛脈鑛區ハ全比律賓ヲ通シ二五〇ヲ超ユルコトヲ得ス

砂鑛床中ニ鑛物ヲ含有スル土地

個人ニ在リテハ四五〇ヘクタール以内、社團、匿名組合、株式會社、又ハ法人ニ在リテハ三、二〇〇ヘクタール以内

第七十七條　租借人ハ本法ノ規定竝ニ本法ノ規定ニ基キ鑛山局長カ農商務長官ノ認可ヲ經テ發布シタル鑛山警察及衛生、地役權、排水、廢石又ハ廢棄物ノ處分、水利權、通行權、政府ノ測量及檢査權、其他經濟的利用ノ爲必要ナル措置ニ關スル規則及細則竝ニ租借地ニ於ケル採鑛作業中相當ナル勤勉、熟練及注意ノ實行ヲ保證セシムルコトヲ目的トスル規則ニ從フヘキ旨ノ條項ヲ本法ニヨリ許可セラレタル租借契約書ニ記載スルコトヲ要ス

第七十八條　本法ニヨリ許可セラレタル租借ハ總テ租借人其ノ繼承人又ハ讓受人ニ對シ租借鑛區ノ境界内ニ於テ地表境界線ヲ直下ニ許可セラレタル鑛物ヲ採掘シ之ヲ自己ノ利益ノ爲ニ利用シ且租借契約書ニ記載セラレタル目的ノ爲メ租借地ヲ使用スル權利ヲ許與セラレタルモノト解釋スヘシ租借カ砂鑛床鑛區ヲ包含スル場合ニハ租借人ハ其ノ砂鑛床鑛區境界内ニ在ル如何ナル鑛脈鑛床ヨリモ鑛物ヲ採掘スルコトヲ得サルモ斯カル鑛床ノ鑛區設定及租借ニ就テハ優先權ヲ有ス

租借地ニ於テ他ノ部類ニ屬スル鑛物發見セラレタル場合ニ於テ租借人ハ既ニ該部類ノ鑛物ニツキ許可セラレタルト同樣ノ特權ヲ有ス但シ租借人ハ先ツ本法ノ規定ニヨルヲ要ス

本法ニヨリ許與セラレタル鑛區設定、占有、使用又ハ租借ニ對シ政府ハ同地又ハ他ノ鑛地ノ作業ニ必要ナル場合同地ノ地表、地上、地下等ヲ通シテ地役權ノ許可又ハ使用ノ權利ヲ留保ス、又農商務長官ハ本法ニヨリ租借ヲ許可スルニ當リ現行法ニ從ヒ該租借地内ニ包含セラルル土地ノ地表ヲ租借、拂下又ハ其他ノ方法ニヨリ處分スル權利ヲ留保スルコトヲ得但シ租借人カ右租借地ヨリ鑛物ヲ採掘又ハ摘出スルカ或ハ鑛石採

出ニ同地ノ使用ヲ必要トセサルトキニ限ル、農商務長官ハ租借期間中本條ニ依リ留保セラレタル地役權ニ對スル許可證ヲ交付シ租借ニヨリカヴアーサルル土地又ハ撰鑛場、抗夫宿舍若ハ租借地又ハ他ノ鑛地ニ於ケル採掘作業及撰掘作業ニ供スヘキ工作物ノ建設及維持ノ爲必要ナル公有地ノ使用ノ許可證ヲ發行スル權能ヲ有ス

第七十九條　租借人ハ其ノ租借地鑛物ヲ探査、開發、採掘及處分スル權利ニ對シ國内收稅官ヲ通シテ法律ニヨリ規定セラレタル租借料、鑛產稅及地租ヲ政府ニ納付スヘシ租借料ハ租借許可ノ日ニ前金ニテ其ノ租借期間中每年同一期日ニ之ヲ納付スヘシ

鑛產稅ハ鑛山ヨリ產出シタル鑛物又ハ鑛產物ヲ出荷シタル日ヨリ六十日以内ニ之ヲ納付スヘシ地租ノ納付期日及方法ハ法令ニ依リ定メラレタル他ノ總テノ不動產稅ノ納付ノ期日及方法ニ準ス

鑛山ヨリ鑛物又ハ鑛產物ヲ搬出セントスルトキハ豫メ國内收稅官又ハ其ノ代理人ニ通知スヘシ

租借料、鑛產稅及地租ニ就テハ左ノ如ク定ム

(一)　租借料、本法ニ定ムル第一類、第二類、第四類及第五類ニ屬スル總テノ鑛地ニ對シ一ヘクタール又ハ其ノ端數每ニ一比

租借料價收額ノ五〇%ハ鑛區所在州ノ收入トシ他ノ五〇%ハ鑛區所在郡ノ收入トス但シ特許市ニ在リテハ全額ヲ市ノ收入

トス

(二)鑛產稅　本法ニ定ムル所ノ第一類、第二類、第四類及第五類ニ屬スル鑛地ヨリ採掘セラレタル鑛物及該地ヨリ產出シタル鑛產物ニ對シ其ノ總產出物ノ時價ノ一・五%ノ鑛產稅ヲ課ス但シ金山ニ在リテハ其ノ年總產出物ノ價額

五十萬比以下ナルトキハ	1½%
五十萬比乃至百萬比ナルトキハ	2%
百萬比乃至百五十萬比ナルトキハ	2½%
百五十萬比乃至二百萬比ナルトキハ	3%
二百萬比乃至二百五千萬比ナルトキハ	3⅜%
二百五十萬比乃至三百萬比ナルトキハ	3¾%
三百萬比乃至三百五十萬比ナルトキハ	4⅛%
三百五十萬比乃至四百萬比ナルトキハ	4½%
四百萬比乃至四百五千萬比ナルトキハ	4¾%
四百五十萬比乃至五百萬比ナルトキハ	5%
五百萬比乃至五百五十萬比ナルトキハ	5⅛%
五百五十萬比乃至六百萬比ナルトキハ	5¼%
六百萬比乃至六百五十萬比ナルトキハ	5⅜%
六百五十萬比以上ナルトキ八	5½%

ノ鑛產稅ヲ課ス

但シ本章ノ規定ニ依リ納付スヘキ金年產額ニ對スル鑛產稅ハ左ニ揭クル率ニ依リ之ヲ割引ス

(イ)　原鑛ヨリ噸當リ平均七比以上十比未滿ノ金ヲ產出スル鑛脈鑛山ニ在リテハ一五%

(ロ)　原鑛ヨリ一噸當リ平均七比未滿ノ金ヲ產出スル鑛脈鑛山ニ在リテハ二五%

原鑛ノ噸當リ平均價格ハ特定ノ鑛脈鑛山ノ年總產出物ノ價格(比)ヲ同年度中ニ選鑛シタル總噸數ヲ以テ除シタル商ヲ以テ決定ス

(ハ)　金ノ砂鑛床ニ在リテハ三五%

鑛山又ハ鑛地ノ「總產出額」トハ獨立ノ實體トシテ採鑛セラルル各鑛山又ハ鑛地ヨリ產出スル鑛物及鑛產物又ハ地金ノ實際ノ市價ヲ意味シ之ヨリ採鑛、選鑛、精鍊、輸送、取扱、市場販賣及其他ニ要スル費用ヲ控除セサルモノト解釋スヘシ一ブループヲ成ス隣接鑛區ヨリノ產出額ハ分割セサルヲ要ス

本條ニ定ムル所ノ鑛產稅ハ比律賓國庫一般會計ノ收入トシ法令第四〇五八號ニヨリ修正セラレタル改正行政法第一千五百三十四條ニ依リ其ノ賦課徵收セラルヘキ鑛產額ノ市價ニ對スル從價稅ニ代ルヘキモノトス

私有地ニ於テ採鑛ヲ行フ場合ノ租借契約ニヨル鑛山ノ產出物ノ價格ニ對スル鑛產稅ハ本法ニ依リ政府ニ納付スヘキ金額ヨリ其ノ五%ヲ割引キタルモノトシ右割引額ハ租借人ヨリ土地所有者ニ支拂フヘキモノトス

但シ右特權ハ鑛物發見セラレタル鑛地ニシテ既ニソノ上ニ鑛區設定セラレタル後ニ於テハ該土地ノ地上權ニ選擇特權ヲ獲ントスル如何ナル者ニモ許可スルヲ得ス

(三)地租　租借地ニ於ケル採鑛及選鑛作業ニ關シ使用セラルル機械類、機械、電氣及化學裝置、道具、器具ヲ除キ租借地ニ建設セラレタル總テノ建物及其他ノ工作物ニ對シ每年地租ヲ課スソノ稅率及課稅方法ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ他ノ地租ト同一ノ率及方法ニヨル

本條ノ規定ニヨリ徵收セラルル地租ハ其ノ五〇%ハ該土地所在州ノ收入トシ他ノ五〇%ハ土地所在郡ノ收入トス但シ特許市ニ在リテハ全額ヲ市ノ收入トス

本法ニヨリ許可セラレタル所ノ租借契約ニ於テハ租借料、鑛產稅及地租ハ現行法ノ規定ニ基ツキ納付セラルヘキ旨ヲ定ムルヲ要ス

第八十條　本法規定ノ年租借料又ハ鑛產稅ノ支拂ニ關シ督促後滯納九十日ニ及フトキハ其租借權ヲ喪失ス、而シテ其滯納鑛區ニ對シテハ曾テ鑛區設定ノ行ハレサリシ場合ト同樣本法ノ規定ニ基ツキ鑛區ノ設定及租借ノ資格アル他ノ者ヲシテ再鑛區設定又ハ租借セシムヘシ、但シ租借人又ハ其相續人、遺言執行人、管財人、讓受人又ハ法定代理人カ滯納後而シテ再鑛區設定前該年租借料及鑛產稅ヲ納付シ該鑛區ニ於テ作業ヲ再開始シタルトキハ此ノ限ニ在ラス、尙ホ租借鑛區ニ關シ前述ノ規定ニヨリ納付スヘキ租借料又ハ鑛產稅ヲ滯納シタル者ハ該鑛區ノ全部又ハ一部ニ就キ再鑛區設定ヲナスヲ得ス但シ本條ノ規定ハ政府カ滯納租借料鑛產稅又ハ地租ノ徵收ヲナスヲ妨クルコトナシ

第八十一條　本法ノ規定ニ依リ租借鑛區ヲ保有スル個人、組合又ハ會社ハ租借有效期間中各年第一類及第五類ノ一鑛區ニ在リテハ二百比總テノ鑛區ニ對シ每年行ハルヘキ作業ハ該鑛區ニ對スル租借ノ許可セラレタル日ノ後ノ最初ノ一月一日ヨリ開始シテ同年十二月三十一日以前若クハ十二月三十一目ニ終了スルヲ要ス、土地保有者カ本條規定ノ勞働力又ハ工作物ニ對スル每年定額使用ノ義務ヲ怠リタルトキハ租借權ヲ放棄シタルモノト見做シ該土地ハ他ノ者ニ再鑛區設定セシムルモノトス

第八十二條　鑛區又ハ一連ノ鑛區ノ開發ニ直接關係ヲ有スル租借鑛區保有者又ハ其讓受人ノ費ヤセル事實上ノ經費及鑛業用工作物ノ費用ハ評價價格計算中ニ算入スルヲ要ス

經費ノ算出ハ地表、又ハ鑛區若クハ一連ノ鑛區ノ開發ノ爲メノ隧道、導坑、橫斷坑道又ハ溝渠ニ支出シタル費用ヨリナスヲ得、建物、機械類又ハ道路等前記ノモノト其性質ヲ異ニスル工作物ハ右計算ヨリ除外スルヲ要ス、但シ斯カル工作物カ坑道、隧道、竪坑等ノ實際掘鑿ニ關係ヲ有シ、而シテ鑛區又ハ租借地ノ開發ヲ事實上便ナラシメ且ツ之カ實際的開發ニ必要ナルコト明示セラレタル場合ハ此ノ限リニ非ス、尙ホ鑛區

登錄ノ日ヨリ租借證發行ノ日ニ至ル期間内ニ若シ勞働力ノ使用又ハ工作物ノ建設ノ爲サレタルモノアルトキ、其租借權ヲ鑛區設定者、鑛區保有者又ハソノ權利繼承者カ取得シタル場合ニハ右ニ要シタル費用ハ本法ノ規定ニヨリ作業ヲ行フニ必要ト認メラレタル最初ノ期間又ハ其年度内ニ限リ該鑛區ニ於ケル評價價格計算中ニ算入スルコトヲ得

第八十三條　鑛區内ニ毎年所定ノ勞働力使用後、又ハ工作物建設後、但シ本法ニヨリ定メラレタル期限滿了後六十日以前ナラハ、何時タリトモ、租借人又ハ此事實ヲ知レル代理人ハ鑛區所在ノ州又ハ地方ノ鑛業登錄官ニ次ノ如キ宣誓書ヲ提出スヘシ（宣誓書省略）

所定期間内ニ宣誓書ノ登錄アリタルトキハ一應所定ノ勞働力ヲ使用シ又ハ所定ノ工作物ヲ設ケタル證左ト看做シ鑛山局長及比律賓ニ於ケル總テノ裁判所ハ之ヲ證據トシテ受理ス、宣誓書ノ記錄又ハ謄本ニ就キテモ亦同樣トス國内收稅官ハ租借鑛區ニ對スル租借料及該租借鑛區ヨリ採掘セラレタル鑛物若ハ鑛產物ニ對スル鑛產稅ヲ領收ノ日ヨリ六十日以内ニ鑛區ノ名稱、租借申請入帳番號、納付期日、官廳ノ領收書番號及右納付シタル個人又ハ會社ノ名稱ヲ右關係所轄鑛山登錄官及鑛山局長ニ通告スベシ右通告ヲ受ケタル鑛山登錄官ハ之ヲ登錄簿ニ記入シ且連續二十日間以上其ノ登錄所ノ揭示板ニ之ヲ揭示スルヲ要ス

第八十四條　租借人本法ノ規定、本法施行細則及規則又ハ租借契約ノ條項ヲ履行セサル場合ニ於テハ農商務長官ハ右租借權ヲ沒收又ハ取消スコトアルヘシ又必要アルトキハ管轄裁判所ニ於ケル適法ナル訴訟手續ニ依リ其ノ租借權ハ沒收又ハ取消スコトヲ得而シテ租借人ハ該租借ニ關シ未納ノ租借料及鑛產稅ヲ政府ニ納付スル義務ヲ有ス

第八十五條　前條ニ揭クル手續ニ依リ租借取消サレタルトキハ鑛山局長ハ沒收又ハ取消ノ日ヨリ三十日以内ニ鑛山局ノ揭示板及租借鑛區ノ所在スル州又ハ該地方ノ鑛山登錄官ノ官署内ニ之ヲ揭示スルコトヲ要ス、而シテ該鑛地ハ本法ノ規定ニ從ヒ再鑛區設定及租借セシムルモノトス

第八十六條　公有地内ノ占有セラレサル土地ニシテ有用鑛床ヲ埋藏スルヤ否ヤ不明ニテ探掘又ハ撰鑛ノ爲必要又ハ好都合ナルトキハ本法ニ依リ鑛區設定ノ資格ヲ認メラレタル者ハ九ヘクタールヲ超ヘサル範圍ニ於テ該土地ノ一部ニ鑛區設定ヲ爲スコトヲ得、斯カル鑛地ニ對シテハ鑛區設定者ハ租借料及地租ノ支拂ニ關シテハ本法ニ定ムル所ト同條件ノ下ニ同期間租借スルコトヲ得、但シ鑛區設定者又ハ該事實ヲ知レル其代理人カ鑛區ニヨリカヴアーセラルル土地カ特殊ノ鑛業又ハ鑛業目的ノ爲メ必要ナルカ好都合ニシテ且ツ其ノ設定鑛區内ニハ何等有要ナル鑛物埋藏ナキ旨ノ申立書ヲ作成シ之ニ宣誓書ヲ添附スルニ非レハ鑛區設定ヲ登錄スルヲ得ス

前記ノ租借許可セラレタル後該租借鑛區内ニ鑛脈發見セラレ右鑛區ヨリ鑛物カ採掘搬出及產出セラレタルトキハ鑛區ノ租借人ハ斯ル鑛產物ニ就キ本法ニ定ムル所ニ從ヒ同一ノ率及條件ノ鑛產稅ヲ政府ニ納付スヘシ

第八十七條　租借ニヨリカヴアーセラレサル總テノ鑛地ハ總テ改正行政法第十七章ニ規定スル所ト同一ノ率、期日及方法ニ依リ地租ヲ納付スルコトヲ要スルト共ニ同法同章ニ規定スル所ト同一ノ負擔ヲ負ヒ沒收ノ罰則ニ從フモノトス

第八十八條　租借ニヨリカヴアーセラレサル總テノ鑛地ヨリ採掘又ハ產出シタル鑛物又ハ鑛產物ニ對シテハ其ノ年產總額ノ時價ノ一・五%ノ從價稅ヲ課ス

但シ金山ニ在リテハ其ノ年總產額ノ價格カ

五十萬比ヲ超ニサルトキハ	1½%
五十萬比乃至百萬比ナルトキハ	2%
百萬比乃至百五十萬比ナルトキハ	2½%
百五十萬比乃至二百萬比ナルトキハ	3%
二百萬比乃至二百五十萬比ナルトキハ	3⅜%
二百五十萬比乃至三百萬比ナルトキハ	3¾%
三百萬比乃至三百五十萬比ナルトキハ	4⅛%
三百五十萬比乃至四百萬比ナルトキハ	4½%
四百萬比乃至四百五十萬比ナルトキハ	4¾%
四百五十萬比乃至五百萬比ナルトキハ	5%
五百萬比乃至五百五十萬比ナルトキハ	5⅛%
五百五十萬比乃至六百萬比ナルトキハ	5¼%
六百萬比乃至六百五十萬比ナルトキハ	5⅜%
六百五十萬比ヲ超ニルトキハ	5½%

ノ鑛產稅ヲ課ス但シ本條ノ規定ニ依リ納付スヘキ金ノ年產額ニ對スル鑛產稅ハ左ニ揭クル割引率ヲ許可ス

(一)　原鑛ヨリ噸當リ平均七比以上十比未滿ノ金ヲ產出スル鑛脈鑛山ニ在リテハ一五%　(二)　原鑛ヨリ噸當リ平均七比未滿ノ金ヲ產出スル鑛脈鑛山ニ在リテハ二五%

原鑛ノ噸當リ平均價格ハ特定ノ鑛山一年間ノ總產額（比）ヲ同年度中ニ選鑛シタル總噸數ヲ以テ除シタル商ヲ以テ決定ス

(三)　金ノ砂鑛床ニ在リテハ三五%

鑛山又ハ鑛地ノ「總產額」ナル語ハ獨立タル別個ノモノトシテ作業セラルル各鑛山又ハ鑛地ヨリ產出スル鑛物、鑛產物又ハ地金ノ實際ノ市價ヲ意味シ之ヨリ採鑛、選鑛、精鍊、輸送取扱、市場販賣又ハ其他ノ費用ヲ控除セサルモノト解釋スヘシ隣接セル一團ノ鑛區ヨリノ產出額ハ之ヲ分割スルコトヲ得ス

從價稅ハ鑛山ヨリ鑛物又ハ鑛產物ヲ積出シタル日ヨリ六十日以内ニ國内收稅官ヲ通シ比律賓政府ニ納付スヘシ但シ鑛山ヨリ鑛物又ハ鑛產物ヲ積出ス以前豫メ此ノ旨國内收稅官又ハ其ノ代理人ニ通知スヘシ、而シテ右指定期間内ニ本條ニ定ムル

從價稅ノ納付ナキトキハ從價稅ノ徵收ニ關シ現行法ニ定ムルト同一ノ刑罰又ハ負擔ヲ課ス

本條ノ規定ニ從ヒ納付徵收セラルヘキ從價稅ハ比律賓國庫一般會計ノ收入トシ且本法及法律第四〇五八號ニ依リ修正セラレタル改正行政法第一五三四條ニ依リ賦課セラルヘキ鑛産稅又ハ其ノ他ノ從價稅ニ代ルヘキモノトス

第七章　木材伐採權、水利權、通行權及本法施行ノ責ニ任スヘキ鑛業官吏及職員

第八十九條　本法ニ依ル一鑛區又ハ隣接セル一團ノ鑛區ノ善意ノ保有者ハ現行水利法並ニ其ノ施行規則及細則ニ從ヒ土木局長ニ申請ノ上其ノ鑛區ノ開發及作業ノ爲無償水利權ノ許可ヲ受クルコトヲ得

但シ既ニ許可セラレタルモノ又ハ長期間ノ使用ニ因リ既得權トナリ地方的慣習、法令又ハ法廷ノ判決ニ依リ承認セラレタル水利權ハ前項ニ依リ妨ケラルルコトナシ且政府ハ水ノ獨占使用ヲ防止スル爲水利權並ニ水ノ合理的且公平ナル分配ニ關スル規則制定ノ權利ヲ留保ス

第九十一條　鑛山又ハ鑛區カ其位置ノ關係上ソノ軟盆權ヲ一層充分ニ行使スル爲メ道路、鐵道、電車軌道、送電裝置、電信電話線、空輸設備又ハ水、原鑛、廢鑛石又ハ廢物ヲ排出シ又ハ運搬スル爲メノ溝渠、運河、導管、水樋、堀割、竪坑又ハ隧道カ必要ナル場合、ソノ道路、鐵道若クハ採鑛用竪坑又ハ隧道カ必要ナル場合、ソノ道路、鐵道電車軌道、送電裝置、電信電話線、空輸、溝渠、運河、導管水樋、堀割、竪坑又ハ隧道カ、上記ノ目的ノ爲メ地役權ヲ必要トスル個人又ハ法人以外ノ他人ニヨリ所有セラレ、占有セラレ又ハ租借セラルル場合、ソノ鑛區又ハ土地ノ使用又ハ占有ヲ必要トシ且ツ其目的カ玆ニ公用又ハ公益ト宣言セラレソノ爲メ公用徵收權カ適法ニ行使シ得ラルルモノナラハ、最初ニ記セル鑛山又ハ設定鑛區ノ所有者、設定者又ハ租借人ハ此等ノ道路、鐵道、電車軌道、送電裝置、電信電話線、空輸、溝渠、運河、導管、水樋、堀割、竪坑又ハ隧道ノ使用、目的及特權ノ爲メ、本法ノ規定ニ從ヒ上記ノ鑛區又ハ其他ノ土地ノ表面、ソノ上下ヲ通シ、之ヲ橫斷シテ通行シ、占有スル權利ヲ有ス

第九十二條　鑛山又ハ鑛區ノ所有者又ハ占有者カ之ヲ作業セントシ且ツ之ヲ効果的、好都合ニ作業スル爲メ前條ニ揭ケタル目的上通行權ヲ取得スルコト必要ナル場合ニ通行權ヲ得ントスル鑛區ノ所有者、占有者又ハ會社ノ縛成組織ニ必要ナル資本ノ募集、株式ノ發行又ハ鑛山ノ現在ノ正價決定ノ爲工作物ノ有無ヲ問ハス特許、租借、又ハ其他ニ依リ權利ヲ設定セラレタル鑛山又ハ鑛區ノ評價再評價又ハ鑑定若クハ再鑑定ハ鑛山局長又ハ其正當ナル權限代理者ニヨリナサルルヲ要ス、且鑛山局長カ本法ニ定ムル所ニ從ヒ評價又ハ決定シタル鑛山又ハ鑛區ニ非サレハ社團、組合又ハ會社ノ組織ニ當リ之ヲ登錄又ハ設立ノ爲ノ資産又ハ資産ノ基礎トナスコトヲ得ス

第八章　罰　則

第九十七條　本法ニ定ムル所ノ陳述書、具申書又ハ報告書ハ本法ニ別段ノ定メナキ限リ農商務長官ノ認可ヲ得タル上鑛山局長ノ定ムル書式ニ從ヒ其用紙ニ宣誓署名ノ上ナサルルヲ要ス

宣誓シタル場合ニ於テ故意ニ虛僞ノ陳述、具申又ハ報告ヲ爲シタル者ハ所轄裁判所ノ判決ニ依リ僞證罪トシテ罰セラルヘシ

第九十八條　利得ノ目的ヲ以テ政府ニ虛僞ノ申請書、申告書又ハ證據ヲ提出シ若ハ提出セシメ又ハ鑛山、採鑛作業、鑛區設定又ハ租借ニ關シ虛僞ノ陳述ヲ含ム意旨書又ハ其ノ他ノ報告書ヲ宣誓ノ上發表シ又ハ發表セシメタル者ハ改正刑法ノ規定ニ從ヒ僞證罪トシテ罰セラルヘシ、若シ斯カル陳述書カ宣誓ヲ爲サスシテ爲サレタル場合ハ裁判ニ依リ六百比以下ノ罰金ニ處ス

第九十九條　農商務長官ハ其ノ直接ノ監督ノ下ニアル鑛山局長ヲ通シ本法施行ノ責任者タリ

比律賓鑛業法

第九十九條　本法ノ規定ニ基ツキ設置セラレタル杭、標柱、記念塔、境界線其ノ他ノ標識ヲ故意ニ惡意ヲ以テ毀損、變更、移轉若ハ妨害シタル者又ハ鑛區設定、鑛業租借申請、鑛山及其他ノ關係事項ニ關シ掲示セラレタル規則又ハ公告ヲ破壞若ハ毀損又ハ塗抹シタル者ハ裁判ニ依リ五百比以下ノ罰金ニ處シ且毀損、變更、移轉、又ハ妨害セラレタル柱、標柱、石塔、境界線、公告及其他ノ標識ノ復舊ニ要セル費用ヲ賠償スルヲ要ス

第百條　利得ノ目的ヲ以テ故意ニ且ツ不法ニ政府ニ屬スル鑛物ヲ採掘シ若ハ他人カ租借シ、占有シ又ハ所有スル鑛區ヨリ其正當ナル租借人、占有者又ハ所有者ノ許可ナクシテ其鑛區ヨリ鑛物ヲ採掘シ又ハ鑛山若ハ選鑛場ヨリ原鑛ヲ竊取シタル者ハ竊盜罪又ハ之ニ準スル罪ト爲シ改正刑法ノ規定ニ從ヒ之ヲ罰シ且其與ヘタル損害ヲ賠償セシム

第百一條　利得ノ目的ヲ以テ虛僞ノ鑛區又ハ事實上地上ニ設定セラレス且存在セサル鑛區ト知リナカラソノ虛僞ノ權利、權限又ハ權益ヲ賣却、移轉、又ハ引渡シタル者ハ詐欺罪ト爲シ裁判ニ依リ改正刑法ノ規定ニ從ヒ之ヲ罰ス

第百二條　利得ノ目的ヲ以テ鑛山ヲ故意ニ『化粧シ』Salting 又ハ他人ヲシテ斯カル土地內ノ鑛床ノ價値ヲ誤認セシムル爲該土地內ニ鑛物ヲ配置若ハ堆積シ又ハ斯カル行爲ヲ幇助シタル者、或ハ利得ノ目的ヲ以テ故意ニ他人ヲ詐欺シ欺瞞スル爲鑛物ノ見本ニ他ノ物質ヲ混合シ若ハ混合セシメテ該見本又ハ該物質ノ價値ヲ增大又ハ變化セシメタル者又ハ鑛物ノ見本ヲ差替ヘタル者ハ裁判ニ依リ五年以下ノ禁錮ニ處シ且與ヘタル損害ヲ賠償セシム

第百三條　故意ニ且惡意ヲ以テ公道、河川又ハ其他ノ公用物ニ危險ヲ及ホシ又ハ之ヲ毀損若ハ妨害スル目的ヲ以テ泥砂又ハ廢鑛物ヲ鑛區ニ堆積シ又ハ鑛區ヨリ流出セシメタル者ハ裁判ニ依リ二百比以下ノ罰金ニ處シ且其與ヘタル損害ヲ賠償セシム

第百四條　利得ノ目的ヲ以テ故意ニ且惡意ニ選鑛場、導水溝、堰堤、貯水池又ハ其ノ他ノ聚水池ヨリ取水シ又ハ選鑛場、導水溝、堰堤又ハ貯水池ヘノ流水ヲ妨ケ又ハ何等カノ方法ニ依リ他人ノ既得水利權ノ利用ヲ妨クル者ハ裁判ニ依リ百比以下ノ罰金ニ處ス

第百五條　故意ニ且惡意ヲ以テ鑛區ノ地表又ハ鑛區內若クハ精錬作業地域上ニ在ル工作物ヲ破壞又ハ毀損スル者ハ裁判ニ依リ五年以下ノ禁錮ニ處シ且其ノ與ヘタル損害ヲ賠償セシム

第百六條　故意ニ且惡意ヲ以テ鑛物、鑛山又ハ鑛山ノ作業部分、設備若ハ鑛業裝置ニ放火シタル者ハ改正刑法ノ規定ニ從ヒ裁判ニヨリ放火罪トシテ罰シ且其ノ與ヘタル損害ヲ賠償セシム

第百七條　故意ニ且惡意ヲ以テ鑛山ニ損害ヲ及ホシ、不法ニ鑛山若ハ鑛山ニ通スル地下道ニ水ヲ流入セシメ竪坑若ハ鑛山ニ到ル通路ヲ閉塞シ又ハ機械、裝置、器具、索具、鎖、轆轤其他鑛山ニ於テ使用セラルル物ノ使用ヲ不可能ナラシメ、之ニ損害ヲ與ヘ若ハ之ヲ破壞スル者ハ裁判ニ依リ五年以下ノ禁錮ニ處シ且其ノ與ヘタル損害ヲ賠償セシム

第百八條　鑛山局長又ハ其ノ下級官吏若ハ其ノ代理人カ鑛山ニ關スル職務ヲ遂行スルニ當リ之ヲ妨害シタル者ハ裁判ニ依リ百比以下ノ罰金ニ處ス

第九章　通則

第百九條　道路ノ建設又ハ其他ノ公用ニ供スル爲メ州、地方又ハ郡ニ土地ヲ交附セントスルトキハ鑛地ヲ含マシムルコトヲ得ス

第十章　暫定規定及最終規定

第百十條　亞米利加合衆國市民又ハ合衆國又ハ合衆國內ノ一州若クハ合衆國ノ屬領ノ法律ニ則リ組織設立セラレ且比律賓內ニ於テ其ノ營業ヲナスコトヲ認メラレタル會社ハ比律賓コンモンウエルスノ存續スル間本法ニヨリ比律賓市民又ハ比律賓ノ會社カ享有スルト同一ノ權利ヲ享有ス

第百十一條　若シ何等カノ理由ニヨリ本法中ノ或ル條項又ハ規定カ所轄裁判所ニ於テ爭フ所トナリ憲法違反又ハ無効ト判決セラルルコトアリトスルモ其他ノ條項又ハ規定ハ之カ爲其ノ効力ヲ妨ケラルルコトナク無効トセラレタル該條項又ハ規定ハ初メヨリ本法ニ規定セラレサリシモノト看做ス

前項ノ場合ニ於テハ國民議會ニ於テ之ニ關シ新ナル法規カ制定セラルルニ至ル迄無効トセラレタル條項又ハ規定ニ代ヘ本法裁可前ニ施行セラレタル同問題ニ關スル法令ヲ適用ス

第十一章　廢止規則

第百十二條　法律第四二四三號竝ニ本法ノ規定ニ牴觸スル總テノ法令、法律又ハ其ノ一部、細則、規則及指令又ハ其ノ一部ハ總テ玆ニ之ヲ廢止ス

第百十三條　本法ハ其裁可ノ日ヨリ有効ト一九三六年一月七日裁可

四　比律賓公有地法（抜萃）

（東亜経済調査局譯）

第一篇　本法ノ名稱及適用

第一章　本法ノ略稱本法ノ適用ヲ受クル土地及本法施行ノ任ニ當ル官吏

第一條　本法ノ略稱ヲ公有地法トス

第二條　本法ノ規定ハ公有ノ土地ニ適用ス但シ、森林地及鑛地ハ特別法ニヨリ規定セラルヘシ、且ツ本法ノ規定ハ通常備荒ノ寺領地ト稱セラルル土地及私有地ニシテ比律賓コンモンウエルスニ返還セラレ又ハ其所有トナレル土地ノ管理及處分ヲ變更シ又ハ修正スルモノニアラスシテ此ノ兩者ノ土地ノ管理及處分ニ就テハ現行ノ法律又ハ今後制定セラルヘキ法律ニヨリ規定セラルヘシ

第三條　農商務長官ハ土地局長ヲ通シテ本法ノ規定ヲ實施スル責任ヲ有スル行政官吏ニシテ土地局長ハ其直接ノ支配ノ下ニ代理行動スルモノトス

第二章　コンセッションノ爲メノ公有地ノ分類、區劃決定及調査

第六條　大統領ハ農商務長官ノ進言ニ基ツキ公有地ヲ隨時左ノ如ク分類スヘシ

(イ) 讓渡又ハ處分シ得ル土地
(ロ) 森林地
(ハ) 鑛　地

而シテ此等公有地ノ管理及處分ノ爲メ何時タリトモ同樣ノ方法ニヨリ一ノ分類ヨリ他ノ分類ニ移スコトヲ得

第八條　處分又ハコンセッションヲ許可セラルヘキ土地ハ政府カ正式ニ區劃ヲ定メ、分類ヲナシ、可能ナルトキハ測量ヲナシタルモノニシテ公用又ハ準公用トシテ保留セラレス如何ナル形態ニ於テモ私有財産トナラス本法ニヨリ私權ヲ認メラレス其他何等有効ナル法律上ノ權利主張セラレス、又從來保留又ハ私用セラレタルコトアリトスルモ今ハ然ラサルモノニ限ル但シ大統領ハ公益ヲ理由トシテ公有ノ土地ヲソノ境界決定又ハ測量前ニ處分スヘキ旨布告スルコトヲ得、又同シ理由ニヨリ正當ナル手續キヲ經テ公表セラレタル布告又ハ國民議會ノ制定セル法律ニヨリ該土地カコンセッションヲ又ハ處分ニ附セラルル旨ノ再布告アルマテソノコンセッションヲ又ハ處分ヲ停止スルコトヲ得

第九條　管理及處分ノ爲メ讓渡又ハ處分シ得ヘキ公有ノ土地ハ其土地ノ結局ノ用途又ハ目的ニヨリ左ノ如ク分類ス

(イ) 農業用地
(ロ) 住居用、商業、工業又ハ同樣生産目的用地
(ハ) 教育慈善又ハ同樣目的用地
(ニ) 都市建設及公用並ニ準公用ノ爲メノ保留地

大統領ハ農商務長官ノ進言ニヨリ隨時本條ノ規定ニ從ヒ分類ヲナスヲ要ス、而シテ何時ト雖モ同樣手段ニヨリ土地ノ分類移動ヲナスコトヲ得

第十條　本法中ニ使用セラルル讓渡處分又ハ「コンセッション」ナル語ハ森林地又ハ鑛地以外ノ公有地ノ取得、租借、使用又ハ利用ニ關シ本法ニヨリ認メラレタル方法ヲ意味ス

第二篇　農業公有地

第三章　農業用地コンセッションノ形式

第十一條　農業ノ目的ニ適スル公有地ハ次ノ方法ニヨル外他ノ如何ナル方法ニヨルモ處分スルコトヲ得ス

(一) ホームステット設定ノ爲メ
(二) 拂　下
(三) 租　借
(四) 不完全又ハ不備ナル土地所有權ノ確認
　(イ) 裁判手續ニヨル確認
　(ロ) 行政上ノ手續ニヨル確認（フリー・パテント）

第四章　ホームステッド

第十二條　滿十八歳ニ達シタルカ又ハ一家ノ戸主タル比律賓市民ニシテ比律賓ニ於テ二十四ヘクタール以上ノ土地ヲ所有セサル者、又ハ合衆國ノ比律賓領有以來二十四ヘクタール以上ノ土地ノ無償配分ノ利益ニ浴シタルコトナキ者ハ二十四ヘクタールヲ超エサル範圍ニ於テ農業公有地ノホームステッドヲ出願スルコトヲ得

第十三條　ホームステッドノ出願申請アリタル場合土地局長ハ若シ該申請ヲ認可スヘキモノト判斷シタルトキハ之ヲ認可シ出願料トシテ比律賓貨五比ヲ納付セシメタル上該申請者ニ該土地ノ所有ヲ許可スヘシ、但シ申請者ハ申請認可ノ日ヨリ六ケ月以上ニホームステッドノ業務開始ヲナスヲ要ス然ラサルトキハ該土地ニ對スル優先權ヲ喪失スヘシ

第五章　鑛　下

第二十二條　法定年齡ニ達シタル比律賓市民及法定年齡ニ達セサルモ一家ノ戸主タル比律賓市民及比律賓ノ法律ニヨリ組織設立セラレタル會社又ハ商社ニシテ其資本金又ハ該資本金出資高ノ六〇%以上カ完全ニ比律賓市民ニ屬スルモノ及比律賓ノ法人認許條例ノ下ニ比律賓ニ於テ組織セラレタル法人ハ本法ニヨリ、個人ノ場合ハ一四四ヘクタールヲ超エサル範圍ニ於テ、會社又ハ商社ノ場合ニアリテハ一〇二四ヘクタールヲ超

ニサル範圍ニ於テ本法ニヨリ處分シ得ル農業公有地ヲ本章規定ノ手續ヲ經テ購入スルコトヲ得

尙ホ組合ニアリテハ組合員一名ニツキ一四四ヘクタール以內ノ土地ノ購入ヲ許サル但シ其總面積ハ本條ニヨリ商社及會社ニ認メラレタル一〇二四ヘクタールヲ超ユルヲ許サス

第二十三條　前條ニ揭ケタル以外ノ個人、會社、商社又ハ組合ハ農業公有地又ハ現ニ若クハ以前ヨリ事實上又ハ推定上公有地ニシテ他ノ名稱又ハ分類ノ土地ヲ獲得シ又ハ所有スルコト、又ハ斯カル土地上ニ永久的工作設備ヲ獲得又ハ所有スルコト若クハ斯カル土地及工作物上ニ地上權ヲ設定スルコトヲ得ス但シ農業公有地又ハ現ニ若クハ以前ヨリ事實上又ハ推定上公有地ニシテ他ノ名稱又ハ分類ノ土地、又ハ斯カル土地上ノ工作物若クハ斯カル土地及工作物上ノ地上權ヲ、比律賓憲法効力發生ノ時ニ獲得シ居タル個人、會社又ハ組合ハ前條ニヨリ斯カル資格ヲ得タル個人、會社、商社又ハ組合ト同シク引續キ此ノ權利ヲ保有スルコトヲ得、但シ所轄裁判所ニ於テ適法ニ承認セラレタル相續繼承ニヨルモノノ外本法第二十二條ニ揭ケラレサル個人、會社、商社又ハ組合ニ之ヲ抵當トシ、讓渡シ又ハ移轉スルヲ得ス

第二十八條　土地拂下ヲ受ケタル者ハ拂下許可ノ日ヨリ五年以內ニ該土地ノ五分ノ一以上ヲ開墾シ耕作スルヲ要ス、且ツ許可證發行セラルヽ以前拂下金ノ最終ノ支拂ヲナス日マテニ申請

地ノ少クトモ五分ノ一ヲ事實上占有シ、耕作シ、工作ヲ施セルコトヲ示スヲ要ス、但シ牧畜スル場合ニハ拂下ヲ受ケタル者ハ一ヘクタールニ付家畜一頭ノ割合ニテ少クトモ全面積ノ二分ノ一ニ當ル土地ニ牧畜スルヲ要ス

第二十九條　土地ノ拂下ヲ受ケタル者ハ該土地ノ耕作開始後農商務長官ノ認可ヲ得テ、本法ニ於テ農業公有地ノ拂下ヲ受クル資格アル個人、會社又ハ商社ニ其權利ヲ移轉シ又ハ抵當トスルコトヲ得、但シ斯カル權利ノ移轉又ハ抵當ニヨリ該土地ニ對スル政府ノ權利又ハ利益ハ害セラルヽコトナシ尙ホ年賦金ノ支拂ニ關シテハ讓渡人ニ懈怠ナキヲ要ス、農商務長官ノ豫前ノ認可ナクシテナサレタル土地ノ拂下及抵當ハ無效トス、而シテ該土地ノ取得ヲ取消シ該土地及之ニ關スル總テノ權利ハ國家ニ歸屬シ、ソレマテ政府ニ支拂ヒタル拂下金ハ全部沒收セラル、拂下カ認可セラレタル後ニ於テモ賣主ハソノ必要ナル資格ヲ有スル限リ本法ノ規定ニヨリ農業公有地獲得ノ權利ヲ喪失スルコトナシ

第三十條　土地拂下ノ決定ヲ受ケタル後而シテ許可證ノ發給前拂下ヲ受ケタル者カ任意ニ該土地ヲ一年以上放棄スルカ或ハ法律ノ規定ヲ履行セサルコトカ土地局長ニ證明セラレ土地局長モ之ニ同意シタル場合ニハ拂下ヲ受ケタル者ニ適當ナル通告ノ後該土地ハ國家ニ歸屬セシムルト共ニソレマテニ拂下者カ支拂ヒタル全金額及該土地上ニ存スル一切ノ工作物ハ之ヲ沒收セラル

第三十一條　本法認可後ハ如何ナル個人、會社、商社又ハ組合ト雖モ又取得セントスル公有地カ既ニ該個人、會社、商社又ハ組合カ有スル他ノ土地ト合計シテソノ總面積カ本法ニ於テ拂下ニヨル取得ヲ認メラレヽ面積ヨリ大ナル公有地ニ對スル地券ヲ取得シ又ハ所有者トシテ之ヲ占有スルコトヲ得ス

右最大限超過面積及直接又ハ間接ニ該超過ニ基因スル個人、會社、商社又ハ組合カ保有スル總テノ權利、地券、利益、請求權ハ國家ニ歸屬ス、但シ本條ハ本法ニヨリ公有地取得ノ資格アル個人、會社、商社又ハ組合カ該土地ヲ擔保トシテ貸付ヲナシ、又ハ斯カル貸付回收ニ必要ナルトキ該土地ノ購入ヲナスヲ禁スルモノト解釋スヘカラス、但シ此ノ場合前記ノ如キ超過面積生シタルトキハ該個人、會社、商社又ハ組合ハ前記超過面積撤去ノ爲メ五年以內ニ之ヲ處分スルヲ要ス、制限超過ノ土地ニ對シテハ之カ處分セラレサル限リ第一年度ニ於テハ該土地ニ課セラルヘキ通常稅ノ外五〇%ノ附加稅ヲ課シ第二年度以降ハ該土地カ處分セラルヽマテ毎年前年度ノ稅率ニ更ニ五〇%ヲ附加シタル稅ヲ課ス

第三十二條　本章ハ同人ノ個人、會社、商社又ハ組合ニ對シテハ最大限ノ農業公有地ヲ一回限リ拂下ヲ許可スルモノト解釋セラルヽヲ要ス、本章又ハ次章ノ恩惠ヲ受クル如何ナル個人モ會社モ商社モ組合モ組合員モ個人トシテモ又ハ他ノ會社、商社又ハ組合ノ一員トシテモ本章ニヨリ他ノ公有地ノ拂下ヲ受クルヲ得ス

但シ公有地拂下ヲ受ケタル者ハソノ拂下ヲ受ケタル土地ノ最後ノ支拂ヲナシ且ツ其土地ノ五分ノ一以上ヲ耕作シタル後、若シ該拂下土地カ本法ニヨリ許サレタル最大限度ノ面積ヨリ少キトキハ、其最初ノ拂下土地ニ隣接スルカ或ハ之ニ遠カラサル土地ヲソノ總計面積カ本章ニ規定セラレタル最大限度ニ達スルマテ引續キ拂下ヲ受クルコトヲ得、但シ斯カル追加拂下ヲ受クルトキ第一ノ拂下ニ關スル本法ノ規定ト同一條件ニ從フヲ要ス

第六章　租　借

第三十三條　法定年齡ニ達シタル比律賓市民及比律賓ノ法律ノ下ニ組織設立セラレタル會社又ハ商社ニシテ資本金又ハ該資本金ノ出資額ノ六〇%以上カ完全ニ比律賓市民ニ屬スルモノハ本法ノ規定ニ基ツキ農業公有地ヲ租借スルコトヲ得、但シ總面積一〇二四ヘクタールヲ超エサルヲ要ス、若シ右租借地カ牧畜ニ適シ且ツ牧畜ノ目的ニ專用セラルル場合ハ二〇〇〇ヘクタール迄ノ面積ヲ許可スルコトヲ得農業公有地ヲ占有又ハ支配スル會社又ハ商社ノ社員、株主、役員、代表者、委任代理人、代理者、使用人、社債權者ハ本法ノ規定スルホームステツド及フリー・パテントニヨルニ非サレハ直接タルト間接タルトヲ問ハス農業公有地ノ租借申請ヲナスヲ得ス、但シ

占有者又ハ居住者ノ承諾カアルカ、又ハ居住又ハ占有ニヨル主張カ法律上消滅スルマデハ如何ナル租借モ居住又ハ占有ニヨル優先權ヲ妨クルヲ得ス、如何ナル個人、會社、商社ニ對シテモ、個人ニアリテハ其事業經營ニ當然必要ナラサル土地、會社又ハ商社ニアリテハ比律賓ニ於テ合法的ニ設立セラレ合法的ニ行フ事業ノ經營ニ當然必要ナラサル土地ノ租借ヲ許サス

第三十七條　租借地ノ一年ノ地代ハ本法第百十六條規定ノ評價及再評價ニヨル土地ノ價格ノ三%ヲ下ルコトヲ得ス、但シ租借地カ牧畜ニ適シ專ラ該目的ニ使用セラルヽトキハ一ケ年ノ地代ハ該評價及再評價額ノ二%ヲ下ルコトヲ得ス、本章ノ條項ニヨル租借契約ハ其期限カ十ケ年ヲ超ユルトキハ租借認可ノ日ヨリ十年毎ニ該租借地ノ再評價ヲナス旨ノ條項ヲ契約書中ニ記載スルヲ要ス租借人カ再評價ヲ承諾セスシテ事ロ租借契約ノ放棄ヲ欲スルトキハ再評價ノ行ハル、日ヨリ六ケ月以前ニ土地局長ニ其旨申出スヘシ、而シテ其ノ請求許可セラレタル場合ニハ土地局長ハ租借人ノ希望ニヨリ本法第百條ノ手續ヲ採ルコトヲ得

每年前納セラルヘキ租借料ハ租借認可ノ日ヨリ効力ヲ發生シ第一年度分ハ契約履行前ニ金額ヲ土地局ニ納付スルヲ要ス

第三十八條　租借ノ期間ハ二十五ケ年以內トス、但シ租借人カ租借ノ更新ヲ正當トスルニ足ル重要工作物ヲ設ケタル場合ニハ農商務長官ノ裁量ニヨリ更ニ期限ヲ二十五ケ年間一回ヲ限リ更新スルコトヲ得、租借期間ノ最終滿期ニ於テハ租借人、其相續人、遺言執行人、遺産管理人、讓承者又ハ讓受人カ施設シタル建物、其他求久的工作物ハ總テ政府ノ有ニ歸シ、土地ハ工作物ト共ニ本法第五章ノ規定ニ從ヒ處分ス

第三十九條　租借人カ租借認可ノ日ヨリ五年以內ニ其土地ノ三分ノ一以上ヲ開墾シ耕作スヘキコトハ租借ノ本來且ツ根本的條件タリ、但シ租借地カ專ラ牧畜ニ使用セラル、場合ニハ租借人カ一ヘクタール（ヘクタール）ニ付家畜一頭ノ割合ヲ以テ租借地全面積ノ二分ノ一以上ニ當ル割合ノ頭數ノ家畜ヲ牧養スルナラハ充分本條件ニ一致スルモノト見做スヘシ

第四十條　租借人ハ農商務長官ノ同意ナクシテ自己ノ權利ヲ讓渡シ抵當トシ又ハ轉貸スルヲ得ス而シテ本條件ニ違反シタル場合ハ該契約ハ棄却ス又如何ナル場合ト雖モ投機ノ目的ヲ以テ讓渡、抵當、轉貸ヲ許サス、且ツ本條ノ規定ハ本法ニヨリ公有地租借ノ資格ナキ個人、會社、商社又ハ組合ニ對シ本法又ハ舊法律ニヨリ租借セラレタル土地ノ讓渡、抵當又ハ轉貸ヲ許スモノト了解又ハ解釋スヘカラス

第四十一條　本章ニヨル土地ノ租借ハ該土地上ノ樹木ノ伐採ニ關シ林野局ノ規則ニ規定セラレタル場合ヲ除キ有用ナル樹木ノ移轉又ハ處分ノ權利ヲ與フルモノニアラス、又該土地上ニ現存スル岩石、石油、石炭、岩鹽又ハ其他ノ鑛物若クハ藥用鑛泉ヲ移轉シ處分スル權利ヲ與フルモノニ非ス該租借地カ農業用ニ供スルヲ目的トシテ租借セラレタルトキハ該土地ハ鑛業用ニ供スルヲ目的トシテ租借セラレタル場合ニ於テ斯カル土地ニ對シリ二十四ヘクタールヲ超エサル範圍ニ於テ斯カル土地ニ對シフリー・パテントノ發給ヲ受ケタル權利ヲ有ス

第八章　不完全又ハ不備ナル所有權ノ認判手續ニヨル確認（省略）

第三篇　住居、商業又ハ工業及其他之ニ準ズル目的用地

第九章　住居、商業、工業ニ充ツル公有地ノ分譲及コンセッション

第五十八條　森林地若クハ鑛地ニアラサル公有地ノ一割ヲ住居又ハ商業、工業等、農業以外ノ生產目的ニ使用セントスル場合且ツ其公有地カ處分又ハコンセッション可能ノ場合ソノ處分ハ本章ノ規定ニヨルヲ要シ其他ノ方法ニヨリ處分スルヲ得ス

第五十九條　本篇ニヨリ處分シ得ル土地ハ左ノ如ク分類ス

(イ)政府カ浚渫、土盛又ハ其他ノ方法ニヨリ埋立タル土地

(ロ)前項(イ)ノ時露出スル假所)

(ハ)沼澤地又ハ就行シ得ル湖水又ハ河川ノ岸ニ接スル養水地

(ニ)前記ノ分類ニ包含セラレサル土地

第六十條　本篇ニ揭クル土地ハ農業用公有地ノ拂下ヲ受ケ又ハ租借シ得ル資格アル個人、會社又ハ商社ニヨリ租借シ又ハ拂下ヲ受クルコトヲ得、租借又ハ拂下ケ得ル土地ノ面積ハ農商務

長官ノ判斷ニ於テ拂下又ハ租借ヲ必要トスル目的ニ當然必要ト認メラル、程度ニ限リ且ツ如何ナル場合ニ於テモ四十八ヘクタールヲ超ユルヲ得ス、但シ州、郡又ハ其他ノ諸官廳支分署カ公益ニ役立ツト思惟スル目的ノ爲メ此等ノ官公署ニ對シ土地ヲ讓與、下附又ハ移管スル場合ニハ此ノ制限ハ適用セス右ノ方法ニヨリ州、郡又ハ諸官廳支分署ニ讓與、下附又ハ移管セラレタル土地ハ議會ノ認可アルニアラサレハ讓渡、抵當又ハ其他ノ所有權ニ影響ヲ及ホス如キ方法ニテ處分スルヲ得ス尙ホ本法ノ規定ニヨリ農業用公有地ノ拂下ヲ受クル資格ナキ個人、會社、商社又ハ組合ハ本篇ニ掲記セラレタル土地ヲ工業用又ハ住居用目的トシテ租借スルコトヲ得但シ右租借ハ該土地カ前記ノ目的ニ使用セラル、間ニ限リ有効トス

第六十四條　本章ニヨリ農商務長官カ作成スル租借契約ハ他ノ條件ノ外特ニ左ノ條件ヲ包含スルヲ要ス

(イ)租借料ハ其土地ノ評價又ハ再評價價額ノ三%ニ工作物ノ評價又ハ再評價額ノ一%ヲ加ヘタルモノヨリ少カラサルコト

(ロ)租借期間カ十年ヲ超ユルトキハ租借地及該租借地上ノ工作物ハ十年毎ニ再評價スルコト

(ハ)租借期間ハ本法第三十八條ノ規定ニヨルコト

(ニ)租借人ハ租借許可ノ目的ニ適フ永久的工作物ヲ建設スヘキ其建設ハ土地租借權認可ノ日附ヨリ六ケ月以內ニ著手シ該日附ヨリ十八ケ月以內ニ竣工スルヲ要ス然ラサルトキハ農商務長官ハ該契約ノ解除ヲナスコトヲ得

(ホ)租借期間又ハ其延長期間滿了シタルトキハ租借人、其相續人、遺言執行人、遺產管理人、繼承者又ハ讓受人ニヨリナサレタル總テノ工作物ハ政府ノ所有物トナルコト

(ヘ)一般公衆ニ課スヘキ稅金及手數料ニ關スル規則ノ制定並ニ右稅率及手數料表ヲ政府ノ認可ヲ受クル爲メ每年之ヲ提出スルコト

(ト)現行法又ハ今後制定セラルヘキ法律ニヨリ留保セラル、沿岸警察ノ地役權及其他ノ地役權ヲ繼續スルコト

(チ)前濱又ハ沼澤地ニ接スル土地ノ所有者ニヨリ取得セラレタル總テノ地役權及其他ノ權利ニ從フコト

契約書中ニ特記セル條件ハ假令一項ト雖モ違反スルトキハ該契約ノ解除ヲ招來スヘシ但シ農商務長官ハ自ラ規定スル條件ニ從ヒ前記(ニ)ノ條件違反ヨリ生スル解除ヲ取消シ又ハ工作物ノ建設着手及竣工期間ノ延長ヲナスコトヲ得

第六十五條　第五十九條(ニ)ニ分類セラレタル土地ノ拂下ハ他ノ條件ノ外特ニ左ノ條件ヲ包含スルヲ要ス

(イ)拂下ヲ受ケタル者ハ拂下ヲ受ケタル土地ノ目的ニ適フ永久的性質ノ工作物ヲ設クルコト且ツ其工事ハ租借許可命令受領後六ケ月以內ニ著手シ許可ノ日ヨリ十八ケ月以內ニ竣工スルヲ要ス然ラサルトキハ農商務長官ハ該契約ノ解除ヲナスコトヲ得

(ロ)拂下代金ハ現金カ若クハ七年ヲ超ユサル均等年賦ニヨリ納付スルヲ要ス

拂下契約ハ本法ノ規定ヲ牴觸セサル他ノ條件ヲ附スルコトヲ得

第四篇　教育、慈善及其他之ニ準スル目的ニ供スル土地(省略)

第五篇　保留地

第十一章　都市建設用保留地

第七十一條　新都市ノ建設カ公益ニ合スルモノト思惟スルトキハ農商務長官ハ何時タリトモ土地局長ヲシテ土地局ニ對シ都市建設豫定地ノ外廓境界ノ測量ヲ命セシムルヲ要ス測量完了シタルトキハ土地局長ハ該測量書ニ自己ノ意見ヲ附シ農商務長官ニ送附スヘシ

第十二章　公用又ハ準公用ニ供スヘキ保留地

第八十三條　大統領ハ農商務長官ノ進言ニ基ツキ特ニ規定セル細則ニ從ヒ公有地ヲ比律賓コンモンウエルス又ハ各部局官署若クハ比律賓住民使用ニ供スル爲メ、又公益ノ爲メ必要ナルトキハ公道、保留地、鐵道敷設權、水力用地、灌漑施設、共同牧場、公園、公設採石場、公設養魚場、勞働者村及其他ノ公益工作物ヲ含ム準公共ノ使用又ハ目的ノ爲メ公有地ノ布告ヲ以テ保留地ト指定スルコトヲ得

第十三章　保留地ニ共通ナル規定

第八十八條　本法第八十三條ノ規定ニヨリ留保セラレタル土地ハ讓渡スルヲ得ス且ツ本法ノ規定又ハ大統領ノ布告ニヨリ再ヒ讓渡シ得ル旨ノ公布アルマテハ占有、出願、拂下、租借又ハ其他ノ處分ヲナスコトヲ得ス

第六篇　通則

第十四章　申請、手續、土地ノコンセッション及法的制限及違背

第八十九條　本法ノ規定ニヨリ提出セラレタル申請ハ總テ土地局長ニ宛テ爲スヲ要ス

第九十條　本法ノ規定ニヨル申請ハ宣誓ノ上之ヲナシ左ノ事項ヲ記載スルヲ要ス

(イ)申請者ノ氏名、年齡、出生地、國籍、族稱、郵便宛名、申請者カ會社、商社又ハ組合ナルトキハ該會社、商社又ハ組合ノ定款又ハ規約ト共ニ社長、支配人又ハ其他ノ責任アル役員ノ宣誓書及株主又ハ組合員ノ氏名、國籍及各員ノ所有株數

(ロ)申請者カ本件ニ關シ本法ノ定ムル總テノ資格ヲ具備スルコト

(ハ)申請者カ玆ニ記載セル缺格條件ヲ一モ有セサルコト

(ニ)申請カ申請書ニ特記セラレタル目的ノ爲メ善意ニ實際ニ其土地ヲ使用スルモノニテ決シテ他ノ目的ニ使用スルモノニアラサルコト且ツ該土地カソノ專用セントスル目的ニ適スルコト

(ホ)申請カ專ラ申請者ノ利益ノ爲メニ爲サレルモノニシテ直接タルト間接タルトヲ問ハス他人又ハ他ノ會社、商社又ハ組合ノ利益ノ爲メ爲サレルモノニアラサルコト

(ヘ)土地ノ性質、ソノ所在スル州、郡、村及字、ソノ區域、境界若シアラハ其土地ノ起伏狀態、永久的記念物ニ關シ特記スル等可及的正確ナル土地ノ明細書

(ト)占有、耕作又ハ改良セラレ居ル土地ハ全部ナリヤ一部ナリヤ又其占有、耕作、改良ヲナセル者ハ申請者ナリヤ其先代ナリヤ、若シ先代ナリトセハ其氏名、申請者トノ關係先代ノ死亡セル年月日及場所、占有及耕作カ開始セラレタル年月日、改良設備ノ明細書又若シ先代カ其土地ヲ占有シ耕作シタリト謂フ場合ニハ申請者ト先代トノ關係及先代及其子孫ノ死亡ニ關スル充分ナル證據、其土地カ全部又ハ一部占有、耕作又ハ改良セラレタル證跡アリヤ、若シアリトセハ如何ナル證跡ナリヤ、此等ノ改良カ何時、何人ニヨリテナサレタルヤヲ申請者ハ調査シタルコトアリヤ、若シアリトセハ其調査ノ方法及結果如何、占有、改良、耕作セラレサル土地ハ全部ナリヤ、一部ナリヤ、而シテ若シ未タ占有、改良又ハ耕作セラレタル證跡ナシトセハ其土地ノ現狀

(チ)申請地ハ森林地ニモアラス鑛地ニモアラス又鳥糞石ヲ含有セス岩鹽又ハ石炭ノ埋藏ナキコト

第百十條　本法ノ規定ニヨリ發給セラレタル許可證及證書ハ之ニヨリ許可シタル土地內ニ存在スル金、銀、銅、鐵又ハ其他ノ金屬又ハ鑛物若クハ鑛物、鳥糞石、寶石、石炭又ハ石油ヲ含ム物質ニ對スル所有權ヲモ包含又ハ賦與スルモノニアラス、此等ノ物質ハ依然國家ノ所有ニ屬ス

第百十五條　本法ニ基ツキ許可セラレタル土地ハ最終證明未了從ツテ未タ認可ナキホームステツドヲ除キ其所有權カ政府ニ存スル間ト雖モ總テ通常ノ課稅ニ服スヘキモノトス該課稅ハ申請ノ認可又ハコンセツシヨンノ契約調印セラレタル翌年ヨリ認可狀コンセツシヨン又ハ契約書ニ定メラレタル價格ヲ基礎トシテ被許可者ニヨリテ納付セラルヘキモノトス

第百十六條　本法ニヨルコンセツシヨン又ハ處分スヘキ土地又ハ工作物ノ評價又ハ再評價ハ農商務長官ノ認可ヲ得テ土地局長之ヲ行フ尙ホ土地局長ハ該土地所在州ノ收入官吏ノ援助ヲ求メ又ハ該土地所在州又ハ郡ニ右目的ノ爲メ委員ヲ任命スルコトヲ得

如何ナル場合ニ於テモ評價額又ハ再評價額ハ申請又ハコンセツシヨンニ關聯シテ政府カ負擔シ又ハ負擔スルヤモ知レサル金額ヲ下ルヲ得ス又再評價額ハ前回ノ評價額又ハ再評價額ヨリ一〇〇%以上ノ增加ヲナスヲ得ス

第百十七條　本法ニヨリ政府ニ納付スヘキ金額ハホームステツドノ手數料ヲ除キ總テ該納付金債務者カ滯納者トナレル日ヨリ年四分ノ單利ヲ生スルモノトス

第百十八條　政府又ハ各、支分官署或ハ公共機關若クハ適法ニ組織セラレタル銀行ノ爲メニスル場合ヲ除キフリー・パテント又ハホームステツドニヨリ取得セル土地ハ申請認可ノ日以後及許可證又ハ認可證發給後五ケ年間ハ之ヲ抵當トシ又ハ讓渡スルヲ得ス且ツ該期間滿了前ニナサレタル債務ノ辨濟ニ充ツルコトヲ得ス但該土地上ノ工作物又ハ作物ハ賣洛アル個人、會社又ハ商社ニ擔保トシ又ハ抵當トスルコトヲ得

第百十九條　フリー・パテント又ハホームステツドノ規定ニヨリ取得シタル土地ノ讓渡ハ右讓渡ノ日ヨリ五年以內ノ場合ニ限リ適當ト認メラルヽトキハ申請者、ソノ寡婦又ハ法定相續人ニ之カ買戾シヲ許スコトヲ得

第百二十條　所謂「非キリスト敎種族」ニ屬スル者ニヨリ爲サレタル讓渡及抵當權設定ハ適當ト認メラレ尙ホ該讓渡人又ハ抵當權設定者カ讓渡又ハ抵當證書ニ記サレタル文語ヲ讀ミ且ツ理解シ得ル場合ニ限リ有效トス文盲ナル非キリスト敎徒ニヨリ爲サレタル讓渡及抵當ハミンダナオ・スールー地方長官カ正當ニ承認シタルモノニ非サレハ無效トス

第百二十一條　被許可者ノ同意及農商務長官ノ許可アリ且商業、工業、敎育、宗敎又ハ慈善ノ目的ヲ專ラトシ或ハ通行權ノ目的ノ爲メニスルニ非サレハ會社、商社又ハ組合ハフリー・パテント、ホームステツド又ハ本法ノ個人ヘノ拂下規則ニヨリ許可セラレタル土地又ハ該土地上ノ永久的工作物ニ對スル如何ナル權利モ所有權モ財產權モ取得スルヲ得サルヘシ

第百二十二條　元來本法ノ規定ニヨリ取得セル土地及該土地上ノ永久的工作物ハ其取得方法ノ如何ヲ問ハス本法ニヨリ公有地ヲ取得シ得ル個人、會社、商社、組合又ハ法人認許條例ニヨリ比律賓ニ認可設立セラレタル法人社團以外ノモノニ抵當トシ讓渡シ又ハ移管スルコトヲ得ス

第百二十三條　元來公有地又ハ動令其他ノ形式ニヨリ事實上若クハ推定上公有地ト見做サルヽ他ノ名稱ノ土地ニ關スル法律、命令、動令又ハ其他曾テ比島ニ實施セラレタル此種法律ノ規定ニ基ツキ取得シタル土地又ハ該土地上ニ於ケル永久的工作物ハ本法ニヨリ公有地ヲ取得シ得ル資格アル個人、會社、商社又ハ組合若クハ法人認許條例ニヨリ比律賓ニ認可設立セラレタル法人以外ノモノニ抵當トシ讓渡シ又ハ移管スルコトヲ得ス、但シ本禁止ハ所轄裁判所ニヨリ適法ニ承認セラレタル相續權讓承ニヨル讓渡又ハ取得ニ對シテハ適用セス、尙ホ本

比律賓公有地法

條及前條ニ揭クル土地及工作物ノ所有權カ裁判所ノ判決ニヨリ、本法ノ規定上新カル土地及工作物ヲ取得スル法律上ノ資格ナキ個人、會社又ハ商社ニ移讓セラレタルトキハ該個人、會社又ハ商社ハ該土地及工作物ヲ正ニ滿五ケ年內ニ他ノ有資格者ニ讓渡スルヲ要ス、然ラサルトキハ該土地及工作物ハ政府ニ歸屬ス

第百二十四條　本法第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十二條及第百二十三條ノ規定ノ一ニ違反シテナサレタル取得、讓渡、讓與、移讓又ハ其他ノ契約ハ之ヲナシタル日ヨリ不法且ツ無効トシ、既ニ發給セラレ、又ハ事實上推定上確認セラレタル權利設定證、地券、許可證又ハ認可證ヲ無効トシ且取消シ該土地及工作物ハ國家ニ返還セシム

第百二十五條　本法第二十二條、第二十三條、第三十三條、第百二十二條、第百二十三條ノ各規定及個人、會社又ハ商社カ比律賓ニ於ケル土地又ハソノ土地上ニ存スル永久的工作物ヲ取得シ、保有シ、租借シ、抵當トシ、處分シ或ハ讓渡スル權利ヲ制限シ又ハ制限セントスル其他ノ規定ハ外國ノ市民又ハ臣民及此等外國人ニヨリ組織設立セラレタル會社又ハ商社ニ對シ比律賓ニ於テ土地及土地上ノ永久的工作物及利益ヲ取得シ保有シ、或ハ處分スル權利ヲ現行條約ニヨリ認メラルルトキハ之ヲ適用セス、但シ該權利ハ該條約中ニ存スル限リ該條約ニ規定セラレタル範圍ニ於テ且ツ該條約カ存續スル期間ヲ限リ存續スルモノニテ其後ニ於テハ效力ヲ有セス又ハ

第百二十六條　前章各條ニ規定セル公有地處分ノ公賣ハ可及的該土地ノ所在地ニ於テカ又ハマニラノ土地局事務所ニ於テ行フヲ要ス

第十五章　暫定規定

第百二十七條　比律賓コンモンウエルスノ存續期間中及比律賓共和國カ最後的ニ成立スル迄合衆國ノ市民及會社ハ本法ニヨリ比律賓市民及會社ニ與ヘラルヽト同一ノ權利ヲ享有スヘシ

第百二十八條　前條ニ規定スル期間中比律賓大統領ハ合衆國大統領ノ命令ヲ受ケタルトキハ後者カ米國政府ノ用ニ供スル陸軍海軍又ハ其他ノ保留地トシテ留保スル土地ヲ布告ヲ以テ指定スルヲ要ス

第十六章　罰則

第百二十九條　公有地ニ關シ虛僞ノ申請書、申立書又ハ證據ヲ提出シ提出セシメ若クハ提出ニ協力シタル者、又ハ請願、主張又ハ異議ヲ擁護スル虛僞ノ宣誓書ヲ作成シ、又ハ作成セシメ若クハ作成ニ協力セル者ハ總テ僞證罪ト見做シ之ヲ罰ス

第百三十條　本法ニ基ツク公有地申請ノ提出ヲ故意ニ且ツ惡意ヲ以テ防止シ、妨害シ或ハ防止セントシ妨害セントシタル者又ハ其方法ノ如何ヲ問ハス公有地ノ取得ヲ中止又ハ阻止セントシ、又ハ斯カル行爲ヲナシタル者若クハ之ヲ幇助シタル者ハ各獨立ノ罪ト見做シ之ヲ罰ス

第百三十二條　本法ノ規定ニヨリ公有地申請ノ資格ヲ有セス又ハ資格ヲ喪失セル個人、會社、商社又ハ組合カ申請書ヲ提出シ又ハ自己ニ代リ若クハ自己ノ利益、恩惠ノ爲メ他ノ個人、會社、商社又ハ組合ヲシテ申請書ヲ提出セシメ、又ハ之ヲ知リツヽ提出ヲ容認スルトキハ裁判所ノ判決ニヨリ二百比以上五千比以下ノ罰金又ハ二ケ月以上五ケ年以下ノ禁錮又ハ之ヲ併科シ且ツ申請ハ取消ス

第百三十三條　本法ニ規定スル資格ナクシテ詐欺又ハ欺瞞的手段ニヨリ公有地、又ハ地產又ハ之ニ關スル權利、所有權、利益若クハ財產權ヲ取得シ又ハ取得セントシタル者及之ヲ幇助敎唆シ或ハソノ手先トシテ行動セル者ハ裁判所ノ判決ニヨリ五千比以下ノ罰金又ハ五ケ年以下ノ禁錮又ハ兩者ヲ併科ス

第七篇　附則

第十七章　本法ノ效力

第百三十四條　本法ノ或條項又ハ規定カ或理由ニヨリ所轄裁判所ニ於テ論議セラル、所トナリ憲法違反ト判決セラル、コトアルモ其他ノ條項又ハ規定ハ之カ爲メ毫モ影響ヲ受クルコトナク、無效、否認又ハ廢止トナレル條項又ハ規定ハ初メヨリ本法ニ編入セラレサルモノト見做シ、其他ノ條項又ハ規定ハ依然效力ヲ有スル而シテ無效、否認又ハ廢止トナレル條項又ハ規定ニ代リ議會カ本事項ニ關シ別ニ規定ヲ設クルマテハ本法ノ認可セラル、以前有效ナリシ同事項ニ關スル法律ノ條項カ效力ヲ有ス

第百三十五條　本法ニ規定スル法律、規則又ハ其一部ハ總テ玆ニ廢止ス

第百三十六條　本法ハ一九三六年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ大統領カ布告ニヨリ右期日以前ニ施行スヘキ旨ヲ指定シタルトキハ該指定期日ヨリ效力ヲ發生ス

一九三六年十一月七日認可

（終）

索引

(一) 排列は五十音順に従ふ
(二) 日本人支那人以外の人名は姓を以て取り、實名及クリスチャン名は括弧内に註す
(三) 附錄は玆に索引せず

索引

(一) 排列は五十音順に依る

(二) 日本人支那人以外の人名は姓を以て見出し、實名又は名は括弧内に記す

(三) 關係頁數は主要なるもの

ア

アヴァンセニア(ラモン)……七二・四二六
アエタ(又はイタ)……一九
亜鉛……二四三
アギナルド(エミリオ)……二一・五三・四六〇・七〇・七二・一八九・一九九・三九二・四三二
アグリパイ(グレゴリオ)……三三・二九・七〇・七一・一八九・一九九・四三三
アグリパイ派……二一・三〇・七〇・四二八・四三四
アゴンシロ(フエリッペ)……三五三
アスファルト……二四六
アスベストス……二四四・二五五
アトキンソン(フレッド)……四一一
アバカ……一四九・一九〇・一九一・三一七・三三四
アベマリア(マヌエル)……三九三・三九四
アポ山……三
厦門人……三六四
アルカイセリア……三四〇・三七
アルゴシ……一八九
アルゴシタ(アントニオ)……四二八
アルナン(ラファエル・アール)……一八七・一八九・三一九
アルマサン(アウレリオ・シー)……四二八・四三九
アンダウッド關稅法……二七一・二七八・三〇七
アンチモニー……二四四

(ヰ)

イゴロット族……二〇
イサベラ二世……四一〇
石灰……二四四
イスキエルト……三一
一院制……八六
イトゴン鑛業會社……二三一
犬養毅……六〇
イフガオ族……二四・二五
イロイロ……五一・一七〇・二六〇・二六四・二九二・三三八
イロイロ・ネグロス航空運輸會社……二六四
イロイロ飛行學校……二六六
イロカノ族……二〇―二一・四一九
罐詰……二四八
インデペンディスタ黨……三八九
印紙稅……一〇三
印度人……一七
印度法……一三四・一三五

ウ

ヴァルガス(ホルヘ)……七二・四三二
ヴァルデス(ヴァシリオ)……四三一
ヴァレンシア政府……四二四
ウイ(ヘンリー・チョ・イー)……三六二
ヴイサヤン語……四二一・四三三
ヴイサヤン族……二〇―二一・三七〇・四一九
ヴイナック(ハロルド・エム)……八・四〇六
ウイラミン(ヴイセンテ)……三三三
ウイルソン(ウッドロー)……六四
ウオリング(フランク・エー)……三一九
牛……一三八・二〇六・二〇七・二〇八・二〇九
ウースター(デイン・シー)……三一・九七・二六七
ウッド(レナード)……六四・六九・九三・三三三・三九六
馬……一三四・二〇六・二〇七・二〇八・二〇九
ヴラドリド(デオグラシアス・ヴイ)……二八一
ウンテヴエロ(マリアノ・エス)……四三八・四四〇

エ (ヱ)

英國人……一二・一三・一七九・一八〇
永世中立論……四〇四
エヴァンヘリスタ(クリサント)……四三六
エスパニオル・フイリッピノ銀行……一二〇
エスペレタ(ミゲル・リノ)……二四四
エデイ(シャーウッド)……三九〇
エリサルデ(ホアキン)……三二四
エンカルナシヨン(ヴイセンテ・エス)……八六

オ (ヲ)

オーガステイン派……二八
オスメニア(セルヒオ)……二一・六二・六六・七〇・七二・七五・三四四・四一七
Osrox派……六六
太田恭三郎……一七四・一七五
太田興業會社……一七〇・一九一・一九二
オーテイス(エルウエル・エス)……六一・三四五
オロンガポ……三七二・三七五・三八五

カ

回々教徒……二〇・四八
海關金單位……三六八
階段式水田法……二四
カヴイチ……五一・二四二・三七二・三七五・四三〇
カガヤン族……二〇・二一・三八・四一九
華僑……三六一―三六七
革命議會……三五
カーク(グレーン)……九〇
カサヴア……一五四―一五五
火山……一四
カシケ……一三九―一四〇・一三三
カッテイング(ブロンソン)……四〇五
カテイプナン……五二・五五
ガーナー(ジョン)……七一・四三四
ガナプ黨……四三九
何炳賢……三五七
貨幣制度……一三五・一三六
カバラオ要塞……三七五
カマリネス……二三一
カラウ、マキシモ……九八
カラバオ……一三四・二〇五―二〇六・二〇七・二〇八・二〇九
カラマタ……二三六
ガリレオン貿易船……二六五・二七〇
ガリヨン……一三六
ガリンガ族……二五
鑑札營業税……一〇三・一〇四
乾燥コ、ナッツ……八九・一六〇
甘蔗……一四二―一四八・一五五
罐詰魚類……二四七
廣東人……三六四―三六六
官有林……二一一―二一二
カラバオ(水牛)……二〇五―二〇六・二〇七・二〇八・二〇九
官吏……九三―九五

キ

歸化運動……一二一―一四
貴族……一三五
北村小松……四一
木村……一九八
教育……四一〇・四一八
漁業管區……二五一
極東モンロー主義……三九三
共産主義……四二六
魚類……二八七・二九〇
基督教徒……一九・二〇・三〇・一三七・一七九・四一〇
キリノ(エルピディオ)……四二・八六・三三三
金及金鑛……二二四・二二六・二三〇・二三七・二八九
銀……二四三・二八九
銀貨……一二〇
キング案……六七
銀行會社税……一〇一
銀行局……一二三
金本位制……一二三

ク

クラーク修正案……四〇四
クラーク飛行場……三八五
クリッチフィルド(ジョージ)……三九六・三九八
クーリッヂ(カルヴィン)……三九六
グレー(ジョージ)……三九
グレゴリー十四世……四九
クレバーク(リチャード・エム)……三七二
クロマイト(クローム鐵鑛)……二二六・二二九・二四一―二四二・三三四
軍管區……三七九

ケ

ゲヴアラ(ペドロ)……三九四―三九五
ケソン(マヌエル)……二一・六五・六八・七〇・七一・八八・九七・九九・二〇〇・二〇一・三三〇・三三一・三七七・三七八・三八九・三九三・三九五・三九九・四〇四・四〇五・四一六・四一九―四二〇・四二六・四二七・四三一・四三七

コ

券關税……一〇九
鑛業……二二四・二四六
鑛業法……二二四
公債……一一六―一一九
綱索……八九・一三九・三〇六
鑛山局……二二四
鑛産物從價税……一〇八
鑛泉水……二四五
國語問題……四一八―四二三
國防……三六九―四〇七

國防法……三七八
國民性……三〇・四六
國務會議……六四
國立米穀會社……二九五
國立物産取引所……二九五
コ、ナッツ工業……一三九・三〇六・三一五
御朱印船……一六五・二七〇・三三九
國家開發會社……二九五・三一四
國家經濟會議……二九五
國家電力會社……二九五
伍廷芳……三四四
コナント(チャーレス)……一二〇―一二二
コプラ……八九・一三八・一五七―一六四
米……一五五―一五七
公有地法……二六・八四・二〇四
公有林……二一四
甲螺隊の庄公……四九・一六九・三四一
公立學校……一二六―一二九
コルプス(ラファエル)……三二二
コレギドール要塞……三七三・三九一
コンモンウエルス……六六・七六―八二・八四―八五・八六―九〇・一〇一・一四五・一六四・二〇三・二〇二・二一〇・二九四・三〇七・三一五・三二〇・三二一・三五九・三六九・三七二・三七八・三八八・四〇四・四〇六・四〇七・四一二・四二五・四三一・四三二・四三三・四三四・四三六
コンモンウエルス憲法……三一八

サ

歳出……一一五―一一六
財政……一〇一―一一九
再租借……一九〇
濟南事件……三六六
歳入……一〇五―一一三
サクダリスタ運動……四三二―四三八
サクダリスタ……七〇
サクダール……七〇・四三七
砂岩……二四四
鮭罐詰……二四八
砂糖……八九―九二・一三八・一四五―一四八・三〇六・三一五・三一五
サベレス(フアン)……四〇七
サマール島……二
砂礫……二四四
サラサール(ドミンゴ)……三四一
サランバオ……一六五
サリサリ……三四六
サルンプリデス(ヴイ)……四〇八
サン・アントニオ……三四四
サングレー・メステイソ……三四三―三四四・三六七
サン・ステユデイオ……一七〇
サンタ・イサベラ大學……四一五・四一七
サンタ・カタリナ大學……四一七
サンチアゴ……三八三
サンデ(フランシスコ)……一三五
サンデイゴ(テオドロ)……八六
サントス(エルピデイオ)……四二七・四三一・四三七
サント・トマス大學……二七・三〇・四一〇・四一三
サンパラン族……二〇―二二・四一九
サン・フアン・デル・モンテ……六〇
サンボアンガ港……三〇・一八九・二六〇・二九二・三五八
サンホセ大學……二七・四一〇
サン・ミゲル釀造會社……二四五
山林局……二一六
山林産物税……一〇六

シ

宗教……三六―四〇
ジェーコップ(ジョゼフ)……三三〇
ジェスイット派……四一一
刺繍……三一八・三三一
シソン(テオフイロ)……七三・二〇一・四一六
自動車……二六〇
支那人……一三・一五・一七・三〇・三一・一六六―一六八・一七九・一八〇・一八一・二四〇・三六八・三七〇
支那人排斥法……二七七・三四二・三四三・三四五
支比貿易……三四〇・三六一
鹽……二四四
死亡率……一八
社會……四一〇―四三八
シャスター(モーガン)……二七二
シャーマン(ジェー・ジー)……六一・六三
出生率……一八

自由貿易制……二七二・二七三・二八二・二九四・三〇五
私有林……二二四
商業林……二一一・二一二
庄公……四九・六二・六五・三四一
職業別……二〇四
植物地帶……二二五
所得税……一〇五・一〇六・一〇八
女子參政權……八七・四一七
ジョーンス(ジェー・ウエルドン)……三一二
ジョーンズ・コステイガン法……九〇・一四三・一四四
一四八・二七一・三二一・三一四
ジョーンズ法……六五・六四・七四・九三・二七〇・二八五・四〇四
ジョン・ヘー兵營……三七三・三八五
シルヴア(ヘロニモ・デ)……三七〇
シロツプ……一四八
人口……九
新砂糖法……三二四
眞珠貝……二四七・三三一
神宗(明)……三四一
人頭税……一一三・二三六
人民戰線派……四三四

ス

水牛(カラバオ)……二〇五・二〇六・二〇七・二〇八・二〇九
水產業……二四六・二五五
瑞西人……一四・一七九
錫……二四四
スチイムソン(ヘンリー・エム)……六五
ストツツエンバーグ兵營……三七三・三八五
ストライキ……四三五
西班牙議會……五〇・五一
西班牙語……四二八・四三〇・四三一
西班牙人……一二・一三・五三・一三九・一四〇
一七九・一八〇・三二四・三四一・三七一
スミス(ジエームス・エフ)……四一九
スムロング(フアン)……六六・四〇一
スリガオ鑛山……三三四
スール島……三二・五一・六三

セ

製材業……二一七・二一八
世祖……三四一
石炭……二三九・二四〇
石油……二四五
石油頁岩……二四五
セデユラ税……一一三
セブー港……四九・五一・一三四・一七〇
一八九・二五六・二九二・三五八
セブー島……四七・五四・一四四・二三九・二四〇・二三八
セブー・ポートランド・セメント會社……二四四
セメント……二四四
セーヤー(フランシス・ボース)……三三〇・三三一
纖維工業……一三九

ソ

相續税……一〇八
租借……一八五
僧侶地……三六・一一六・一三五
孫文……六〇

タ

大學專門學校……四一五
大正ゴム工場……四五・一七〇
太祖(明)……三四〇
タイディングス(ミラード・イー)……六八・三〇九・三八九・四〇一・四〇五
タイディングス・マクダフィ法……六六・六九・七〇
七五―八五・八九―九〇・一四三・一四九・一六四・一九九
二九四・三〇七・三一四・三一五・三一七・三一八・三三一
三八八・三八九・三九二・四〇一・四〇三・四〇五
大同貿易株式會社……一七〇
タイフーン……七八
大理石……二四四
臺灣銀行……一三五・一三七・一七〇
ダヴアオ……三九・一四九・一六六・一七〇・一七一
一七四・一八六・一八四・一八七・一九六・一九八
二三七・二六〇・二九二・三三四・三六二・三九八
ダヴアオ麻……一四九・一七五
Davaokuo……二〇三
ダヴアオ港閉鎖案……一八八―一八九
ダヴアオ土地問題……一六五―二〇四・三九八
ダヴエラ(バルド・デ)……三六五
タガログ語……四二五・四三〇―四三二・四二七
タガログ族……二〇―二一・六三・三四四・四二九

ダグパン……二五七・三三八
ダスマリニアス(ドン・ゴメス)……一六五
煙草……八九・一三八・一五二―一五四・三一五―三一六・三二一
タフト(ウイリヤム・ハワード)……二八・二九
六一―六二・一一五・二五六・三七四
ダボラ(ニニオ)……三四一
ダラー汽船會社……二六一
タロモ拓殖會社……一九二
ダーン(ジョージ・エッチ)……六七―七一・二〇二
四三三・四三四
男女共學……四一七―四一八

チ

中華工會……三六五
中華工人協會……三六五
中華總商會……三六四
中興銀行……一二二・一二七
中菲公會……三六五
駐米委員……六三
チオンコ(セレリノ)……四二七・四二八・四三一・四三七
チャイナ・クリッパー號……二六四
チャータード銀行……一二二・一二七
潮州……三六四
趙汝适……二七〇・三三四
徴兵區……三八〇

ツ

通商貿易……二七〇―三〇八

テ

デー(ケネス)……四一九
デー(ウイリヤム・アール)……三九
テイモッグ(ホセ)……四三三
テインギアネス族……二二五
鄭和……三四〇
デーヴィス(クッシユマン・ケー)……五九
デーヴィス(ドワイト・エフ)……六五―六六
デゥエイ(ジョージ)……五八
デウエイラ(ジエームス・シー)……四三〇―四三一
鐵……二二六・二三〇・二三七―二三八
テブンコ製材所……二一七
デユラン(ピオ)……四四・五八・三九三・三九四・四〇一・四〇七
デルカド(フランシスコ)……三九五
天主教徒……三一〇
電信局……二六六・二六七

ト

獨逸人……一一三
銅……二二六・二一〇・二四三
鬪鷄税……一〇九
糖蜜……一四七
道路……二五八・二五九
登錄税……一〇三
德川幕府鎖國令……一六五
特別消費税……一〇四
獨立期問題……九七―一〇〇・一四八・三二八・三八八・四〇七
ドミニカン教會……三六六
トムソン(カーミ・エー)……三九六・三九七
トリピユン……一八九
度量衡計器檢査税……一〇六
トルシデラス條約……四八・四九
ドルフマン(ベン・デイ)……四一九
奴隸……一三五
奴隸制度禁止……四九
トレス(ペドロ・デ)……三五六・四二六・四三五
豐臣秀吉……一六五

ナ

內國消費税……一〇五
ナシヨナリスタ黨……六二・三八九
ナシヨナリスタ・コンソリダト黨……六五
ナシヨナル石炭會社……二三五
ナシヨナル石油會社……二三五
ナシヨナル・セメント會社……二三五
ナシヨナル鐵鑛會社……二三五
ナボング(ノルベルト)……七〇・七一
鉛……二四五
南蠻貿易……三三九
南洋華僑……三六六

ニ

二院制……八六
紐育ナショナル・シティ銀行……一二三・一二五・一二七
ニコルス飛行場……三八五

ニコルス兵營……三七三
日支事變……三三四・三五〇
日比貿易……三三五・三三九
日本政府……五三
日本人……三・一四・一七・一四〇・一六六—一六八・一七〇・一七七・一八〇・一八一・三六二・三九八
日本人小賣商……三三八

ヌ

布引丸……六〇

ネ

ネグリトス……一九・二〇
ネグロス島……二・一四四・二二一
NEPA……二九四—二九五・三三三・三三四

ノ

農業……一三三—一六四

ハ

バイオター(ヘクター・シー)……四三七
バウティスタ(ガウデンシオ)……四三七
PAKIA()制度……一九〇
バギオ……一七四・二六四・三三八・三六五
白金……二四四
バサー……三三八
バージェス(ジョージ)……四〇四
パーシング將軍……二五
バタン島……二四〇
葉卷……一五二—一五三・三二六
バナイ島……一四四
濱野末太郎……二〇三
拂下……一八五・一九二—一九三・一九七
パラトック合同鑛業會社……二三一
パラニアケ……四九
パラワン島……二・三三・二二一・二四三
巴里條約……三〇・五七・六一・四二八
ハリソン(フランシス・バートン)……六三・九三・三三五・三四六・三九一・三九八
パルマ(ラファエル)……八七
バルマセダ(コルネリオ)……三二九・三三七・三三八・三五七
バレデス(キンテイン)……八六・八八
パンガシナン族……二〇—二二・四一九
ハンター商會……三六八
パンパンガン族……二〇—二二・四一九
バローズ(デーヴィッド・ピー)……四一一—四一二
ハワード(ロイ)……四〇八

ヒ

ピアクナバト條約……五四・五五
非基督教徒……二〇・一七九
非金屬性鑛産物……二四四—二四六
ビコール族……二〇—二二・四一九
羊……二〇六・二〇七・二〇八・二〇九
比島海軍……三八八
比島の穀倉……一五七
比島貿易……二九四—三〇六
ピープルス信託會社……一二七
比律賓移民……八九・九二
比律賓議會……一八四
比律賓共和國……五三
比律賓銀貨……一二三—一二四
比律賓銀行……五〇
比律賓群島の寶庫……一七三
比律賓憲法……八八
比律賓航空會社……二六四—二六五
比律賓國立銀行……一二三・一二四・一二六
比律賓商業銀行……一二五・一二七
比律賓巡警隊……三七四・三七五・三八〇・四〇八
比律賓人……一七・一三九・一四〇・一六七
比律賓信託銀行……一二七
比律賓スカウト隊……三七四
比律賓大學……四二五
菲律賓中華工會……三六五
比律賓島銀行……一二二・一二四・一二六
比律賓の比律賓化……九五
比律賓プロレタリア協會……四二四
比律賓民主勞働組合……四二四
ヒル、マリアノ)……五三

フ

ファハルド(アルフレッド)……一八九—一九三・一九八・二〇一
ファハルド報告書……一九〇—一九三

フアロラン(モデスト・エム)……一九八—一九九
回々教徒……一九・二三・三〇
フイリップ二世……二六・一三四
フイリップ四世……三七〇・四一〇
フイルド(フレデリック)……一六六
フーヴア(ハーバート・シー)……四〇三
フエデラル黨……六三
プエルト・リコ……五一八
フオアマン(ジョン)……三一・三五
佛教……三〇
福建省……三六四—三六五
豚……一三四・二〇九
フライ(ウイリヤム・ピー)……五九
ブラウン(ジョン・エッチ)……九〇
ブラカン……四二八
ブラット(スペンサー)……五七
ブランコ(ドン・アントニオ・マリア)總督……五三
ブランコ(ペドロ・エム)……三八八
フリー・ペーテント……一八五—一八七
ブリッグス(チャーレス・W)……三三
古川義三……一九六
古川拓殖會社……一七〇・一九一・二一七
ブルードン フイロメノ)……四三二
ブルーメントリット……四六
ブレー(エッチ・W)……五七
ブレア エンマ・ヘレン……一三四
ブレア ロバートソン合著「比律賓島史」……三七〇
フロラニー鑛業會社……二四一
フンボルト(ウイルヘルム・フオン)……四二〇

ヘ

ヘー(ジョン)……三四五
ヘーア・ホーズ・カッティング法案……三五・六七—六九・七五—七六・三八八・三九二・四〇二
米國亞細亞艦隊……三八三・三八五
米國遠東飛行學校……二六六
米國人……一二・一七・二三九・一六七・一七九・一八〇
米國メール汽船會社……二六三
ヘーザー(ヴイクター・ジー)……三二・四五
米西講和條約……五一—七・三〇・六一・四二七
米西戰爭……三六六
平民……一三五
ペッソ貨……一二一
ヘーデン(カール)……三〇九
ヘーデン(ジエー・アール)……七一・一八九・一九四・一九五・一九九・四三一
ベニテス(コンラッド)……三一九・三四四
ベニテス(フランシスコ)……三四四
米比共同委員會……九九・一四八・三一八・三二〇—三二三
光比互惠通商條約……三一九—三二〇・三五八
米比通商會議……三一九—三二〇
米比通商報告……三一九—三二〇
米比貿易……三〇七—三二二・三三七
ペラヨ(パンタレヨン)……一八九
ヘルナンデス(ハイメ)……七三
ペレス(フイレモン)……一八九
ベーン・オルドリッチ法……二七一・二七七
ベンゲット……一七四—一七五・二〇四・二三一
ベンゲット合同鑛業會社……二二五・二三一・二四一

ホ

貿易外勘定……三〇九
貿易季節風……六
方鉛鑛……二四三
牧畜業……二〇五—二一一
邦人農事會社……一八一
ホーズ(ハリー・ビー)……三五・三六・三九一・三九九—四〇〇
ボニファシオ(アンドレス)……五三・五六
ボポリオ島……二三九
ボホル島……五〇
ホームステッド……一八五—一八七・一九二・一九三・一九六
ホモンホル島……四七
ボラー(ウイリヤム)……四〇六・四〇七
ボラヴイエハ(カミロG・デ)……五三・五五
葡萄牙……三六四
ボールドウイン(ラッキー)……二六三
ホールブルック(ルシアス・アール)……三八二
ホロ……二六〇・四〇四
ボンカン(マルセル)……三三七・三四九
香港上海銀行……一二二・一二三・一二七
ボンセ(マリアノ)……六〇
ボンド(ホレース)……三〇八・三一九

マ

澳門…三六四
マクダフイ(ジョン)…六八
マクタン島…四九
マクナット(ポール)…七二・九五―九八・四〇八
マクマレー(ジョン)…三二〇
マサール島…二一
マスバテ島…二三一・二三九
マスバテ銅鑛業會社…二三一
マゼラン(フェルナンド)… 四七・四九 二六〇・三二五
マツカーサー(アーサー)…六一
マツカーサー(ダグラス)…七二・三七七・三八二
マツキンレー(ウイリヤム)…三〇・五九・六一
マツキンレー要塞…三七三・三八五
マツクネーア(ヘーレー・エフ)…三六三
マツコール(サミュール)…四〇四
マドリガル(ドン・ヴイセンテ)…三一九
マニラ…六・二六―二七・四八・四九・五〇 五一・五四・七四・八九
一三三・一三六・一四九・一六五・一七〇・一八九・一九八
二五六―二五七・二六〇・二六四・二九二・三三八 三四一
三四三・三四七・三六四・三七〇 三八三・三九一・三九八
四二一・四二八・四三〇・四三三・四三七・四三八
マニラ麻…一三八・一四九―一五二・一七五・三五四
マニラ・プレテイン紙 一八九・二〇三―二〇五・三三四・四三二
マーフイ(フランク)…六六・七一・九五・一〇一・一八九
一九四・二〇二・二三六・三六九・三七七・四三一
マヨン山…三一
マリツテイム汽船會社…三六一
マルコルム(ジョージ・エー)…四〇七・四三六・四三八
マロロス憲法…五七
マンガン鑛…二三六・二三九・二三〇 二四一・二四三
MANCHOUKUO…三〇三

ミ

三井物産株式會社…一七〇・二一七
三菱商事株式會社…一七〇
ミルス兵營…三八五
ミンダナオ島…二・二三・五〇・六三 一七一―一七三
一九九・二二一・三八八・四〇四
ミンドロ島…一四四・二二一・二三九

メ

メスティソ…一九・四五 三四四・四二一
メーヨ(カザリーン)…三三一―三三五・四三三
メリサ(ライムンド)…七〇―七一
メリツト(ウエズレー)…六一
綿織物…一七〇―一七一
綿布…三三五―三三七

モ

木材…三一七―三二八・三三四
モリブデン鑛…二四四
モレンテ領事…四二四
諸隈彌策…一九六
モロ族…二三一―二四四・三九〇
モロング地方…三四三
モンスーン…六
モンテ・デ・ピエタト貯蓄銀行…一二七
モンテイノラ(ルベルト)…八八
モンロー(ポール)…四一一―四一三

ヤ

山羊…一三四・二〇六・二〇七・二〇八・二〇九
椰子油…八九・一三八・一五七―一六四・三一五・三三〇

ユ

輸入稅…一〇五
郵便局…二六六
郵便貯金銀行…一三〇―一三一
ユーロ(ホセ)…二〇一・三三〇

ヨ

養鷄業…二〇六
橫濱正金銀行…一二二―一二五・一二七・一七〇
吉田圓藏…一七四―一七五
ヨンガー(ジェー・アール)…三四四

ラ

ラウソン(フェリシシモ)…四三七・四三三・四二三・四三七
酪農産物…二〇九―二一〇
ラグン製材會社…二一七
ラスカー(ブルノー)…六六

ラソン(ベニト)…三一九・三三二・三三五
ラヂオ…二六八―二六九
ラナオ湖…五
ラモス(ベニグノ)…七〇・四二七・四二九―四三〇
四三一・四三三・四三四 四三七 四三九
蘭印商業銀行…一二五・一二七
ランボーン砂糖法…一四四

リ

リヴアース(ウイリヤム)…四〇七・四〇九
リヴエラ(プリモ)總督…三六
リオ・グランデ・ミンダナオ河…四
陸海軍費…三七一
陸軍區…三七二
リサール(ホセ)…五一・五二・五五
リサール・セメント會社…二四四
リー(デイ・ダヴルユー)大將…三八八
リチヤーヅ(ジエー・ベートレツト)…三一九
リマホン(林鳳)…四九・三四一・三七七
林業…二一一―二二五
リンダーベスト…二〇七

ル

ルクサンブルク大公國…四〇三
ルーズヴエルト(セオドア)…三九〇・三九九
ルーズヴエルト(ニコラス)…三八・三九九・四〇五
ルーズヴエルト(フランクリン・デラノ)…
三九六―三九八 三九九・四一八
ルーズヴエルト二世(セオドア)
六七・六九・八五・八八 一四四・二〇三・三二四・四三五
ルソン島…一・五四 一四四 三四〇・三八八
ルナ(アントニオ)將軍…五六

レ

レイテ島…一三四・二二一
レガスピー(ミゲル・ロペス)…二六・四九・五三
一三四・二六〇・三四〇・三七〇
レガスピー港…三五八
レガラ(ロベルト)…四〇五
レクト(クラロ・エム)…八六・八八
レコレツト派…二八
レード(ホワイトロー)…五九

ロ

勞働協議會…四三五
勞働評議會…四三五
勞働問題…四三二―四三八
ロシア人…一五
ロスアンヘレス(レフト・デ)…五九
ロスペニオス鑛泉…四 二四五
ロドリゲス(フランシスコ)…一三一・三三七
ロドリゲス(フリアン)…一八九
ロドリゲス(ユーロヒオ)…一八九―一九〇 一九五
一九六・一九八・一九九・二〇〇・二五〇・三三七
ロハス(ニカノール)…二〇一
ロハス(マヌエル)…六五・六六 七五・八六・八八
ロバーツソン(ジエーム・エー)…一三四
ロンドレス(ラフアエル)…四三四

ワ

ワイルドマン(ラウンスヴイル)…五七
ワクワク・ゴルフ倶樂部…三一九
ワレース(アルフレツド・ラツセル)…二〇四
ワレース・ウエベル線…二〇四

（索　引　終）

昭和十四年四月十八日印刷
昭和十四年四月二十日發行

版權所有

南洋叢書 第五卷 比律賓篇
定價 金參圓貳拾錢

東京市麹町區内幸町一丁目二番地ノ二
著作兼發行人 佐田弘治郎

東京市京橋區銀座西二丁目五番地
印刷所 森彩雲堂印刷所

發行所 東京市麹町區内幸町一丁目二番地ノ二 財團法人 東亞經濟調査局

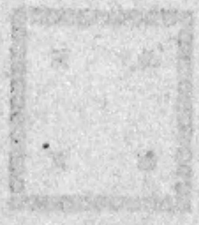

730
601